

## 平成26年知内町議会第3回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成26年9月24日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年9月24日（水） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成26年9月24日（水） 午後 8時56分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博
5番	敦澤良子		

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 5番 敦澤良子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
（給食センター長）	大館光晴
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成26年知内町議会第3回定例会議事日程

(第1号)

平成26年9月24日(水) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 1番、西山和夫君、5番、敦澤良子君
第2	委員会報告第1号	議会運営委員会報告について(委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6	委員会報告第2号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について(委員長報告)
第7	委員会報告第3号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について(委員長報告)
第8		追跡質問
第9	議案第1号	知内町子ども・子育て会議条例の制定について
第10	議案第2号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第3号	平成26年度知内町一般会計補正予算(第5号)について
第12	議案第4号	平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
第13	議案第5号	平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第14	議案第6号	平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第7号	平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第16	議案第8号	平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
第17	議案第9号	平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)について
第18	報告第1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第19	報告第2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第20	議案第10号	平成25年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第21	議案第11号	平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第22	議案第12号	平成25年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第23	議案第13号	平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第24	議案第14号	平成25年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第25	議案第15号	平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第26	議案第16号	平成25年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程	議件番号	議 件 名
第27		議案第10号から議案第16号までの7議案 一括決算審査特別委員会（付託質疑） 一般質問（ナイター議会）

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

本日の欠席の通告はありません。全員の出席であります。只今の出席議員数は9人です。定足数に達していますので、平成26年第3回知内町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、西山和夫君及び5番、敦澤良子君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。議会運営委員会は、去る9月19日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めるところであります。委員長健康上の理由により、代わって副委員長より代読説明を致します。

議会運営委員会副委員長、木村一君。

◎ 議会運営委員会副委員長（木村 一）

議会運営委員会報告書。平成26年知内町議会第3回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年9月24日提出。知内町議会運営委員会。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催状況。開催日、9月19日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員なし。説明員なし。事務局、村上・上野。

2. 会期について。今定例会の会期は、9月24日水曜から29日月曜までの6日間としたい。

3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。

4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、議案19件、報告2件、意見書案10件、議長発議1件である。

5. 一般質問について。一般質問通告者は、別紙のとおり4名で5件である。

6. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり10件である。

7. 決算審査特別委員会の設置について。議案第10号から議案第16号までの7議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。

8. 議長の諸報告及び説明委員の出席については、別紙配付のとおりである。以上。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、進めてまいります。

---

#### ● 会期の決定について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会から報告があったとおり、本日から9月29日までの6日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの6日間に決定しました。

なお、只今、議会運営委員会から報告のとおり、ナイター議会を本日午後6時30分から開会致しますので、ご承知おきください。

---

#### ● 議長の諸報告

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成26年第2回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご承知願います。これで、議長の諸報告を終わります。

---

#### ● 町長の行政報告

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

### ◎ 町 長 (大野幸孝)

おはようございます。平成26年第3回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。第2回定例会以降、今議会までの町議会の主要な事項について別紙により報告を申し上げます。

まず、第1点目は、平成27年度予算編成並びに施策に係る渡島総合開発期成会提案要望活動についてであります。渡島総合開発期成会の札幌・東京要望活動に私と議長が参加したところであります。要望内容については、別紙のとおり資料1として添付をさせていただいております。

2点目は、大規模災害時等における連携に関する協定についてであります。去る7月2日福島町役場において、渡島西部四町と陸上自衛隊第28普通科連隊との間で大規模災害時における救助活動の連携に関する協定を締結致しました。協定の主な内容は、大規模災害発生時の自衛隊の連絡調整所や活動拠点の設置による迅速救援活動の体制確立及び自衛隊の連絡員派遣による連絡手段の確保等であります。協定書調印式には、陸上自衛隊第28普通科連隊長、吉原和宏氏、石山松前町長、佐藤福島町長、大森木古内町長と私が出席をさせていただきました。協定書の内容については、別紙資料2として添付をさせていただいているところであります。

3点目は、知内町懸案事項にかかる単独要望活動についてであります。知内町懸案事項にかかる単独要望活動を森永副議長、谷口経済民生常任委員長、西山総務文教常任委員長に同行していただいて実施したところであります。要望内容については、別紙資料3として添付をさせていただいたところであります。

4点目は、半島振興法延長充実・実現決起大会についてであります。7月17日にイイノホールで開催されました半島振興法延長充実・実現決起大会に出席をさせていただきましたところであり、大会決議については、別紙資料4として添付をさせていただきました。

5点目は、北海道治水砂防海岸事業促進同盟道路整備促進協会ほか道路関係団体合同での平成27年度国予算施策にかかる地方行政活動についてであります。北海道、北海道町村会、北海道道路関係団体、北海道治水砂防関係団体の合同要請活動に参加を致しました。要望内容については、別紙資料として、5・6として添付をさせていただきました。

6点目は、自由民主党北海道第8選挙区支部移動政調会の開催についてであります。7月30日に知内中央公民館で開催をされました。出席者については、前田衆議院議員、長谷川参議院議員、自由民主党知内支部役員2名、函館建設開発部、渡島総合振興局からの出席であります。町からは、私と網野副町長、それから、伊藤議長ほか議員7名、農協、土地改良区、商工会、森林組合、木工組合、建設協会社会福祉協議会等で、9名の皆様方に参加をさせていただきました。要望内容については、別紙資料7として添付をさせていただきました。

7点目は、函館工業高等専門学校との連携に関する調印式についてであります。9月9日に函館工業高等専門学校で開催された協定調印式に出席を致しました。連携内容については、協定書第2条として、1つとして、人的・知的資源の交流、2つとして、産学官による地域連携の促進、3つ目として、それぞれが主催する事業に対する協力支援、4点目として、相互理解を促進するための情報の提供及び交換に関する事、5点目として、その他前条の目的を達成するために必要と認める事項の5項目であります。協定書を読み、これまでの経過について、別紙資料8として添付をさせていただきました。

8点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成26年第2回臨時会が平成26年7月8日に開催をされまして、議案第1号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。議案第2号、福島消防署水槽付き消防ポンプ自動車購入契約の締結について。議案第3号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算について。報告第1号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費の報告については、提案どおり可決されたところであります。次に、平成26年第3回臨時会が平成26年8月4日に開催をされて、議案第1号、消防救急デジタル無線整備工事請負契約の締結について。議案第2号、消防救急デジタル無線整備工事請負計画の締結について。議案第3号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算については、いずれも提案どおり可決されたところであります。また、平成26年第2回定例会が26年9月1日に開催をされまして、議案第1号として、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。議案第2号、積立金の処分について。議案第3号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算については、いずれも提案どおり可決されたところであります。なお、認定第1号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についても原案どおり認定をされたところであります。また、報告第1号として、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越費精算報告についても提案どおり可決されたところあります。

9点目は、台風11号による農業被害についてであります。去る8月10日から11日にかけて台風11号の暴風雨による農業用ビニールハウス11棟に192万円の被害が発生致しました。内訳はニラのハウスが2棟、うち全壊が1棟、ビニール破損が1棟、トマトハウスが9棟のうち全壊が1棟、半壊が1棟、ビニール破損が7棟でありました。また、雨による冠水被害は、水稻で5.4ha、牧草で7.6ha、ウドで0.6haの被害が出たところあります。なお、当日の最大雨量は41mmを記録しておりまして、最大風速は10.9mを記録したところあります。以上、9点について行政報告を申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 総務文教常任委員会委員長（西山和夫）

平成26年度常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。平成26年9月24日。

記、1. 調査月日、平成26年6月10日、火曜日、1日間。2. 調査委員、西山、木村、松井、森永、泉、吉田各委員であります。3. 説明員、網野副町長、手塚総務企画課長、小田島総務企画課政策室長。4. 事務局員、村上事務局長、上野係長。5. 調査事項、

(1) 空き家の実態と対策について。(2) ふるさと納税について。

## 6. 調査意見

### (1) 空き家の実態と対策について

空き家等に関する問題は、社会問題にまで発展し、トラブルの原因にもなっている。この背景にあるのは、少子高齢化さらには人口の減少や流出が加速したことにより空き家等が増加したもので、中には適正に管理されず老朽化した危険な空き家等も増加しており、倒壊などによる近隣住民への被害のほか、不審者の侵入により火災や犯罪が生じるなど、全国的に問題となっている状況にある。

当町において、町内における専用住宅は1,700戸、店舗等が100戸（平成24年12月現在）あるが、その内9町内会における空き家等の戸数は81戸となっており、残りの町内会を含めても100戸を超える空き家等が想定される。これまでの調査では、景観が悪く建物の形状をなしていないなどの危険家屋が現在、数箇所あり、これらの解決にあたっては、諸課題も多い。

例えば、建物の所有者本人が解体することは当然だが、経済的な事情によりなかなか解体ができず、仮に町が代執行したとしても、あくまでも経費は所有者が負担することが基本的な考え方であり、その場合、所有者から解体経費を徴収できるかどうか。

また、景観等を考えた時、町が経費を負担して処理した方がいいのか。その場合、自費で処理している人の扱いをどうするのかなどの課題も考えられる。

一方、空き家が更地にされずにそのまま放置される一因は、固定資産税の仕組みにもあり、小規模住宅用地（200平方メートルまでの部分）については固定資産税の評価額の6分の1、一般住宅用地（200平方メートルを超える部分）は、固定資産税の評価額の3分の1が税制の特例措置として固定資産税は軽減されるが、空き家等を撤去して更地にすることで固定資産税の軽減措置がなくなり、居住していないにもかかわらず建物がありさえすれば固定資産税の負担が少なくてすむこともあり、空き家等を取り壊した後の問題をどう整理していくのかなど課題は色々ある。

これらの問題を解決するうえで、空き家等で居住ができるようであれば管理者にきちんと管理してもらうことが重要だが、有効利用を考えた場合、お試し住宅などの利用についても検討すべきと考えるが、まちづくりを進めるうえでも、地域の良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保するため「廃屋・空き家対策条例の制定」が急がれるところである。

### (2) ふるさと納税について

「ふるさと納税」は、寄付金の内2千円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税・個人住民税から全額が控除されることとなっている。当町の「ふるさと納税」寄付金額は、一口5千円で、これまで寄せられた寄付金は、平成24年12月現在で39件、おおよそ119万円となっている。活用方法としては色々あると思うが、当町においては、基金として次世代を担う幼稚園児から高校生・一般・お年寄りまでの文化・スポーツ活動のために活用している。最近の他の自治体の寄付金の傾向を見ると大口寄付が多くなってきている状況にあるが、寄付者から寄付金をいただき礼状等を送付している自治体が多い中で、寄付者に記念品や特産品を贈っている自治体も増えてきており、当町においても町の特産品をPRする観点からも寄付者に対して、町の特産品を贈ることなども検討することも必要と思われる。以上です。

## ◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わります。

なお、只今報告がありました同委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう、議長からも要望します。

---

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 経済民生常任委員会委員長（谷口康之）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。平成26年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年9月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。平成26年9月24日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 調査月日、平成26年6月10日、火曜日、1日間です。2. 調査委員、委員長、谷口康之、副委員長、吉田峰一、委員、木村一、委員、松井盛泰、委員、泉政栄、委員、敦澤良子、以上であります。3. 説明員、網野副町長、佐々木建設水道課長、小嶋建設係長、4. 事務局、村上事務局長、上野係長。5. 調査事項、（1）住宅耐震改修等補助事業について。

6. 調査意見

（1）住宅耐震改修等補助事業について。

当該補助制度創設から2ヵ年経過しているが、耐震診断及び耐震改修工事ともに実績は0件となっている。補助対象の要件としては、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、併用住宅で自ら所有し居住する住宅が対象で、現状では一般住宅が800棟、共同住宅は3～4棟が対象で、補助金交付額は、耐震診断の場合、対象経費の3分の2で、限度額は8万6千円となっており、耐震改修工事は対象経費の20%で限度額は100万円となっている。

制度的には問題ないと思えるが、耐震診断に1ヶ月程度の時間を要することから、改築時に耐震診断及び耐震改修を行うのは、事前に制度を熟知していなければスムーズに進まず、結果利用されないという事になりかねないことから、今後も効果的なPRが必要と思われる。

なお、地域材活用助成事業補助金との併用が可能となっており効率の良い制度であることから、担当課での連携を密にし、事業の推進にあたって欲しい。

また、当該補助の条件を町外所有者にまで拡大することも検討すべきと考える。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。



なお、只今報告がありました、同委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう、議長からも要望します。

---

## ● 追跡質問

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

順番に発言を許します。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようでありますので、追跡質問を終わります。

---

### ◎ 議長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

### ◎ 町長（大野幸孝）

議員の皆様には大変お忙しい中、平成26年第3回知内町議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。今議会で上程しておりますのは、議案19件、報告2件であります。まず、議案第1号は、知内町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。本条例制定の趣旨は、子ども・子育て3法の成立に伴い、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から開始されるため、市町村実情に応じた計画の策定が義務付けられたことから、その準備のため本町における子ども・子育て会議を設置するための条例制定をするものであります。

議案第2号は、地方自治法第203条及び第203条の2に定めにある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第1号の知内町子ども子育て会議の設置に伴い、報酬・費用弁償を定めるため条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、平成26年度知内町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出に1億6,557万円の追加補正であります。主な内容については、マイナンバー制度導入に伴うシステム改修費に731万4千円の追加、庁舎電気設備改修工事照明器具LED化工事に7,900万円の追加、平成25年度決算に伴い財政調整基金積立金に2,150万4千円の追加、農林漁業活性化プロジェクト支援交付金事業整備工事に2,450万円の追加、地域防災力強化事業備品購入で799万円の追加、文化・スポーツ振興事業助成に642万3千円の追加、そして、町史印刷業務委託料として550万円の追加などです。

議案第4号から議案第8号は、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町公共下水道事業特別会計、知内町農業集落排水施設整備事業特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計の平成26年度補正予算であります。補正の内容の主なものにつきましては、いずれも平成25年度の決算に伴い、5会計合わせて2,666万4千円の追加補正をするものであります。

次に議案第9号は、平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

補正予算内容は、配水管移設工事に伴い建設改良費に110万円を追加補正するものであります。

続いて、議案第10号は、平成26年度知内町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第11号から議案第15号までは、知内町国民健康保険事業、知内町公共下水道事業、知内町農業集落排水施設整備事業、知内町介護保険、知内町後期高齢者医療の5特別会計の平成25年度の歳入歳出決算認定についての議案であります。

議案第16号は、平成25年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

議案第17号は、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。ひとり親家庭の母及び父の定義に関する文言の整理に伴う条例改正であります。

次に議案第18号は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の追加及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。根室北部廃棄物処理広域連合を加えることに伴う規約の変更であります。

議案第19号は、教育委員会委員の任命であります。教育委員1名が9月30日で任期満了となることから、選任についての議会の同意を求めるものであります。

また、報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告（第2号）として、株式会社スリーエスの業務報告の報告2件についても上程をしております。

議案の内容につきましては、後ほど各担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

---

## ● 議案第1号 知内町子ども・子育て会議条例の制定について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『知内町子ども・子育て会議条例の制定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長（網野 真）

議案第1号、知内町子ども・子育て会議条例の制定について。

知内町子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、一昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が平成27年度にスタートすることとなっているところであります。新制度では、市町村に対し、地域の実情に応じた子ども子育ての支援事業計画の策定を義務付けているほか、計画策定にあたって当事者の意見反映や計画推進にあたっての施策の実施状況等を調査、審議するため、子ども子育て会議の設置が求められております。そのことから会議設置の条例をこの度、制定するものであります。条例の内容につきましては、この後、生活福祉課長から説明をさせていただきます。よろしくごお願い致します。

### ◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第1号、知内町子ども・子育て会議条例の制定について。

知内町子ども・子育て会議条例を次のように改正する。

知内町子ども・子育て会議条例。知内町子ども・子育て会議条例の概要については、予算説明資料見だし2の生活福祉課1ページでご説明致しますので、お聞きください。

知内町子ども・子育て会議の概要。先ほど副町長の方から趣旨の方は言っておりますので、省略させていただきます。子ども・子育ての会議の審議の内容でございますけれども、特定教育、保育施設の利用定員の設定に関する事、それから、子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関する事、それから、子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実状況を調査審議すること。子ども・子育て支援新制度関連条例案に関する事。

それで、次の子ども・子育て支援制度ですけれども、認定子ども園制度の改善、それから、2番としまして、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設。3番としまして、地域の子ども・子育て支援の充実。4番目としまして、市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付事業を実施。それから、5番目としまして、社会に全体による費用の負担。6番目として、子ども・子育ての会議設置というふうにならなっております。

本文の方にお戻りください。第1条は、設置について定めております。第2条は、組織について。第3条は、委員の任期について。第4条は、委員長及び副委員長について。第5条は、議事について。第6条は、庶務について。第7条は、委員長への委任について定めております。

附則として、施行期日、この条例は、交付の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

ちょっと確認のためにお伺いしたいんですけれども、第2条によりますと、委員の方々の選任ですね、これ1から5まであるんですけれども、今のうちの町の現状からいって、どのような方々を想定するのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

それから、委員の任期は2年となっておりますけれども、これについても、3年とかそういう形の2年でなくてももう少し長くても私はいいんじゃないかと思うんです。その辺についての考え方、なぜ、2年なのかお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。1点目の委員の任命なんですけれども、ここに書いてある法第6条第2項に規定する保護者、これは一般の保護者の方です。それから、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験者ということで、これは例えば、PTA会長だとかそういう方を。すみません。これは例えば、社会教育委員長だとか、そういう方を指名しております。それから、教育に関して、学識経験のあるということで、これは例えば、校長会だとか、そういう方を指名しております。それから、第7条第4項は、保育所の施設の代表者ですので、保育園の園長、それから、幼稚園の園長、保育所の所長、そういう方を想定しております。

それと、任期の方ですけれども、一応、これは策定委員会がですね、子ども会議の策定をしまして、2年というの、一応2年で検証して、新たな委員をですね、2年後に再任を妨げないということです、一応2年ということで定めると。考え方とすればそういうことで考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今の委員の方々はだいたい私も予想していた方々なのかなと思うんですけれども、この辺についてですね、私は任期2年ということについてはですね、やはり今、課長の説明を受けたような方々でありますと、親御さんは当然いいんでしょうけれども、そのほかの方々の役員ということは、充て職だとかいろいろな形がありますけれども、やはり2年とか任期が途中でやめざるを得ないという形の方も出てくるのかなということで、もう少しそういう形をちょっと考慮して、3年といえ言方変ですけども、もうちょっと長くてもいいんじゃないのか、そしたらそういう形できちんとその部分で任期の間にそういう事業とかそういう形のものクリアできるんじゃないかなとちょっと、私なりに、個人的に考えたもので、その辺についてどうなのかなと。

それから、今の場合、6条の庶務は生活福祉課ということになりますけれども、これも教育委員会の方もかなり私は関わってくる問題なのか、その辺についての教育委員会との連携というものはどのような形で取るのかなということをもし考えているようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。庶務を生活福祉課に置くということで、一応、うちが主体となってやりますので、事務局の方には、教育委員会の次長、それから社会教育係長、学校教育係長も事務局の一員ということで入れる予定になっております。

それから、2年というのですね、一応、今7番議員さんが言いましたとおり、充て職の方がほとんどです。それで、保護者の方も代表者いますけれども、例えば、小学校の子どもが卒業したとか、そういうことがありますので、とりあえず、2年間ということで、そういう考えで2年間ということで定めております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そしたらですね、うちの町としては、子ども支援ということで、この子ども支援法を見ますと、子どもは18歳までという形になっていますけれども、うちの町としては、年齢的にはどのくらいの子どものさん方を全部あれなんでしょうけれども、うちの町として実際的にはどのくらいの年齢までの方の子どもさんを一番重要なポイントとして捉えて支援するのか、その辺、もしあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。前回ですね、次世代支援計画、それが26年度までになっております。

その計画は18歳までの計画で、いろいろな事業の関係になっておりますので、今回、知内子ども・子育て支援計画についてもですね、この次世代の支援計画、これを盛り込んだ中でやりますので、一応18歳までというふうには考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

この制度は、来年の27年度から開始をするということで、この制度を制定するという事は理解しますが、ただ、この制度の条例の必要性について、まず、ここに参考資料の中に知内町子ども・子育て会議の概要ということで、これちょっと読んでみて、さらにはちょっと国でいう子ども3法のやつを引用しましたら、この文章全く国でやっているそのまま載っている。私の言うのは、議会の方で認定子ども園だとか、それらについていろいろ要望出したにも関わらず、庁舎内の検討委員会では時期尚早という答えがこの間出てきたばかり。その中で、子ども・子育て新支援制度のこの文章、全くそぐわないということでしょう。なぜ、この子育て会議の概要だったら、知内は知内版のものをきちんと国で出したこの制度の内容を参考にしながら、知内版のものを出さないのか、その考え方お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど概要の部分ですね、子ども・子育て支援新制度、このところを3番議員さんが言っていると思うんですけども、これはあくまでも国の制度で行うということの概要です。その上の子ども・子育て会議の審議の内容、このことについて、うちの知内町子ども会議で行う審議の内容ということでご理解願いたいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

国で言っていることはわかるんですよ。けれども、我々、条例を制定したこの根拠は一体何だろうかと、まず、この文章の説明を見ますよ。その中で、子ども園の制度の改善だとか幼保連携型の云々いろいろ載っていますけれども、知内で全く手を付けていないということでしょう。手を付ける予定もないでしょう。認定子ども園できた段階でこれを追加すればいいでしょう。はじめから何も入れる必要ないと思いますよ。もう一回言いますけれども、我々はこの条例そのものはいいいんですよ。当然27年からスタートするのは、国の制度が制定されたわけですから、今作るのは当然だと思うんですけども、この条例案の中を言っているのではなくて、この概要の文章そのまま国がやるのを丸写ししているのがどうなのということを言っているんです。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど資料2の子ども・子育て支援制度、これはあくまでも今、国もですね、認定子ども園の制度の改善、今ありますけれども、幼保一本化だとか、そういう審議をしていますので、その制度を子ども・子育て支援関連3法によってこういう改善をするということですので、これをただ載せたただけです。国もこういうふうに動きますよ

ということです。ですから、それに伴って、うちは子ども・子育て会議の審議内容ということで、上の方にこの内容をやるということでご理解願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今の説明の中で、ただ載せただけでしょう。さっきから私が言っているのは、その国の文章そのままの丸写し載せたと。あなた自ら説明して、ただ載せただけですと。これはやっぱり改めるべきだと。国の制度は制度としていいの。それを参考にして、知内版というのはきちんとつくるべきだということ、答弁あったら答弁願います。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

ご説明を申し上げます。今、3番議員さんのご指摘でございますけれども、実は先ほど来説明しておりますとおり、子ども・子育て会議というものは、国の子ども・子育ての関連3法、子ども・子育て支援法案、さらには、総合子ども園法案、関係整備法案という3つの法律に則ってのものでございまして、当然、この中では子ども園の法案もございまして、この子ども子育て会議の中では、これらのものも審議、議論していかなければならないということで、実はこの会議設置の条例につきましては、その具体的なものというのは特段載せてございません。議案の方、ご覧になっていただければわかるかと思っておりますけれども、この会議設置をして、その会議の中でこれら3法に伴う関連のものを審議していくという内容のものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

3法の中身はよくわかるんです。だから、さっきも同じこと何回も言いますが、国の文章をそのまま載つけるのはどうなんだと。意味わかるんですよ。けれども、今、知内で認定子ども園だとか、幼保連携型のいろいろな話、議会の方からしていても、あなた方庁舎内では、時期尚早ということで取り上げなかったでしょう。そういう前提の中でこれを謳うのは如何なものかということ。それを取り上げてからはじめてこういう文章が出てくるというんだったらわかりますよ。あえて答弁はいりません。何回言っても同じです。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

ご説明を申し上げます。答弁いらないということだったんですけれども、実は全員協議会の中でもお話しておりますとおり、子ども園に関して決して否定的なことを言っているわけではないんですよ。時期尚早ということもはっきり申し上げておりません。ただ、段階を踏んで、そういうことも検討していかなければならない。ですから、この子ども会議の設置の中で、当然これらのことも議論していかなければならないということでございますので、資料ということでございまして、よろしくご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

今の3番議員からの質問がありましたが、単純な答弁でちょっと私も戸惑っているんで

すが、視点を変えて聞きますが、この会議で出された結論と言いますか、意見、これはどういう形で町の行政に反映されるのかということが第1点であります。

それと、単純な文法上の質問になるのかと思うんですが、なぜ、知内町子ども・子育てなんですか。子育てだけだったらだめなんですか。何で子どもが付くんでしょう。子どもだけだったらちょっとまずいかもかもしれませんが。これも今3番議員が言われるように、国から回ってきたのそのまま出すからこういうふうになるんじゃないですか。地域に合ったような子育てをなささいというのが目的でしょう。今3番議員が言われているのはそこなんですよ。なぜ、地域にあったような目的の会議にしようとならないのか、前段の条例であっても余りにもその辺は理解できない。条例の制定なんです。知内町の条例の制定なんです。国の条例の制定じゃないんです。法律で決まったからという単純なものではないはずであります。特に知内の場合、いろいろと議論されているでしょう。少子高齢化の関係で幼保一元化等々議論されている最中でありますから、その辺を慎重に条例設定していただければと思います。改めて聞きますが、子ども・子育てなんでしょう。子どもだけならだめなんでしょう。子育てだとだめなんでしょう。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、各議員さん方から意見もいただいておりますけれども、こんなふうになんて考えていただければと思います。今、副町長からも担当課長からもありました。国の制度が法が変わりましたと。そこでそれは要するに各自治体でこういう条例を作りなさいという、計画をつくりなさいということで、ここにありますけれども、ここにある子ども・子育て支援事業計画を平成27年度から31年度までの計画を作りなさいということなんです。ですから、今、言われるように、当然それは町が今、抱えている問題が、その事業計画の中に反映されるということでご理解いただけないでしょうか。このままうちの計画が要するに国が示したものを全てそこに計画に登載をするということではなくて、国が今、示している概要ということで、こんな形で国が今、示されていますよと。それを受けて町が27年度から31年度までの支援計画に今、いろいろと議会からの意見をいただいておりますので、それが今、繁栄されて、その内容は当然、議会の皆様方にこんな形で知内町の子ども・子育ての支援を今、計画されていますよということで、それを議員の皆様方に説明するというご理解していただけないでしょうか。これを全てその計画の中に盛り込むということは一切言っておりません。概要として国から示されているものを今、資料として議員の皆様方にお配りをさせていただいたということ。ですから、認定子ども園の今、言われるように、私は一切、否定はしておりません。ずっと一貫して認定子ども園は必要ですよということはおっしゃっていただいております。ただそれは、時期を今、見極めて、体制をどうするかということは当然、町だけの考え方ではなくて、民間で今、経営をされている方がおりますので、その辺の事務調整というか、協議をさせていただいて、然るべき時点できちんと判断をさせていただきますよということで、きっと副町長は常任委員会で説明をしているというふうに思っています。時期尚早とか否定をしているということは一切、私は考えておりません。私は行政報告の中にもきちんと認定子ども園の設置に向けて検討をさせていただきますよということをおっしゃっていただいておりますので、この27年度から31年度までの事業計画の中にきちんとその辺は計画に登載をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

9番議員から会議の結論をどういうふうに行政に反映させるのかという内容もありますので、その点について答弁求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

会議の名称でございますけれども、先ほどもご説明申し上げておりますとおり、子ども・子育てということにつきましては、実は例えば、子育てだけでいいんじゃないということもありますけれども、実は子育てということだけでなく、子どものための支援ということもこの中に入っています。子どものための支援。ですから、例えば、児童手当法に定める部分のものですとか、あるいは、子どもための教育・保育のための給付ですとか、それと親御さんにとっての子育てという両方の意味合いがあるので、子ども・子育てという名称になっているということをご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

どう行政に反映させるかという結論。町長。

◎ 町長（大野幸孝）

計画が策定された折には、行政としてそれをどういうふうな形で活用するのかという考え方でありまして、当然、それは各委員、今、想定しているのは、17名の委員を想定しておりますけれども、そこで将来的に少子化対策、それからいろいろとやっぱり子育ての支援の部分も私は子育て支援ずっと一貫してやらせていただいておりますけれども、そのほかにこんな形もどうなんでしょうか、知内独自の子ども支援ということも考えるべきじゃないかということがきっと計画の中に盛り込まれることなんだろうというふうに思っています。ですから、そこで検討された計画については、できるだけ行政としてその部分に対応をさせていただければというふうに思っています。ですから、今までの経過、取り組んだもの、それから、将来的な見通しの中で、こういう支援策、給付も必要でないかということが意見としてきっと計画の中に盛り込まれるというふうに思っていますし、その辺は私は独自にやらせてもらっておりますけれども、いろいろとやっぱり町民の皆様方がもっと町長この部分を充実するべきではないかということが当然、盛り込まれてくるものだというふうに思っていますので、その辺も期待を持ちながら、その計画の策定状況を見極めながら、行政としても対応していきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

町長の部分は理解したんですが、網野副町長の今、言われる単純な質問なんです。子育てであろうと、子どもであろうと、どっちでもいいんですが、全てが子育てででしょう。何をやるにしても全部子育てででしょう。子どもが一人前の大人ですか。子どもだからみんな育てるんですよ。ここは子どもです、ここは子育てですと分かれてます。支援は全部子育てででしょう。もう一回、網野副町長。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

舌足らずで申し訳ありません。全て子育てであることは確かです。ただ、子どもも1人の人格として、子どもに対して直接支援という意味合いもあるということです。

◎ 議長（伊藤政博）



ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

議案第2号にもちょっと関連してくるんですけども、学識経験ありますよね、学識経験者、メンバーの中で、学識経験があるんですけども、この報酬が議案第2号で示されているんですけども、車賃だとか想定していません。けれども、これは町内の学識経験ということですか。あくまでも、先ほど言っていました充て職みたいな各団体、PTA等、それだけの想定ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今、考えているのが町内の学識経験者で、それでPTAの会長さんだとかもありますけれども、それで、203条のこれから出ますけれども、町内の学識経験者で、公の部分は日中に開きますので、その部分の費用弁償だとかは入っていないですので、よろしく願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

何のものでも各団体の長と入ってくるんですね。知内町のこういう町長の諮問機関には。それで、果たしてそれがいいとか、悪いとかじゃなくて、ある意味、子どものための子育て、いろいろ考え方あるんだろうと思いますけれども、町外からのそういう真の教育従事者の真の学識経験者を入れて、知内町の子ども・子育てをどうするか、大事に会議になってくるんだろうなと思いますので、是非、町外の学識経験も入れられるような条例にしていなければありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

先ほど副町長から更に町長の答弁を聞いていたところですが、国から示されている内容は内容ではじめから理解しているんです。私も9番議員も言っているのは、この概要の知内町子ども・子育て会議の概要と謳っている。知内町と謳っているんですよ。国を参考資料なら国の参考資料でぼんと出せばいいでしょう。知内と謳っているから知内の考え方になるでしょう。それを言っているんですよ。国なら国の参考資料で出ていますよと。これをもとでこの条例を作る知内の子育て会議の概要がこうですよと出てくるんだったら別ですよ。だから丸写しはおかしいですよと言っているのはそこなんですよ。もし答弁あれば欲しいし、なかったらいいです。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、3番議員からご指摘のとおり、ここに知内町ということ謳ってしまったものからちょっと誤解を与えてしまったということだろうと思っておりますので、この辺は今後、きちんとその辺を整理させていただければというふうに思っております。よろしく願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。  
これから議案第1号を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩致します。再開は11時と致します。

（ 休憩 午前10時41分 ）

（ 再開 午前11時00分 ）

---

● 議案第2号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正であります。知内町子ども・子育て会議設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を追加するための改正であります。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料見だしナンバー2、生活福祉課関係2ページに掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

附則として、この条例は、交付の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。再度、お尋ね致します。先ほどの条例の中で、学識経験のある者というこ

とで、第2条に載っておりますけれども、この第2条の学識経験者とは、町内の限定なのか、町外は考えていないのか、改めてお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。只今の質問ですけれども、町内ということで考えております。町外は考えておりません。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

繰り返しになるんですけれども、いろいろ町内の学識経験者、固定されたような気が致します。それで、改めてこのような大事な子ども・子育てという大切な会議になってくるだろうと思いますので、これからは幅広く専門的な意見を聞くためにも、町外の学識経験、特に教育従事、携わった経験がある方々の考え方、考え方でもいろいろあるだろうと思いますので、是非、2人以上のそういう専門的な知識がある方を委員として入れていただければ、大変ありがたいなと思っているんですけれども、その辺についての考え方をお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。只今、1番議員さんの方からありました教育従事者の専門の方と言いますけれども、うちの方に今、想定される人は、幼稚園の園長だとか、教育従事者ということで、そういう方々をですね、幅広く携わった人をですね、任命したいというふうに思いますので、町内でということで私は考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

なぜ、町外にこだわるかという、町内で例えば、今、出ましたように、幼稚園の先生だとか、いろいろ学校職上がりでいます。けれどもですね、やっぱり教育長の下でいろいろ話し合いはされているんだろうと思いますけれども、ただ、それというのは、内輪の会議と同じで、ある程度、自分の本質的な要素というのは、果たして出ているのか、出ていないのか、ちょっとわからないところがあります。我々町内で、やっぱり同じ町内にいますと言いつらいというところもありますし、町外であれば、客観的に知内町を見て、またこれから会議の題材であります子ども・子育てに関して、自分はこういう意見があるとか、様々な幅の中で発言をしていただけるのかなという、あまり町内という枠にこだわらず、外部的な意見、正直、真っ向から教育長と反論するような方も1人いてもいいんだろうなという気がするんですね。そういう対陣した中で、そういう子育てだとか、いろいろ考え方を議論して、また前向きな方向へ進めていく、ひとつの方法だと考えるんですけれども、その辺を。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今の部分です、うちの町にですね、先ほど言いましたとおり幼稚

園の園長だとか長年います。そういう方の方がむしろ子ども・子育て計画を立てるのに実情的にですね、幼児から中学校、高校までの部分でわかっている部分がありますので、できれば、町内ということで学識経験者は考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

やはり条例の中でもありましたけれども、学識経験、町外からも入れて幅広く専門的な知識、議論をして、町内に固執せず、ありとあらゆる経験豊富な方々に客観的に知内町を捉えて発言していただく、まして、子どものことですから、町内に甘んじることなく、町外でそういう方々がもしあればですよ、いけばやはり2名くらいの学識経験を町外から入れた中で、更なる議論の発展、教育、町内のそういう教育関係者との議論も闊達になってくるのかなと思いますので、それを入れてもらえない課長の答弁には反対します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定する方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 平成26年度知内町一般会計補正予算（第5号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『平成26年度知内町一般会計補正予算（第5号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第3号、平成26年度知内町一般会計補正予算（第5号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,557万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,206万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

説明は歳出より行いますので、18ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に216万2千円を追加し、1億8,463万2千円とするものです。内容はマイナンバー制度、いわゆる社会保障、税番号制度が平成27年度から運用されることに伴い、13節委託料に団体内統合利用番号連携サーバー整備委託料に149万9千円、19節負担金補助及び交付金に中間サーバー整備負担金に66万3千円を追加するものです。なお、マイナンバー制度につきましては、資料で説明を致しますので、見だしナンバー1、総務企画課資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

マイナンバー制度の概要であります。1番の目的につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが法律名であります。これが平成25年法律第27号で施行されておまして、これに基づき国民一人一人に個人番号を割り当てることで、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認を行うことで、社会保障、税制度の効率性、透明性を高めて、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するということが目的になってございます。効果であります。正確な住民の把握、また、所得情報の把握ができるということ、それと、各種行政事務の効率化が図られるというもの、また、大災害時においては、積極的に被害者把握に活用が可能だということであり。利用の例と致しましては、各種申請手続の際に現在でありますと、所得証明書、住民票の添付が必要になってございますが、これが省略できることになっております。省略した分につきましては、関係機関、役場ごとに情報のやり取りをして取得することになります。その情報のやり取りであります。国が整備をする中間サーバー、情報提供ネットワークシステムというところを経由して行うことになります。また、これを経由して行う際には、個人番号ではなく、情報連携のための符号というものを取得して行うことになります。要するに住民一人一人に個人番号は付きますが、この個人番号の人にかかる情報を取得するときは、個人番号に対応した符号、各市町村毎に付いている符号というもので照会をかけて、データを取得するということになっております。それから、中間サーバーを経由することで、より高い符号が確保できるということになっております。それと、利用できる事務であります。法律番号法の第9条第1項別表第1に定める事務ということで、税の賦課徴収に関する事務等ということで、何十項目について定められております。また、第2項では、法律で定めがなくても、町の市町村条例で定めれば、その事務も利用できるということで、その規定が第2項に定められております。また、特定個人情報を照会できる事務、または、照会があった場合に、提供しなければならぬ情報については、法律の第19条第7項別表第2に定める事務ということで、これも税の賦課徴収に関する事務等ということで、概ね内容は社会保障、また税に関する関係事務ということになってございます。それと、今後のスケジュールであります。既存の町の住民基本台帳、それから税、それから統合宛名システムの改修は、平成26年度中に行うこととしております。それと、その他の社会保障関係のシステム、国保ですとか、介護保険等の社会保障関係のシステムは、来年度、平成27年度中に改修することになってございます。それと、個人番号の付番につきましては、来年の10月から、また本人から申請があった場合に交付する個人番号カードの交付については、平成28年の1月から、実際の情報連携につきましては、平成29年の1月から国の機関で始まりまして、市町村を含む地方公共団体につきましては、平成29年の7月から実際の情報連携がはじまります。

それと、次のページです。改修の対象となるシステムにつきましては、そこに記載のと

おりです。うちの町で持っているシステムです。それと一番上の住民記録、3番目の国民年金、1番下の団体内統合宛名システムにつきましては、改修にかかる経費、国の基準額の10分の10、100%が国庫補助金で対応できます。その他のシステムの改修費につきましては、国の基準額の3分の2が国庫補助金として交付され、残り3分の1につきましては、欄外に記載してございますが、交付税で措置されるということになってございます。それと、先ほどもちょっと出ました中間サーバーの整備費であります。これは全て国庫補助金で賄うこととなっております。今年度の補正予算、そこに記載しているとおりです。住民記録、税務に関しては、これから説明を致します。今、説明終わりましたのが、団体内の宛名149万9千円、中間サーバーの分66万3千円となっております。今年度総額でこの改修にかかる経費は、731万4千円となっております。うち国庫補助金が668万1千円ということになってございます。次のページには、情報連携の図が掲載してございます。後ほどご参照していただければと思います。よろしくお願い致します。

それでは、議案の方の19ページに戻っていただきたいと思っております。3目財産管理費に7,723万円を追加し、4億2,171万3千円とするものです。内容は13節委託料で、庁舎照明器具LED化工事設計委託料225万円の減額ですが、今回、これについて、補助金の交付申請をしておりましたが、採択とならなかったことから、補助要件を満たす必要がなくなったため、この委託費については、減額をするものであります。また、15節工事請負費では、庁舎照明器具LED化工事を2か年計画で実施することとし、今年度分としては1,600万円、災害対策としての受電設備の移設、非常用発電機の設置を行う庁舎電気設備改修工事に6,300万円、14節使用料及び賃借料に庁舎の電話交換機更新リース料として48万円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。4目財産調整基金費に2,150万4千円を追加し、2,928万6千円とするものです。内容は25節積立金で25年度一般会計繰越金が確定したことから財政調整基金積立金として2,150万4千円を追加するものであります。

次のページです。6目企画総務費に200万円を追加し、1,516万4千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、知内町ふるさと創生事業補助金に不足が見込まれることから200万円を追加するものです。

次に12目自治振興費に91万6千円を追加し、3,711万9千円とするものです。内容は尾刺・湯ノ里テレビ受信施設組合負担金として60万8千円。湯ノ里テレビ共同受信組合助成として30万8千円をそれぞれ19節負担金補助及び交付金に追加するものです。

次のページです。15目諸費に290万円を追加し、340万円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料で法人町民税の還付金として290万円を追加するものです。

次のページです。2項徴税费、2目賦課徴收費に189万6千円を追加し、2,970万2千円とするものです。内容は13節委託料で、社会保障税番号制度にかかる総合行政システム改修業務委託料、税システム分ではありますが、189万6千円の追加であります。

次のページです。3項1目戸籍住民登録費に325万6千円を追加し、2,370万7千円とするものです。内容は13節委託料で社会保障税番号制度にかかる総合行政システム改修業務委託料、住民基本台帳システム関係分として325万6千円を追加するものです。

次のページです。4項選挙費、2目農業委員会委員選挙費から175万円を減額し、18万1千円とするものです。内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、それ

ぞれ不用額を減額するものです。

次のページです。3目知内町長選挙費から627万1千円を減額し、ゼロとするものです。内容は目を変更し、予算計上するため、1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、全て減額をするものです。

次のページです。5目知内町長選挙及び知内町議会議員補欠選挙費に664万円を追加し、664万円とするものです。内容は選挙費用として1節報酬から19節負担金補助及び交付金までそれぞれ必要額を計上するものであります。

次のページです。5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費であります。補正額はございませんが、3節職員手当等、7節賃金でそれぞれ不用額を減額し、12節役務費で不足と見込まれる1万8千円を追加するものであります。

次に44ページをお開きいただきたいと思います。44ページ、7款1項商工費、4目公園管理費に170万1千円を追加し、932万9千円とするものです。内容は墓地公園内の支障木伐採整理のために1節賃金に4万7千円、14節使用料及び賃借料に5万4千円を追加し、15節工事請負費では、現在施行しております合同納骨塚建設工事に地下水対策費として160万円を追加するものであります。

次に47ページをお開きいただきたいと思います。9款1項1目消防費に291万9千円を追加し、2億3,426万円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金消防分として291万9千円を追加するものであります。

次のページです。2目災害対策費に799万円を追加し、2,553万5千円とするものです。内容は18節備品購入費で補助金の交付決定を受けたことから地域づくり総合交付金事業地域防災力強化事業として799万円を追加するもので、整備備品の概要につきましては、総務企画課資料4ページをご参照いただきたいと思います。

以上で総務企画課関係の説明を終わりますので、よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

30ページです。生活福祉課長関係を説明致します。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に10万円を追加し、1億713万5千円とするものです。9節旅費に研修旅費として10万円を追加するものです。

続きまして、3目老人福祉費に308万円を減額し、1億1,163万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合負担金療養費給付分に平成25年度の額の決定により372万5千円の減額をするものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、事務繰出に平成25年度の額の決定により64万5千円を追加するものです。

続きまして、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に5万円を追加し、1億1,304万円とするものです。23節償還金利子及び割引料、平成25年度障害者医療費道費負担金返戻金に額の決定により不足が見込まれることから5万円を追加するものです。

続きまして、2項児童福祉費、2目児童措置費に195万円を追加し、1億3,140万円とするものです。1の報酬、知内町子ども・子育て会議報酬に18万4千円の追加、9節旅費に知内町子ども・子育て委員費用弁償として11万円の追加、11節需用費に公用車車検代整備費として5万円の追加、12節役務費に公用車任意保険等で5万円の追加、19節負担金補助及び交付金に保育士処遇改善臨時特例事業に121万1千円を追加するものです。これは私立保育園の保育士の処遇改善のための事業です。23節償還金利子及

び割引料、平成25年度保育所運営費等道費負担金返還金11万2千円の追加、平成25年度保育所運営費等国庫負担金返還金22万4千円追加、それぞれ25年度の額の決定により不足が見込まれるものです。27節公課費、重量税9千円の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に101万5千円を追加し、3,139万4千円とするものです。12節役務費、肺炎球菌ワクチン接種料として43万4千円の追加、水疱瘡等ワクチン接種料として58万1千円を追加するものです。現在、任意接種の水疱瘡と高齢者肺炎球菌予防接種が10月1日より定期接種になることからの追加補正によるものです。

続きまして、5目保健医療総合センター管理費に12万2千円を追加し、1,723万7千円とするものです。7節賃金に維持補修金7万2千円の追加、16節原材料費に維持補修原材料として5万円の追加をするものです。

次に36ページです。2項清掃費、1目清掃費に661万1千円を減額し、1億4,676万7千円とするものです。19節負担金補助及び交付金に渡島西部広域事務組合負担金661万円の減額ですけれども、事務費から最終処分場処理費までの減額については、平成25年度精算によるものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終了致します。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長（西野俊一）

私の方から産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。37ページをお願い致します。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業員会費に133万円を追加し、552万4千円とするものであります。これは1節報酬と9節旅費につきまして、7月に農業委員の改選があったため追加補正するものです。また、13節委託料につきまして、農地法改正に伴う農地情報管理システム改修業務委託料として139万4千円を追加補正し、合わせて6月の第2回定例会におきまして補正しましたウインドウズXPサポート終了に伴うシステム入替業務が今回の改修と同時に進行することができることによりまして、その分16万2千円を減額補正するものです。

次に38ページ、3目農業振興費に500万円を追加し、9,002万4千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に北海道から内定を受けたことから地域づくり総合交付金事業補助金として追加補正するもので、内容につきましては、ニラ栽培用パイプハウスが11棟、栽培用温風機が6台導入するもので、事業費は1,161万1千円、助成額は500万円となっております。詳細につきましては、説明資料見だし3の産業振興課の1ページをご参照願います。

次に39ページ、4目農地費に101万3千円を追加し、959万4千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に食料供給基盤強化特別対策事業補助金、通称新パワーアップ事業補助金としまして、道営農地保全整備事業の事業費が確定したことから追加補正するものです。内容につきましては、重内地区の用水路が100m、重内第2地区の用水路が300m延長となっております。詳細につきましては、説明資料の2ページと3ページをご参照願います。

次に40ページ、6目農村活性化センター公園管理費に7千円を追加し、214万5千円とするものであります。これは8月の台風11号の影響で、農村公園敷地内が冠水したため、仮設トイレ汚水槽に泥水が入り、臨時的にくみ取りを要することとなったため追加



補正するものであります。

次に41ページ、7目知内ダム公園管理費に32万9千円を追加し、1,494万3千円とするものであります。これは11節需用費にダム取水設備に不具合が生じ、修理を要することから追加補正するものであります。

次に42ページ、3項水産業費、2目水産振興費に2,520万円を追加し、1億4,505万9千円とするものであります。これは15節工事請負費と17節公有財産購入費につきまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、重内頭首工に親水広場の整備とそれにつながるアクセス道路の整備を行うため、工事費と用地購入費を追加補正するものであります。内容につきましては、親水広場の整備としまして、伐採や除根、駐車場や遊歩道の設置、アクセス道路の整備としましては、延長201m幅員3mを予定しております。詳細につきましては、説明資料の4ページと5ページをご参照願います。

次に43ページ、7款1項商工費、1目商工総務費から3万8千円を減額し、1,311万9千円とするものであります。これは商工労働係が管理しております公用車が6月に日本赤十字社北海道支部から寄贈があった博愛号と従来からありました公用車の2台となったため、11節需用費に燃料費を追加し、従来からありました公用車が11月で車検を向かえ廃車にすることから車検整備費を減額、同じく12節役務費の任意保険料、27節公課費の重量税を減額するものであります。

次に45ページ、6目健康保養センター管理費に4万8千円を追加し、2,687万8千円とするものであります。これは18節備品購入費にこもれば温泉で使用しています洗濯機が故障したことにより追加補正するものであります。以上で産業振興課の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

46ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に5万円を追加し、1億5,731万3千円とするものでございます。これは28節繰出金に下水道事業特別会計繰出金として5万円を追加するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に教育委員会次長。

◎ 教育次長 (大館光晴)

それでは、教育委員会の説明をさせていただきます。49ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に42万円を追加し、1億2,169万9千円とするものです。総務費で説明がありましたが、電話交換機等の更新につきまして、教育委員会設備の実施費用分として14節使用料及び賃借料にリース料42万円を追加するものです。

次のページです。6項社会教育費、1目社会教育総務費に642万3千円を追加致しまして、1,620万6千円とするものです。19節負担金補助及び交付金で文化・スポーツ振興事業について追加するものですが、知内高校野球部の全道大会出場などにより不足が見込まれるため追加補正するものであります。

次のページです。2目公民館費に29万2千円を追加し、3,197万7千円とするものです。去る8月11日の台風11号による強風によりまして、公民館前の水銀灯の支柱に亀裂が生じたため、これを撤去し、新たに設置するため7節賃金と16節原材料費合わ

せて29万2千円を追加補正するものであります。

次に3目郷土資料館費に550万円を追加し、2,334万円とするものです。平成21年度から5か年で知内町史編纂委員会へ業務委託し、その間、資料収集や住民への聞き取り執筆等を進めておりましたけれども、本年度は原稿を取りまとめ、発刊を予定しており、その委託料について補正をするものであります。

具体的な発刊の内容につきまして、資料で説明致しますので、教育委員会資料の1ページをご覧願いたいと思います。今回の町史の発行は、現在の知内町史が昭和61年6月に発刊して以来、20数年を経過しております。この間、町の産業や社会状況というものが大きく変化しております。そのため、平成以降の町の歴史や文化について記録を整理し、その足跡を後世に伝え、さらには今後のまちづくりの礎となるよう町史を発刊するというものであります。発行はB5版の3分冊と致しまして、総ページ数は400ページ程度。また発行形態としては、化粧箱に入れたセット様式での発行を予定しております。次に構成の内容ですけれども、1冊目は知内の歩みと致しまして、主に遺跡群や古文書などから町の歴史を読み取り、戦中、戦後を経て現代史に至る町の変革や町民の文化、生活の歩みについて編纂をしております。2冊目は、知内平成20年史と致しまして、主に平成期以降の各種公共施設の整備状況、あるいは、一次産業の発展など、まちづくりの概要について、さらには町立高校初の甲子園出場をはじめとする町民各間の活躍などの事績を記録整理し、強度に生きる人々の足跡を後世に伝える内容となっております。3冊目は、写真と年表で見る知内と題しまして、明治期から現在までの変遷を写真集や資料により歴史をたどる内容となっております。なお、発刊は本年中を予定しております。発行部数は500部、印刷経費は550万円を予定しております。また、寄贈及び無料配布先と致しましては、町内分は学校をはじめとする各公共施設や各団体、そして、編纂で資料提供等のご協力をいただいた個人や団体、更に今までに寄贈を受けました道内の各市町村、並びに各公立図書館、その他と致しましては、公的な学術団体や近隣の公立大学など、およそ230部を予定しております。なお、有料販売としては6千円程度を予定しておりますが、町内の希望者へは、その半額程度、3千円程度の販売を予定しております。

それでは、また議案の方に戻っていただきます。53ページになります。4目青少年交流センター管理費に11万8千円を追加し、1,050万5千円とするものです。18節備品購入費の追加補正ですけれども、交流センター2階と3階に設置をしてあります洗濯機各1台が故障により不具合のため、更新をするものであります。なお、今回、更新する物品については、平成9年建設当初から使用しているものとなっております。

次のページです。7項1目保健体育費に323万9千円を追加し、4,783万5千円とするものであります。内容は町営スキー場のコース整備のための補正であります。現在、コース整備はスノーモービルにより実施しておりますけれども、整備のための通り道となっておりますCコースに凹凸ができるため、安全面での配慮から本来初心者用として活用するコースの使用を制限したり、あるいは、使用者から敬遠されたり、有効な活用ができていないという状況となっております。このため、利用者の安全確保を第一に、また、同時に利便性を確保するための対策と致しまして、今シーズン圧雪車をリースし、その効果と今後の問題点等を検証するため、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料に合計185万6千円を追加補正するものであります。なお、リースを予定しております圧雪車の具体につきましては、教育委員会資料2ページにお示ししておりますので、ご参照願いたいと思います。また、15節工事請負費で、リフト電動機の更新工事費として、138万3千円の追加でありますけれども、今年3月シーズン終了後の点検によりまして、

リフトを運行するための電動機のモーターに異常な音が発生したため、業者に詳細な検査を依頼したところ、継続使用が困難であり、交換が必要であるという診断を受けております。なお、メーカーの仕様によりますと、通常10年で交換が必要ということになっておりまして、このモーターも2004年に交換しておりまして、ちょうど10年経ったというふうになっております。以上で教育委員会の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、続いて歳入並びに地方債の補正について、総務企画課長より説明致します。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目地方交付税から1, 779万3千円を減額し、19億7, 838万4千円とするものです。内容は25年度一般会計決算に伴う繰越金の追加により調整として同額を減額するものであります。

次のページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に102万円を追加し、2, 802万6千円とするものであります。内容は保育士等処遇改善臨時特例事業分として102万円の追加であります。

次のページです。4目総務費国庫補助金に1, 263万6千円を追加し、1, 323万6千円とするものであります。総務費国庫補助金で社会保障税番号制度整備補助金として4項目ありますが、合わせまして668万1千円。庁舎照明器具LED化工事にかかるエネルギー使用合理化事業者支援補助金については、設計委託費の減により60万円の減、頑張る地域交付金で庁舎照明器具LED化工事に655万5千円を追加するものであります。

次のページです。5目農林水産業費、国庫補助金に1, 069万8千円を追加し、7, 097万5千円とするものです。水産業費国庫補助金で農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として1, 069万8千円の追加であります。

次のページ、14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金に390万円を追加し、395万円とするものです。内容は地域づくり総合交付金で地域防災力強化事業分として防災備蓄資材購入に対し、390万円の追加であります。

次のページです。2目民生費道補助金に17万円を追加し、1, 366万1千円とするものです。保育緊急確保事業費補助金で保育士等処遇改善臨時特例事業分17万円の追加であります。

次のページです。3目農林水産業費道補助金に658万4千円を追加し、1億8, 981万円とするものです。農業費道補助金で農地情報公開システム整備事業補助金に139万4千円の追加、食料供給基盤強化特別対策事業補助金道営農業農村整備事業分として2地区合わせて9万円、地域づくり総合交付金事業農業振興施設等整備事業に500万円のそれぞれの追加であります。

次のページです。17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目特別会計繰入金に372万6千円を追加し、373万円とするものです。内容はそれぞれの特別会計の決算によりまして、公共下水道特別会計繰入金60万円、農業集落排水施設整備事業特別会計繰入金で54万8千円、介護保険特別会計繰入金で247万5千円、後期高齢者医療特別会計繰入金で10万3千円をそれぞれ追加するものであります。

次です。2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1, 621万8千円を追加し、2億2, 175万6千円とするものです。内容は教育振興基金繰入金で事業費の追加により文化・

スポーツ振興事業分として642万3千円、ふるさと創生事業基金繰入金で200万円、公共施設等整備基金繰入金では、庁舎照明器具改修に779万5千円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。18款1項1目繰越金に4,300万8千円を追加し、5,300万8千円とするものです。内容は決算により前年度繰越金4,300万8千円を追加であります。

次のページです。19款諸収入、5項雑入、1目雑入に137万5千円を追加し、2,721万9千円とするもので、内容は北海道市町村振興協会創立35周年記念特別支援事業助成金として137万5千円の追加であります。

次のページです。20款1項町債、1目臨時財政対策債に642万8千円を追加し、1億5,272万8千円とするもので、内容は額の確定に伴い追加するものであります。

次に10目総務債に6,300万円を追加し、2億5,170万円とするものです。内容は緊急防災・減災事業債に庁舎電気設備回収事業分として6,300万円の追加であります。

次のページであります。11目水産業債に1,460万円を追加し、2,270万円とするもので、内容は自然環境保全活用施設整備事業債に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業分として1,460万円を追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思えます。第2表地方債補正であります。変更であります。内容は臨時財政対策債の限度額を1億5,272万8千円に緊急防災減災事業債の限度額を6,790万円に自然環境保全活用施設整備事業債の限度額を2,270万円にそれぞれ変更するもので、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

#### ◎ 7番（谷口康之）

マイナンバー制度の部分でちょっとお伺いしたいんですけども、説明資料を見ますと、効果の部分、この3つあるんですけども、これははっきり言って私は個人的に我々、利用する方の立場としては、どういうメリットが出てくるのか、効果的な部分で役場にとってもどういうメリットが出るのか。それからですね、前もこのような同じナンバー制度、住基ネットかそういう形がありますけれども、同じようなシステム2つも3つもあるんですけども、これでもってきちんと統一できるのか、それともまず、そういういろいろなものは残したままこういう形で実施するのか、まず、その辺、お知らせ願いたいと思えます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。説明資料のですね、総務企画課の3ページをお開きいただきたいと思えます。まず、マイナンバー制度はしまった場合の個人に対するメリットなんですけど、先ほど資料の方でも説明致しましたが、いろいろな医療費だとか、扶助費だとかの申請をする場合に、申請書に住民票を取って、所得証明を取って、添付して申請していたんですけど、

それが今後は添付が必要なくなる。申請書だけ出していただければ、あと必要な書類はそれぞれの役場、国が。まず、その添付が必要なくなるというメリットがある。それから、役場関係もですね、個人から添付させないで、ネットワークを使って取得ができますので、迅速に取得ができるというメリットもあります。それとあと、個人のメリットもう1つなんですけど、この3ページに記載してあります、右上に個人という人が書いてありますが、個人の方が自分に個人番号が付いたときに、個人番号カードを取得すると、そのカードで認証を受けて、直接このネットワークに入っていって、自分の所得だとかも照会することができます。このネットワークの中には、個人に関する名前、生年月日、住所等、それから個人の税情報だとか、いろいろな情報が入っているわけなんですけど、それを個人が自分で照会もするメリットがあるということでございます。それと、システムの関係ですけれども、今回改修をするのは、今までのシステムには個人番号という欄がなかったわけです。それでまず、いろいろなシステムでそれぞれの個人に個人番号を付けるためのまず、改修がある。それから、先ほど個人番号で情報はやり取りはしないんだと、符号でやり取りをすと言いましたが、個人番号と符号を関連づけるためのシステムも改修しなければならない。そういうことで今とりあえず急ぐのが、住民基本台帳と地方税とそれからその番号を統合的に管理する宛名システムというのが必要なので、今年度やって、来年度はその他のシステムも個人番号を利用できるようなシステムに改修するというものであります。それで、今年、総合行政システムというのにクラウド化に一本化しましたけれども、その更に個人番号に対応した改修だということに理解いただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

さっぱり私もわかったようなわからないような。ただ、一番私もこのインターネットという部分で毎回聞くんですけども、個人情報漏えいですけど、これが今、課長の説明でありますと、番号から符号ということで、それをやることによって個人情報の漏えいというものを防げるということで考えて理解してよろしいのでしょうか。

それからもう1つですね、一番下のスケジュールなんですけれども、国の方が29年1月から完全に実施して、地方は半年遅れということで、この半年もずれるというのは、やっぱり作業経過で半年ずれて、それで調整して、最終的には我々も29年の7月から完全に利用できるということで理解してよろしいんですか、その辺ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。この情報連携については、当然、運用を開始する前にテスト運用というのはやるんですけども、それでも問題があつては困るので、とりあえず国の機関は1月から運用をしてみて、その状況を把握した上で問題がなければ市町村も含めて一斉に7月から情報連携しましょうという、そういう二重のセキュリティ対策ということで市町村は遅れて参加するということになってございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほどの3ページの資料の中に中間サーバーというものと網掛けして

いるところの右側の網掛けの真ん中あたりに既存システムがあって、中間サーバーとあるのですが、この中間サーバーをかえして一番左側から2番目のネットワークシステムというところに入っていくんですが、中間サーバーでもセキュリティ管理はする。それから、ネットワークシステムの中でもセキュリティ管理をする、これはどちらもネットワークシステムは国の機関で、中間サーバーは法律によって設置される機関が管理するのですが、どちらもこの2か所でセキュリティ対策をしますので、国の説明では個人情報もしっかり守られるということでありませぬ。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

マイナンバー制度の概要の中で、利用できる事務ということで、第2項に条例で定める事務とあります。この条例で定める事務、多々あるでしょうけれども、以前、税の問題で、税務課の滞納の要するに個人情報と教育委員会の貸付けの滞納の情報交換、要するに今の事務的なものであれば、秘密情報、個人情報という感じで、それぞれ事務を秘密ですか、守るあれがありますので、お互いそれを確認することができないと。同じ名前でも税にはあるけれども、教育委員会はない。ただ、違う名前でも税にもある、こっちにもあるというのは、お互いに認識していないわけですよ。お互い情報がないから。それで、以前マイナンバー制度になるということで、それがクリアされるのかということでお伺いした経緯があるんですけども、それで、残念ながらそれもできないという話なんですけれども、今、この利用できる事務、条例の事務の中にそういうお互いの事務的交換というか、そういう機密の部分ですね、その情報交換というのはできるんですか。同じ対応に限って。窓口対応ですから。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。利用できる事務は先ほども言いましたが、社会保障、国保、介護、後期高齢者、あと身体障害者福祉法、児童福祉法、それら社会保障に係る事務、それから、地方税に係る事務、それらが何十項目とあってそれらに使えるということになっています。それで、今、お話の奨学資金の貸付けの関係については、確かにこの事務には入っておりませぬので、今、町の方では、奨学資金の貸付けについては、この条例で定める事務で、条例で定めて扱えるようにしたいと思っています。ただ、これは奨学資金を貸付申請する際に所得証明、保証人の所得証明だとか添付させていますので、それを添付させないで、申請だけしてもらって、添付資料の所得証明はこの条例に定めたことによって税から情報をいただけるというものになっています。ただ、それはあくまでも所得情報であって、滞納税がいくらあるとか何とかそういう情報ではないということでご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

その所得情報の交換ができるということになれば、それぞれの本人の個人のやり取りにもかかわってくるのかちょっとわかりませぬけれども、それだけもし税に滞納があれば、その所得自体が低所得者ということになりますよね、というのも限らないのか。高額所得

者でも滞納あるのか。ただ、いずれにせよ、同じ町内で滞納があるわけですから、総務で同じ名前で要するに税の停止くらっていた人が、教育の貸付けの方では全然認知していないということで、教育は教育の事務の方でその滞納を走るわけですよ、個人に。要するにこっちとこっちはつながりあるんだけど、お互いの町の役場の中で総務と教育委員会がつながりがないために、この人の情報が総務とどういう関係にあるのか、ほかに滞納があるのか、ないのかという関係が見えてこないんですよ、要項がない限り。それを何とか連絡というか、見れるようなシステムにして、お互いが共有した中でその滞納をどう処分するかという話合いができるんだろうなと思うんですけども、今、できない以上は、個々にやるしかないわけでしょう。私が滞納あれば。それを共有することによって、お互いどうするかという、話合いもできるんじゃないかなと思うんですけども、それも以前は個人の情報ということで、なかなか機密上漏らせないということで話があったんですけども、それくらいはしてもいいのかなという、そこまでくれば。もう私の所得から何から全部わかるわけですよ。要するに間違いもないわけでしょう。名前に1番付くわけですから。同じ西山和夫がいても、2番になるか、3番になるかわかりませんが、共有することはないんだから。情報が要するに間違いということはないわけでしょう。であれば、1番さんにそういう滞納があるということになれば、お互い橋を渡せば3者の中でじゃあ、どうするかという、安易に見えてくるような気がするんですけども、その辺、考え方。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。その辺の町のサービスの利用に関しては、サービス制限条例の方で、例えば、いろいろな町に補助金申請来たりするときに、この人は町の町税の滞納がありませんかということ、照会をしてないですということが把握した上で、そういうサービス受けられるようにというのも制度上していますので、その辺は全部、今でもわかるようになっていきます。ただ、このシステムができて、先ほど言いましたように、住民票の添付だとか、所得情報の添付、それから滞納あるかどうかというのは、この添付書類で、このシステムを使ってやり取りできますけれども、滞納税がいくらあるという具体的な金額まではわかりません。ただ、滞納あるかどうか、完納しているかどうかというのは、この情報連携のシステムができれば、それは添付資料で必要な場合にはやり取りはできます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山和夫。

◎ 1 番 (西山和夫)

それは現在の話でしょう。去年、その条例ができて、そのサービスも制約するということで、もし自分であれば、サービスを受けているか受けていないか、その情報は共有するということでしょう。けども、過去の人に限っては、要するにそこまでいくんですか。過去の人に限っては、サービス制限だけの判断でこっちに滞納ある、こっちに滞納ある、明確なものは出てくるんですか。もし、であれば問題ないですけども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと暫時休憩。

( 休憩 午前11時51分 )

( 再開 午前11時52分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。町の中で税だとか、奨学資金だとか、いろいろな債権があって、滞納それぞれで管理しておりますが、このシステムができたとしても、それらの滞納管理が一緒になって全員がそれを共有するという形のものではないです。あくまでも滞納管理はそれぞれの担当で管理はします。ただ、先ほども言いましたが、情報提供としてサービスを受けるための申請書が上がってきたときに、この人については滞納ありますかということの照会をかけて、その回答をもらうことはできます。額まではわかりませんが、滞納があるという、ないという回答をもらうことはできます。一括管理にはなりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

2款総務費の質疑中ではありますが、昼食のため休憩致します。

再開は1時と致します。

（ 休憩 午前12時00分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、2款総務費の質疑中であります。

質疑ほかにございませんか。

4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

マイナンバーのセキュリティのこと先ほどちょっと伺ったんですが、もう一度、私にもわかりやすいように、わからない人間でもわかるような教え方で教えてほしいのですが、資料の1ページの情報連携のための符号を取得して行うという部分なのですが、私はこれを町村単位でこの符号、パスワードを使って情報を呼び出すのかというふうに聞いたんですけど、それは全く違いますということだったのですが、その説明をもう一度、教えてほしいのですが、よろしくお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

資料のですね、3ページの図で説明をしたいと思いますので、総務企画課資料の3ページをお開きいただきたいと思います。網掛け部分の上の方で個人番号とあって、その下に団体内統合宛名番号、それから基本4情報だとか、個人情報と書いてあるものがあります。これが既存システムとなっていて、町で持っているシステムだと思っていただければいいです。町で持っているシステムでそれぞれ戸籍であっても税であっても個人番号を付けて管理します。それで、何か情報連携が必要になって、誰かが児童手当の申請に来たときに申請書だけ出してもらって、所得を照会する場合、よその町村から来た人でその人の所得を照会する場合に照会をかけるんですが、個人番号に応じてその町毎にその個人番号とは別にまた符号というのを付けます。A-1だとか、A-2だとかという符号を付けます。その符号で国で設置しているネットワークシステムまで行って、知内町の符号Aの人の所得情報をほしいとネットワークに入っていきます。そうすると、よその町村ではその人の個人番号があるのですが、その人にはよその町村では符号のB-2とかというまた符号でも管理していますので、その符号で今度情報をここに提供して、それをもらってくるという格好で、システムの中で符号同士でちゃんとわかるようになっていて、情報をもら



ってくるよということで、個人番号で照会をかけるというと、個人番号が漏えいしてしまいますので、個人番号と一緒にくっついた符号というもので照会をして、違う町村も符号で番号をその情報を教えるという形になっています。よろしいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、泉君。

◎ 4 番 (泉 政栄)

私はちょっとセキュリティで危惧したのは、先ほども言いましたけれども、町村単位で符号で情報呼び出して、そして、その町村のそれぞれの情報も閲覧というか、見ることができるのかなというふうに危惧したものですから、そのように聞いたんですが、そのようなことは全くなくて、膨大な量の情報の中で個人に対してだけの情報を得ることができるというふうに思えばいいわけですね。何かすごいと思うんだけど。わかりました。そのように理解します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

今回、財産管理費の中で、庁舎のLEDの問題で今回1,600万円の工事費出ていますが、当初の事業予定調べでは5千万円の予定だったんですね。それが1,600万円で済むということの解釈でいいのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。当初の予定事業調べの中では、事業費5千万円ということで計上してございます。ただ、それには補助金を活用して、充当してということで載せてございましたけれども、残念ながら補助申請しておりましたが、応募も多数ということで、うちの町については、採択になりませんでした。それで、補助事業に採択にならなかったことで、まず、設計委託をみていたのですが、この設計委託は補助事業採択にならなければ、要するにいくら電気料が軽減になったかとわかるように、回路に計測器を付けたり、そういうことをしなければならなかったので、設計委託も必要だったのですが、そういうのが補助金使わないことで必要なくなったので、設計委託もいらなくなった。それと、事業費自体もそういう計測器を付けなくてもいいということで、事業費も減になっています。それと、今回、補助金採択にならなかったことで、2か年計画で2か年に分けて整備をしたいと思っています。それで、今年度の1,600万円は、その2か年のだいたい半分程度の事業費ですから、2か年で3千万円程度ということで、今、見込んでいますが、とりあえず、今年度は一番頻繁に電気が使われている2階の事務室だとか、あとは3階に入っている事務室、1階に入っている事務室、そういう頻繁に使われる箇所を中心に約事業費の半分程度を今年度整備をして、残りの半分を次年度整備したいということで考えてございます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

関連してなんですけれども、補助が付かなかったということで、委託料を軽減して、本来であれば、国の制度を使えば、要するにある程度、比べるシステム、その辺、ちょっと

わからなかったんですけれども、要は見える化というのは絶対必要で、ある程度、今これだけ電力使われています、これを消せばこのくらい節減になりますという、そういう節電意識の見える化というのはやっぱり絶対必要だと思うんですよね。そういうのもやらないということになりますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。電気料の削減自体は既存の電気料と新たにLED化したことに伴う電気料で比較検討できますので、その辺は比較検討は可能だというふうに考えています。ただ、補助制度に乗った場合は、もっと厳密というか、回路自体に計測器を付けて電気料でいくら落ちているだとかというそこまで求められるような補助事業でしたので、その辺は必要ないだろうと。電気使用量で比較検討できればいいかなと町の方では考えておりました。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

単純に今現状の電気とLED化になって、4月なら4月、要するに過去のデータと比べればどれだけ下がったというのはわかります。ただ、その効果、LEDに対してどの程度の効果があったんだろうなというくらいはそれで出てくるんだろうと思いますけれども、やっぱり肝心なのは、今LED化にして、要するにどこが一番、例えば、トイレ小まめに消すだとか、事務所でもいらぬ箇所を消すだとか、それによってどのくらいの電力が軽減できて、料金にすればこれくらいなんだという意識は当然、役場の職員は全部持ってほしいだろうし、まして、税金でやるわけですから、このLED化にするというのは、やはりそういうところにもやっぱりある程度、注意を払いながらきめ細やかに、例えLED化にしたって節減努力というのは惜しまないでこれからやっていかなければならないだろうと思いますし、そして、今年度1,600万円で重要箇所、重点的に使っている箇所をやるということなんですけれども、以前にも町長に予算のときに言いましたけれども、やはりある程度、補助利用しながら、これだけの大規模な工事になるとやっていった方が、今、別にその補助が件数多くて採択できなかったからといって、自前で整備していくのはどうなのか、1年、2年待ってでもやはり補助をうまく活用しながらやっていった方がいいんだろうなという気がするんですけれども、その補助を付けないでやるのと、自前である程度の財源は出ていますけれども、どのくらい違ってくるんですか。実質的には、2か年計画で。次年度に。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。当初、補助を活用していただきたい3分の1程度は事業費の3分の1程度は補助金だけという事で、あとは残りは公共施設整備の基金を充当してという事で考えておりました。それで、今回、補助金が採択にならなかったことで、補助金はないのですが、国の方の交付金、頑張る交付金を充当して対応したいというふうにして考えております。金額にして650万円の国の交付金をこれに充当して残りの事業費残については、基金を充当してという事で考えてございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ということになれば、従前の3分の1と変わらないという、数字的には。要するに今、600万円で、1千万円の持ち出し、3分の1くらいの助成が入ることになれば、そんなに変わらないと。ただ、その見える化と言っていいのかな、その軽減された分、それができない部分でちょっと影響が出るくらいのものなのかな。ただ、その見える化をもしするとすれば、自前で補助金を使えなくて、もし、自前でやるとすれば、それに対する当然また委託料等で調査をかけなければそれはできないということなんですか。それとも、改めて委託しないで、業者に直接どうのこうのという契約は無理なんですか。伺いを立てるといふ。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほども言いましたが、設計委託については、補助採択基準に合致するためには、設計委託をかけなければならないということだったんです。それと、回路に計測器を付けなければならない、それで事業費が増えるという関係です。それで、見える化でどこの回路がいくら下がっているんだというのを把握するためだけの回路であれば、設計までは多分かけなくても大丈夫だと思いますが、その回路の付けるための事業費が多分1千万円以上、またそれにかかるんだということで、それで町としては補助事業ではないので、その辺の回路、計測器については設置しないで、事業費で既存の電気料と交換したあとの電気料の比較で料金も出ますし、使用料も出ますので、それで何とか軽減金額を把握していきたいなと。効果を把握していきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、採択に乗らなかったということで、これ制度的には来年もあるんですか、ないんですか。やっぱり確かに今の課長の説明であれば、新たにやれば1千万円が必要だと。回路に見える化システムをぶち込むのにやっぱりそれだけかかると。自分の見たのはそんな金額じゃ、家庭用だったからあれなのかわかりませんが、ただ、ブレーカーに箇所箇所に差し込むだけのシステムで、見える化ができるという話だったものですから、そんなに大がかりなものだとは思っていなかったんですけれども、ただ、くどうようですけれども、もし、制度を活用できるのであれば、次年度もあるのであれば、次年度また申し込んで、それに採択されてからやった方がそれも完備できるということであれば、まして、今、重要な箇所を先にやるわけですから、どうやっても税金を使うというのは確かに庁舎の節電はもちろんでありますけれども、やっぱりそれだけの説明責任もあるわけですから、役場の意識、意識も変える、まして、北電も今、値上げ申請に動いていますので、原発動かせば安くなるという話もありますけれども、果たしてそれでいいのかという議論もありますので、やっぱりそれぞれが要するに節電に努力しているわけですから、庁舎の中で何とか見える化、要するにくどうようですけれども、自分で認識できるような、これを消せばどのくらい節減になるんだという見える化を実行するべきだと思うんですけれども、もう一度くどうようですけれども、お伺い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。議員のおっしゃることはよくわかります。ただ、私もちょっと技術屋の方から詳しい話は聞いていませんが、回路に計測器を付けるにしても、ここの部屋とか、ここの部屋はなんぼとかそういうのではなくて、系統ごとの回路だということなので、そこまで細かくはきっとわからないんだと思うんです。系統回路何か所かに付けるということなんですが、それでただ節減は先ほども言いましたが、電気使用量、使用した何kWもわかります。それから料金もわかりますので、その辺でうちの方は今は節電で廊下等あまり照明付けないように、トイレも使うときだけの照明ということで使わせてもらっていますけれども、節電にも力を入れながら、そして、なるべく節電効果が上がるような形で管理していきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

次、7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

48ページの部分でちょっとお伺いしたいんですけども。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。今、2款総務費です。

2款総務費ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に3款民生費に移ります。

3款民生費。ありませんか。なければ、次に移ります。

4款衛生費。4款ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

農林水産業費、水産振興費の中で、設計委託のときにもちょっと話をしたと思うのですが、今回、新しく魚道を作ったときに親水公園、さらにはアクセス道路をやろうとしているんですね。以前にも話をしましたが、新橋の下にある親水公園、以前には確か教育長に見てもらって、いろいろと問題の多いところ、こういう反省材料があるにもかかわらず、また同じものを作ろうとする。町長の執行方針の中には、知内川の幅員対策として、子どもたちが自然を楽しむ環境づくりのために親水公園が必要であるという、子どもたちにそういう環境を作るんだったら新橋の下でたくさんでしょう。なぜ、同じものをまた作らなければならない。さらにはアクセス道路には、民有地まで用地を買ってまでも作ろうとしている。一説によれば、密漁を推進するような形になるんじゃないですか。これはどうなんでしょうね。どうしても必要だということのお答えがあればお知らせいただきたい。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。事業の目的は設計のときにもお話ししましたとおり、地域住民に自然の豊かさ、歴史、文化等を認識していただいて、町外にもそのPRをしてですね、交流人口を増やすという目的でやっておりますので、魚道、昨年設置致しまして、今年はこの広場をですね、活用、もちろん道路も含めてですね、来ていただく方にですね、アクセスいい

ようにですね、交流人口を増やしてくという事業目的ですので、ご理解いただきたいと思  
います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

だから、そういう目的であれば、新橋のところだけでいいでしょう。あそこに魚道がで  
きて、だいぶ効果が出ているという話も聞いていますが、一部では見直しをかけて、□□  
でもう一回直すんだという話も一部ではちょっと聞いたことがあるので、これうわさ話で  
すから話題にしなくていいんですが、今回ですね、この工事の中で1, 460万円の起債  
を借りてまでもこの工事をやらなければならないという意味合いがいまいち理解できな  
い。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。魚道の設置については、天然アユ等の小型魚種も遡上できる河川環境  
を整備、回復してですね、あと農業と共存する自然環境を作るという目的、また同じこと  
になるんですけれども、そういう目的で設置しているものですから、それについて、あの  
場所にですね、魚道を設置して、親水広場をまた今、整備するということになっておりま  
すので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

40ページの部分で、汲み取り料7千万円、細かいことなんですけれども、先ほど課長  
の説明で、台風11号で冠水したからくみ取るということで、前、私もこれ予算委員会  
のときにも、この農村公園の利用状況についてお伺いしたときに、そんなに農村公園の  
利用状況がかんばしくないということで、私はトイレをここに設置しないで、上の方で  
利用させた方がいい、無駄なんじゃないですかということで質疑した経緯があったん  
ですけれども、この辺、今もですね、私もあその前、この前も通ったんですけれど  
も、何回か通ったんですけれども、やっぱり門が閉まっている状態になっているん  
ですよ。だから、ほとんど農村公園の部分は活用というか利用することができない  
のかなと思うんですけれども、その辺について考え方どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明します。公園につきましては、5月1日から10月末まで開園予定でしたが、今  
回、5月1日に予定通り開けまして、7月1日から閉めているんですけれども、それ  
につきましては、JRの工事の関係者からクマの出没の情報をいただきまして、ハン  
ターさんに見回っていただいた結果ですね、クマのですね、いるという状況です  
ので、最近もまた見回っていただいたんですけれども、新しいフンがまたあるとい  
うことでちょっとまだ今、様子見なんですけれども、7月1日から今現在まで閉  
じている状況です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

前もこの部分では、クマの通り道だとかということで、町の方もそれは理解してわかっているはずなんですよね、その部分に対しては。それでもって私は前にも言ったんですけども、そういう形では、ちょっとこの場合は農村公園としては利用する前ですから、そんなに何日も利用している日にちはないということで伺った経緯があるんですけれども、その辺について、私は無駄でないかと。やはりこの公園という名前が付く以上は、やっぱり今までどおりこの形で投資するという形で理解してよろしいんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今の湯ノ里地区の農村公園、これは以前からいろいろとクマの出没で開園している期間が短いということのご指摘をいただいております。それで、今そこだけじゃなくて、あらゆるところにクマの形跡があるんですよ。尾出橋の下、それから毎回、通り道となってます学校山から新橋にかけて、これ何でクマがそういう形で出没するかというのは、前回の懸案事項のときにも谷口議員さんも一緒に同行していただきましたので、柳がですね、繁茂しすぎているんですよ。それで要するに、道の方に中州と一緒に河川敷に繁茂している柳を何とか伐採をしてもらえませんかということの要望をずっとしていたところでありまして。ところがなかなか今、北海道が財政が厳しいものですから、単独での要するに予算が確保できないということで、今回、初めて提案を申し上げたのは、町と一緒にやりませんか。そして、切らせてもらったやつは、うちでチップ工場が今、建設中なので、チップとして使わせてもらえませんか。それはとっくに前から下川で休耕田を使った中で柳を要するに植樹して、そして、チップに使っているという事例もあるものですから、生育が早いということでありますので、そんな今、提案をさせていただいております。ですから、私は今の農村公園も周辺をある程度、整備ができるのであれば、要するにクマの出没というのはきっと避けられるんだろうという思いがあります。ただ、これはすぐ北海道とうちと連携をしながらそういう対策ができるかどうかというのは、もう少し今、状況を見極めなければいけないというふうに思っています。それで、まず、その公園から手を付けること、それから、学校山の下の部分を手を付けることということで、私なりに今、考えさせていただいております。その結果ですね、それをやっても要するにクマの出没が防げないということであれば、あそこへ公園というふうに要するに位置づけするというのは、これは利用する人方にもやっぱり毎回毎回来てキャンプを張るのに、ここに公園があるから来てもらった。ところが、鍵かってますというふうになれば困るので、これはですね、ある程度、状況を見極めた中で、判断をさせてもらいたいというふうに思っています。その環境整備をしたにも関わらず、やっぱりクマが出没するというのであれば、これはやっぱり閉鎖をするということもひとつ考えなければいけないなというふうに思っていますので、もう少しその辺の状況を見極めさせてもらえればというふうに思っています。それで、私が今、進めようというのは、要するにいらぬ柳を如何に早く切ってもらおうかということを全力でちょっと取り組みさせてもらえればというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。6款農林水産業費です。

質疑がないようですので、それでは7款水産業費に移ります。7款商工費、質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

今回、合同納骨塚の部分で工事費が150万円増額で、何か水が出るという形になっているんですけども、その部分で水がこの160万円金額を出すことによって、きちんとした解決というか、町の希望したような状態のものができるのか、その辺まず、お知らせをしたいと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。合同納骨塚、工事を施工しておりますが、大雨、今年2回大雨があったのですが、工事施工中は特に問題がなかったんですが、大雨の際には中から地下水が湧いてくるという現象が出てきました。それで、ここに暗渠排水を施行して、周りと下に暗渠排水を施行して、その地下水対策をするということで、これによって納骨塚の地下水は湧いてくるという現象は防げるだろうということで、この事業費を追加補正させていただきました。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

そしたら、その部分では結果が出ていなくて、これでもって止まるという形のあれだということでもよろしいんですね。わかりました。

◎ 議長 (伊藤政博)

ほかに商工費ございませんか。

ないようでありますので、8款土木費に移ります。8款土木費ありませんか。

ないようでありますので、次に9款消防費です。

7番谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

先ほどは失礼しました。今回、地域づくり総合で備品を整備しているんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、説明資料の4ページの部分で、19施設で全部だいたいこういう発電機だとか、いろいろな形で防災強化の備品を揃えるわけですけども、この辺でだいたい全部うちの防災のための設備は全部支給したという形でもよろしいんですか。そのほかにまだ違う形で違うものも整備したいと思っているんですか。その辺についてどうでしょう。

◎ 議長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。説明資料4ページ、まず、避難所に全て電源を確保して、照明を確保するというので発電機と投光機、それと電気がなくても暖を取れるようにということで、ポータブルの石油ストーブ、それとそのあと発電機の燃料のためのガソリン携行缶、それから毛布につきましても、今回4町内会分見てございますが、これで全町内会に配付が終わります。このあと、今、町の方で考えておりますのは、防災備品としてはおおむねこれで揃うんですが、飲料水も配布終わっていますが、食材、応急の場合の食料品ですね、要するにある程度、年間5年保管できる食パン等もございまして、食料もある程度、備蓄できればなということで今、検討はしてございます。以上です。

◎ 議長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

この前テレビで見ましたら、災害にあった地域の方の話が出ていまして、その方々の話の中では、やはり正確な情報がまず、欲しいんだということを言っていたんですね。だから、そのために今、課長言いましたように、電源がないということになりますと、テレビも全部付かないものですから、そこで何が起きているのか全然わからないので、それが一番不安だということで、ですから、その方々が言っていたのが、やはり携帯ラジオとかそういうものも準備していただければ、それでいろいろな形の情報が入ってきて、我々もある程度、安心できるというような形の話を話していたものですから、その辺についても、もしよかったら、そんなに高額なものではないと思いますので、もしそれもできたら用意していただければなと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

それからもう1点、今回、町内会、小学校からいろいろな形でいろいろなものを整備しましたけれども、今回、うちの町でも町長言っていましたように、小谷石・湯ノ里で防災訓練を実施することになっていきますけれども、やはりこういう形のもの全部やりましたらですね、学校にこういうものを揃えるものですから、できれば、ハードの部分はこれで、ソフトの部分で子どもさんたちにもこういう災害についての勉強というか、そういう訓練とかということも、きちんとやってもらえればいいのではないかと、その辺についてどうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。防災訓練の関係でございますが、後ほど学校関係については、教育長の方より詳しくお答えしていただけると思いますが、学校は毎年度、学校、幼稚園等、毎年度、避難訓練等その辺は実施してございます。それと、町主催の町内会を対象にした防災訓練なのですが、今年度からまた再開をして、とりあえず、今年度は10月7日の日に今、きらく町内会、きらく地区の防災訓練を実施したいと思っております。これは、きらく町内会ときらく町内会地区にある幼稚園・保育園、小・中・高、それから、しおさい園、これら全部参加しての防災訓練を今、実施したいということで計画してございます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

私の方からはボランティア的な活動についてのお話の方させていただきます。今回の10月7日に行う総合防災訓練の中で、プログラムの1つとして、中学生と高校生に避難後、旧知内小学校のグラウンドで、毛布を使った担架作りとか、それから消火訓練等々にも全員は参加できないんですけれども、代表の方がそれをしながら実際の訓練活動に参加してもらって、中高生がいざ災害時にはそれぞれの避難所におけるボランティアを少しでもやれるような体制を組んでいきたいと思っておりますので、10月7日に実際に行っていきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに消防費ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

関連してなんですけれども、ちょっと自分的にはですね、各町内会、避難所指定してい



る19か所、あと小学校、交流館とかいろいろ多々あるんですけれども、知内町全体を考えたときに、全ての避難所にこういうふうに万全の体制を整えていますけれども、ただ、知内の環境を見たときに、果たして全部一斉に避難、災害を受けるかというのと、そういう地ではないと思うんですよね。ある程度、持ちまわりというか、防災保管庫みたいなものを用意して、そこから緊急的に手当をするだとか、それは確かに礼文でちょっと大雨で崖崩れでしたか、いろいろ避難勧告だとか、遅れたという話の中で、職員がアップアップなんだと、目一杯それぞれの担当が張り付いて、それぞれの担当がアップアップしている状況で遅れたんだという話もあるように、いざというときは、かなりの人員も要するだろうし、それぞれ役割分担というのは明確にしておかないと、どうしてもダブルところも出たり、肝心なところ言っていないかという話になっちゃうんですよね、それで、礼文の場合は、これから整備するということなんですけれども、やはりそういう人的な配置を決めた中で、必要なところに例えば、こういう発電機だとか、いろいろ状況に応じて必要なものを防災の倉庫から運び出すという手当も必要だろうし、まして、礼文でちょっとあったんですけれども、避難所に行ったら鍵が開いていなかったという話もありました。当然、そういう話にもなってくるだろうと。町内会長だけでない、役場も予備を持っているんでしょうけれども、じゃあ、その予備の鍵、誰が持っていて、誰が開けるんだという、真っ先にそこに誰が行くんだという話になっていないと、それは不可能ですし、町内会任せでも、町内会長管理して、予備確か2つあったと思うんですけれども、その2名が万全なのかというところでもないんですよね、じゃあ、そのときにどうするんだ、ガラス割って入れておけばそれ済むんだろうと思いますけれども、やっぱりある程度、そういうのを想定した中で、整備していくというのが必要だろうし、これ全部やって、じゃあ、そのメンテどうするんだ、管理費だとかどうするんだという話もありますし、まして、ハロゲンだとかコードリール、じゃあ、冠婚葬祭で使っているのか、葬祭のときに多分、使うと思うんですよね、あれば。じゃあ、肝心なときにライト切れていたとか、じゃあ、そこまでしたら誰が面倒を見るのかという話にもなりますし、ある程度、全ての箇所につけていただくというのは万全なのかもしれませんが、ただ、知内町の地の利を考えたときに、小谷石・湯ノ里以外というのは、そんなにそんなに一極集中するわけでもありませんので、その辺、考えながらこれからやっていくべきなのかなという気は致します。まして、水の例あります。まずい水最後になれば配りますよ、簡易もどきに飲んでくださいと。何か少し無駄なのかなという気がして、安全のための備蓄ですから無駄という考え方は良くないんだろうと思いますけれども、ただ、防災倉庫みたいなものを何か所かに設定をして、職員の配置、または、町内会の配置が安全に整っていれば、これだけの設備は必要ないのかなと思うんですけれども、その辺の考え方お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

避難場所への備蓄品の配備でありますけれども、今、議員が言われるように、ひとつそういうこともあると思います。ただ、うちが要するに避難箇所を指定しておいて、ここの地域は配備されています。ここの部分は配備されていないといたら、やっぱり地域の皆様方、何でうちということになるんだろうというふうに思っています。それで、今、言われるように、そしたら、職員が全てそれが対応できますかということになるんですよ。うちはうちなりのやっぱり責任を果たさなければいけないということで、各町内会毎に目を配れるかということになったら、これはですね、なかなか無理だと。それで、今、地域の皆様

方をお願いをしているのは、地域防災会議です。もう既に湯ノ里は3年前に立ち上げをしてもらいました。小谷石も先般、立ち上げをしてもらいました。その中で、地域として万が一の災害があった場合に地域としての責任をどういうふうに今、果たせるかということがこれからやっぱり大事になるなと私は思っています。ですから、1箇所には要するに備蓄品をストックしておいて、そして、職員がそこに運び込むということも1つの案です。でも、これはですね、私は今、最低限のものだというふうに理解させていただいておりますので、今回たまたま補助制度にも乗れるということだったので、こういうことの今、整備をさせていただきました。これはですね、議員の皆様方からいろいろな意見、町長は要するに災害に対する知識が持っているんじゃないかということも言われていることでもありますし、私はやっぱり地域の皆様方の生命、財産というのは、行政が要するに責任者が100%やっぱり担うことも必要だということは認識させてもらっている。ただ、限界があるということもご理解をいただければと思います。それで、今たまたま町内会に出向いて、そして、先般も訓練やりました。湯ノ里で。それで、社会福祉協議会の皆様方が行って、炊き出しもやる、自衛隊からも来て応援していただける、そんなこともやっていますので、まず、ここの地域、元町だったら元町で要介護というか、手をかけなければ避難ができないという人の名簿も作らせてもらっています。その中で、地域の要するに防災会議を立ち上げていただいて、要するに地域でできるものについては、地域でやってもらえませんか。そして、そこで不足する分については、行政が支援をするという、そんな体制をですね、是非、作っていきたいというふうに思っています。ですから、今、1番議員が言われるように、最もだと私も思っています。無駄な税は使いたくありません。ただ、これが無駄という形に言えるかどうかということも行政のトップとして今、考えさせていただきましたので、一応、こういう形で配備をさせていただいて、あとの部分、共通でもっとも対応しなければならぬ部分があると思いますので、倉庫を建てるんだってこれもお金ですから、役場にそれをストックしておいて、緊急に職員が運び込むというこれもですね、大切だろうというふうに思っていますので、その辺、ご理解をいただければと。総合的に町民の生命財産をどういうふうに守っていくかということは考えさせていただいているということだけご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

先ほど7番議員からありましたように、避難する方というのは情報なんですよ。やっぱり真っ先にラジオだとか、そういう役場との交信機、ある程度、簡易的なもの、要するに避難場所に役場の本部と連絡できるような、そういうものを密にしていければ、そんなにそんなに町民からも苦情も出ないだろうし、今、確かに無駄ということは絶対にありませんよね、備えですから。備えはある意味、無駄イコールですからね。そういう考えはありませんけれども、ただ、そういう配置等、そういう考え方とやっぱり万が一のために、たとえ町内会各箇所にそれぞれ整備したとしても、先ほど言うように、発電機そしたら誰が毎年整備するのか、確かに公助・共助・自助ですか、その自助の部分になってくるんだろうと思いますけれども、万が一もあり得るわけですよ、それぞれ。そういうときに防災倉庫という話をしましたけれども、今、移動もあるそうですよ、ある程度、役場の中で先ほど町長言うように予備ですよ、そういう確実に毎年点検をして、毛布もカビだとかそういう臭いがないように、毎年点検した確実なものを万が一なときは走らせるという備えもあるそうですので、是非、それを先にやっておけば、何とかそれぞれ町内会にも理解

した対応をしてもらえるのかなという気も致しますので、やっぱり住民が今、何を必要として、じゃあ、町が今、何をやらなければならないかをお互いもう少し情報交換なりをやって、万全な体制を取るとというのが本来のスタイルだと思いますので、これが無駄だということはいいませんけれども、そういう移動式のこともあるということなので、是非、その辺も考えていっていただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

備蓄品のメニューをここに書かせていただいています。実は町内会の会議のときに一応、会長さんの方からこういうことも必要でないですかということで、うちの総務がまとめたものであります。ですから、そのほかにもきっとあるんだと思います。今、言われるように、町がきちんとその体制を整えて、いざという場合に要するに提供できる体制というのもこれも必要だと思っていますので、これは今、将来的にその辺もきちんと理解をしていますので、体制を整えさせてもらえればと思います。それと今、7番議員さんからも言われました、情報提供なんですね。町が今、何か災害があった場合に要するに対策本部からきちんと各地域にその場所に情報を提供できる体制が、これは本当に必須条件だというふうに思っています。その辺も然らばどういふ今、防災行政無線で限界がありますので、限界がありますので、要するに携帯の物を持たすとか、そこに配備をするとか、そういうことだってきっと必要だと。そして、その避難場所に行ったら何も要するに情報が得られないということだって当然、想定されますので、その辺も含めながら、全体的に知内町の町民の皆様方のそういう命財産をどういふふうに守っていくかということは、これからもいろいろと議員の皆様方からも提言をしていただき、そして、特に町内会の皆様方からのいろいろな意見を集約した中で、対応をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと今、思い出して悪いんですけども、津波の災害もありました。それで、津波の場合は、確か家屋というよりも、広場的な要素もありますので、そこに避難してください。ただ、行って誰も来なかったというのが一番、不安だそうなので、今、町長言われるように、やっぱり避難箇所と本部とどう連絡を取るかというこれを真っ先に早急に整備していただければありがたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに9款消防費ございませんか。

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

今の発電機の件なんですけれども、各町内会、それから施設等において、最低限度の電源の発電機を用意するというのでございます。前の話をしますけれども、除雪機もそのとおりなんですよね。最低限度あればいいんだという形でね、除雪機を各町内会に我々要求する、町民が要求するような除雪能力がないという状況で、使い物にならんという声も出ています。ただ、この発電機もね、多分、町民の皆さん、町内会の皆さんからいろいろな意見をいただきながら、この程度の発電機ならいいだろうということで、これは何馬力かわかりません、何Wか知りませんが、まず、そのワット数の件と、それから、電

気さえあれば、今まで話してくれた議員の皆さんの中の情報源であろうと、それから電源がいないストーブ、現状の今のあるストーブ、備え付けられているストーブも運転できるような電力を要請するとね、いろいろなもろもろが施設にあるものを使えるんじゃないかという形でね、発電機の要領、どの程度の発電機の要領を最低限度というのは、単なる暖房的か、それからハロゲンの電気のこのくらいなのか、その辺のことをお伺いしたいんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。発電機については、最低限の証明が確保できるようにということで、概ね2kWくらいの発電機を想定してございます。それと今19か所配置するわけなんですけど、防災担当課としては、19か所が一斉に避難場所に避難者が集まるというのはあまり想定してございません。ですから、あくまでも最低限のものをそれぞれに配置しておいて、不足があれば、避難していない避難所から持ち込んで使いたい。そういうことも考えてございます。そういうことでよろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

それであればね、先ほど1番議員さんが言っていたとおり、逆にある程度、小さな今、投光機程度、それから若干のそういうようなここが避難所ですよとわかるような、そういうような投光機程度でいい。あとはもう今、1番議員が言ってくれたセンターみたいなものを置いてね、10kWの発電機を1・2台を持っていて、それを貸してやるとか、そのこの地区に使ってもらうとか、そんな方法もあるんですけれども、その辺はどうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。大型のものがあれば、いろいろなものに使えていいんでしょうけれども、金額も結構高額なものになります。それと、年に数回メンテもしていただかなければなりません。ただ、今、配置をしようとしている発電機であれば、各町内会でそれぞれ祭りだとか、町内会毎のイベントでも、できれば、この発電機を使っていた方が、1年間全く使わないということであればかえって良くありませんので、燃料も劣化しますので、そういう意味でも、各町内会で使いやすい大きさのものであるのかなということで担当課では考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

大きい発電機を用意する考え。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

そういうことで、各町内会で使いやすいものであって、要するに1年間全く使わないということじゃなくて、いざ、使うとなった場合にも使えるように、各町内会の祭りだとか、イベントでも使いやすいような大きさの発電機ということで考えて、これを整備したいと思っていますので、大きいものはちょっと金額も高額でありますし、今のところ検討はしてございません。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに9款消防費ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、終わりますので、次に10款教育費。

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

今回、54ページの部分で、先ほど課長の説明で言いますと、スノーモービルでやると、安全とかそういう効果の部分で危惧をされるということで、今回、圧雪車をリースするという形になったんですけれども、このリースの部分は、何月から何月までのリース料を見込んでいるのか、それをまず、ひとつお知らせ願いたいと思います。

それから、この場合、今回145万8千円見ているんですけれども、これを逆にですね、買上げしてしまった部分とそういう形でリースの部分とのまず、比較とかそういうことは検討はしたことはなかったのか、その2点について、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育委員会次長。

◎ 教育次長 (大館光晴)

ご説明致します。まず、利用期間ですけれども、これはシーズン中ということで、通年であれば1月から3月までを予定しております。

それと、買取りの場合のですね、比較検討ですけれども、議案の説明のときにも申し上げましたけれども、まずは今うちが抱えている安全性だとか、効率的なスキー場の運営、これを考えてですね、まず、短期間であってもですね、1年程度まずやってみて、その結果、効果があり、安全性も確保されるということになりますと、買取り、あるいは、レンタルのリースにするか、そういったことも今後、検討したいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

そしたら、今回はそのためのまず、試しにこれをやってみるという形で理解してよろしいんですね。そうしますとですね、この部分でありますと、運転の資格ですよ、それはうちの町の委託されている方のところの運転手がやるのか、普通免許とか、大型特殊、いろいろあると思うんですけれども、その辺についてのあれは全然問題ないんですか、クリアできるんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次長。

◎ 教育次長 (大館光晴)

道路交通法上はですね、ナンバーを付けていなければ、いわゆる知内内であれば、そういった免許が必要ないと。ただし、こういう特殊車両といいますか、大型の機械になりますので、それなりの技術的なものは必要であろうというふうに当然、我々も考えておりますので、レンタルを受けるときにですね、レンタル先の業者の方からですね、職員並びに今、管理委託しておりますけれども、そちらの方の職員数名にですね、そういった講習を受けさせて、それでもって運用を図っていきたいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

私もちょっと圧雪車のことで、今、次長の話聞いていますと、必要性はわかるんですよ。いろいろなものを入れて、利用してもらおうというのはわかるんですけれども、今年の

実績は1月、23日にかスキー場利用されていないんですね。これからの地球温暖化との関係からいったら、3か月みても果たしてどうなのでしょう。1年に何日しかやらないという。今、この圧雪車リースだとしても、燃料から保険から全部含めば年間180万円からかかる。実績からみてたった23日のところに180万円かかるその費用対効果というか、そこまで必要あるんだろうかという、ちょっと疑念を感じるんですが、何かあれば。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次長。

◎ 教育次長 (大館光晴)

地球温暖化、これは非常に社会問題というか、注目されているわけですがけれども、ただ、我々もですね、ここ数年来の実績日数等を見ればですね、だいたい1月から3月までの間に70日間程度は運用をしているという実績がまずあります。今後の地球温暖化によって、この稼働日数といいますか、降雪時期が減るかというのは、これは私にもわかりません。ただ、レンタルのいいところというのは、使いたいその期間に応じて、それに見合うリース料を払って使えるということが1つあるかと思います。それと、費用対効果ということですがけれども、当然、我々としてもですね、こういう財政の折りにですね、そういったことは十分検討はさせていただきますけれども、ただ、こういった施設が現にあって、それを管理運営するという立場にあればですね、そこで利用される方の安全というものをまず第一に考えなければないと。我々としての責任であると考えておりますので、そういったことからいけば、公が運用するそういった施設の経費についてはですね、費用対効果だけでは考えられない部分もあるのかなというふうにも考えております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

何か非常にかっこいいように聞こえるんですけども、今まで何年もですね、雪の多い時期で12月からずっとオープンして3月の末までやったということも何回かありましたよ。だけれども、決して行政側では安全を無視したり、そういうことをやっていなかった。なぜ、今になって利用日数が少なくなってからこのやつ出てきたのかな。これはどうしても疑義を感じるどころです。あえて、答弁をもらえば、また同じことを言うから答弁はいりませんけれども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

スキー場の運営というか、その中で圧雪車が必要だという判断だろうと思いますけれども、ただ、観光協会でいろいろ最近、月1の定例会でやっているんですけども、通年で町内の観光を誘致しましょうということで、冬場の観光として、スキー場を利用したらどうだという話もちらっと言っていました。それというのは、今、海外、特に中国か、雪のない地方で要するに初心者用のそんな立派な高級なスキー場ではなくて、初心者で要するに初乗り、ある程度、そこで慣れてという話なんだろうけれども、そういう場が欲しいという報道もありましたので、是非、そういうので通年活用できれば、確かに今、少なくなって、何でこんなに少ないときという話なんですけれども、初心者用の安全性を確保するということがありますし、あわよくば、そういう観光と連携をして、やっていくとい

うことになれば、降雪機も下手をすれば買って通年運転しましょうかという話も夢ではないんですよ。だから、そういう連携をどう取るか、北海道は当然、海外でやっていますけれども、町としてじゃあ、受入体制をどう取るか、ニセコは大々的にやっていますし、町もそういう方向で動くというか、ある程度、観光協会と話をしながら、連携をしながらそういう通年の方向で何とか受入体制もどうなんだという感じの中で、行政が町長がトップセールスをじゃあ、しようかという話までいければ、この圧雪車の効果も出るだろうと思いますし、伊藤議長も常々、その必要性をアピールしていましたので、これはいい機会なのかなと自分なりの思いはあるんですけども、将来的に観光と結びつける可能性についてお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

観光協会の役員との立場でちょっとお話をいただきましたけれども、実は今回、皆さんきつとご存じの通りと思いますけれども、北見枝幸の歌登、これはタイからの観光客を入れて今とんでもない、千歳からまっすぐバスで直行して、要するに日本の文化に触れるということを今やって大成功しています。それで、実は来年度、あるコンサルからの情報で、知内町今、小谷石振興を含めてやっているの、その受入れをどうでしょうかということ、実は北海道に申請をしたところでありまして。ところが、今回、渡島桧山で3町、うちと八雲町さんとそれから奥尻町さんが手を挙げて、残念ながらうちと八雲がもれて、奥尻が今、選定されたということになっています。そんなことから、そういう考え方はずっと持たせてもらっていますし、特別にこういうメニューを整えていなければだめだということではないんですね、聞くと。要するに知内町が持っている特性を来てくれた人方にそれを提供できるので、満足をして帰るとのことみたいです。ですから、雪も全く雪の降らない国から来ますので、雪が要するに直に触れるということもすごく感激して帰られるということなものですから、それも1つの今、今回、手を挙げさせてもらって、私はずっと継続したいなというふうに思っています。ですから、町内に外国の観光客も入れることの体制も是非作っていきたいというふうに思っています。それと、今、次長の方からリースの関係で、いろいろと考え方について説明をしておりますけれども、うちも私も今いろいろと内部で委員会と詰めさせてもらいました。果たして、この圧雪車を本当にうちのスキー場がこういう小規模のスキー場が本当に必要なのかということまで議論をさせてもらいました。その中で、私が今、進めさせてもらっている交流事業の拡大、これは冬というのはなかなか町外から知内町に呼び込むという、そういうメニューというのが今、残念ながらありません。そんなことから、うちが今、圧雪車を要するに導入することによって、函館近辺からひとつの知内町に行けば、圧雪車があって、こういう大会も誘致できる、そして、なおかつ、函館で初心者の方が教室に休み期間入ります。相当の高い金額を講習料として払わなければなりません。ですから、それは抑えていることによって、交流センターを使ってもらうことによって、うちにそういう人方を呼び込めるんだろうという形まで、これはスキー協会の皆様方といろいろと意見交換をさせていただいて、今回はひとつやってみようと、安全第一であります。ただ、その圧雪車があることによって、底辺まで、初心者の皆様方も知内町のスキー場を活用してもらえるとということもひとつ、検証をしようということもありますので、少し広く考えさせてもらえればというふうに思っています。だから、スキー場だけであれば、140万円もリースをかけてということになろうかというふうには私も思います。費用対効果からいったらどうなんだろうということももちろんそ

れはご指摘のとおりだというふうに理解しています。ただ、そこだけで終わるのではなくて、広く知内町をアピールできる要するに手段として、何とか圧雪車を入れることによって、知内町スキー場を町外の人方にPRできればというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。10款教育費、ほかにありませんか。

ほかにそれでは歳出全般で質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりました。歳入一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

歳入の質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

どうしても私は水産振興費の中で、親水公園、さらにはアクセス道路、非常に無駄な事業だと感じでございます。町長が言われるように、子どもたちに自然を親しむ環境づくりをするという目的であれば、今まで作っていたあの親水公園をもう少し見直しをしてですね、あれを再利用することによってそれが叶うことができるだろう。今回、アクセス道路等につきましても、その道路ができることによって、別な問題が生じないだろうかという、こっちの方の懸念もございます。そういうことから、今回の事業で1,460万円の起債を借りてまでもやらなければならないという必要性は全くないというふうに考えて、私は今回は反対をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

ほかに討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は2時20分と致します。

（ 休憩 午後 2時00分 ）

（ 再開 午後 2時20分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し会議を再開します。

---

● 議案第4号 平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予



算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第4号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

「歳入歳出予算の補正」です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,003万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,448万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

12款予備費、1項予備費、1目予備費に2,003万円を追加し、2,412万3千円とするものです。予備費に前年度繰越金2,003万円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に2,003万円を追加し、2,003万1千円とするものです。前年度繰越金2,003万円を追加するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第5号、『平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。  
平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,777万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に65万円を追加し、1,524万4千円とするものでございます。27節公課費で不足が見込まれる消費税分5万円を追加し、28節繰出金で平成25年度決算による収支黒字分として一般会計繰出金60万円を追加するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で、一般会計繰入金として5万円を追加し、1億2,890万9千円とするものでございます。

次のページ、4ページをお開きください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で前年度繰越金として60万円を追加し、60万1千円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第6号 平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第6号、『平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第6号、平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,588万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費として、54万8千円を追加し、65万円とするものです。28節繰出金で平成25年度決算により収支黒字分、一般会計繰出金として54万8千円を追加するものでございます。

歳入でございます。3ページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で、平成25年度決算により黒字分を繰越金として54万8千円追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第7号 平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第7号、『平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第7号、平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,579万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。3款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に167万2千円を追加し、167万3千円とするものです。25節積立金に前年度繰越金の一部を介護保険事業基金積立金に167万2千円を追加するものです。

次の5ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付賦課金、2目還付金に31万6千円を追加し、31万7千円とするものです。23節償還金利子及び割引料、国庫支出金等過年度分返還金として31万6千円を追加するものです。

2項繰出金、1目一般会計繰出金に247万5千円を追加し、247万6千円とするものです。28節繰出金に一般会計繰出金として前年度清算分として247万5千円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをご覧ください。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に446万3千円を追加し、446万4千円とするものです。繰越金、前年度繰越金として446万3千円を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第8号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,449万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。6ページをお開きください。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費に5万8千円を追加し、32万9千円とするものです。11節需用費に消耗品として2万1千円の追加、12節役務費に通信費として3万7千円を追加するものです。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に81万2千円を追加し、6,120万円とするものです。19節負担金補助及び交付金に平成25年度の清算分により事務費の負担金として81万2千円を追加するものでございます。

3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に10万3千円を追加し、10万4千円とするものです。28節繰出金に一般会計繰出金、平成25年度清算分として10万3千円を追加するものでございます。

引き続き、歳入を説明致します。3ページです。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に64万5千円を追加し、2,989万5千円とするものです。事務費繰入金として連合経費として64万5千円を追加するものでございます。

次のページ、4ページです。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に27万円を追加し、27万1千円とするものです。前年度繰越金として27万円を追加するものでございます。

6款広域連合支出金、1項広域連合交付金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に5万8千円を追加し、5万8千円とするものです。後期医療制度円滑運営臨時特例交付金として5万8千円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第9号 平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第9号、『平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第9号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について。

第1条、総則でございます。平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。平成26年度知内町水道事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、配水設備改良費に110万円を追加して、1,803万2千円とする。

第3条、資本的収入及び支出。予算、第4条、本文括弧中、過年度分損益勘定留保資金5,303万8千円を過年度分損益勘定留保資金5,363万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。1款資本的収入、3項工事負担金に50万円を追加して、535万円とし、資本的収入合計で1億4,791万2千円とする。

次に支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費に110万円を追加して、2億155万円とし、資本的支出合計で2億884万4千円とする。

次のページをお開きください。平成26年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、3ページの支出からご説明致します。1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備改良費工事請負費として、配水管移設工事110万円を追加し、1,760万円とする。この工事は、重内地区で現在進められています、道営農地保全整備事業で農業水の建設工事に水道管が支障を来すということから、移設工事を行うものでございます。工事場所につきましては、説明資料見だし4の2ページをお目通し願いたいと思います。

次に収入でございます。2ページをご覧ください。1款資本的収入、3項工事負担金、1目工事負担金で北海道からの配水管移設工事保証金として50万円を追加し、535万円とし、1款資本的収入、合計で1億4,791万2千円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』

を議題とします。

報告内容について、説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について、監査委員の審査意見を付して、別紙のとおり報告する。

次のページであります。健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計が黒字決算ですので、比率の記載はございません。実質公債費比率につきましては、15.9%で、前年度と比較し、0.4ポイント下がっております。また、将来負担比率につきましても、マイナス数値となっているため、比率の記載はございません。次に資金不足比率ですが、各会計とも不足比率の記載はございません。なお、次のページからは、監査委員さんの審査意見書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。報告の案件であります。質疑があれば特に許します。

（「なし」の声あり）

質疑が内容でありますので、報告第1号はこれで終わります。

---

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第3項の規定に基づき、株式会社スリーエスの平成25年度収支決算に関して別紙のとおり報告する。

3ページの損益計算書で説明をしたいと思いますので、お聞きいただきたいと思います。3ページ目の損益計算書です。純売上高につきましては、業務委託売上高が9,662万4,428円、商品売上高が3,397万2,011円、入浴券売上高が1,733万3,286円、宿泊等売上高が1,345万7,620円、これに販売手数料を加えまして、合計1億6,359万3,656円になっております。一方、売上原価については、期首棚卸高が92万435円、商品仕入高が3,329万3,045円、合計3,421万3,480円。期末棚卸高が111万7,903円で、売上総利益につきましては、1億3,049万7,979円となっております。販売費及び一般管理費につきましては、1億3,156万7,599円で、営業利益につきましては、106万9,620円の赤字となっております。営業外収益につきましては、受取利息から雑収入まで合わせて24万1,396円、したがって、経常利益は82万8,224円の赤字となり、当期利益につき

ましても同額であります。この内訳につきましては、物産館を含めた本部の利益が501万877円。こもれば温泉が570万9,724円の赤字。青少年交流センターが12万9,377円の赤字となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。報告の案件であります。質疑があれば特に許します。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑がないようでありますので、これで報告第2号を終わります。

- 
- 議案第10号 平成25年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第11号 平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第12号 平成25年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第13号 平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第14号 平成25年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第15号 平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第16号 平成25年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第20、議案第10号から日程第26、議案第16号までの7議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題とします。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩致します。

( 休憩 午後 2時37分 )

( 再開 午後 2時38分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に平成25年度決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に森永勉君、副委員長に西山和夫君が選任された旨の報告がありました。

これで報告を終わります。

お諮りします。本日の会議時間は、ナイター議会開催のため、予めこれを延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定致しました。  
本日のナイター議会は、午後6時30分に開催します。  
内容は一般質問であります。それまで暫時休憩致します。

( 休憩 午後 2時40分 )

( 再開 午後 6時30分 )

---

## ● 一般質問

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

それでは、休憩以前に引き続き、会議を開きます。

日程第27、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により予め議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

7番、谷口康之君。

### ◎ 7 番 (谷口康之)

『大野町制4年間の町政運営の総括及び時期町政運営について』質問させていただきます。

大野町政も、平成27年2月14日で1期4年間の任期を迎えるが、町長は、元気で豊かな知内町を実現するため「七つの目標」を掲げて施策を推進してきたが、特に林業振興や交流推進事業さらには子育て支援事業などの施策を実現し、まちづくりに一定の成果があったものと思われるが、「七つの目標」として掲げた施策推進についてどのように総括をしているのか。また、引き続き次期町政運営を担う決意はあるのか。これについて質問します。

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

### ◎ 町 長 (大野幸孝)

町長就任以来、無投票当選の重みをしっかりと受け止めさせていただいて、町民の皆様からの負託に応えられるよう「元気で豊かな知内町の実現」のために、本町の基幹産業である一次産業の更なる振興と、子育て支援の充実・交流事業の拡大・地域特性を活かした観光振興等に、職員と一丸となって全力投球して参りましたが、毎年度、行政執行方針として町民の皆様にお約束させていただいた各施策の進捗状況については、町長の説明責任であるとの考えから、新たな取組みとして「まちづくり懇談会」を開催していただき、取組み状況等を説明させていただいているところであります。平成23年度については86項目、平成24年度は89項目、平成25年度は90項目の各種施策についての進捗状況を説明させていただいたところであります。また、平成26年度の各施策の進捗状況については、10月14日から各町内会に出向いて説明させていただきたいというふうに今、考えているところであります。4年間で掲げさせていただいた施策は、本年度の96項目の施策と合わせて延べ361項目であり、そのうち、平成23年度から平成25年度までの3年間で概ね実現できたものとして評価したものは265項目中、240件であり、継続して取り組んでいる項目としては25項目となっており、実行率でいいますと91%となります。そんな状況でありますけれども、医療費の中学生までの無料化、そして、予防接種ワクチンの全額公費負担等の子育て支援、地場材を活用しての公共施設の整備や未利用

材を活用しての木質バイオマス・エネルギーの導入、さらには、小谷石地区の総合的な地域振興対策や、知内川の復元対策等の各施策を進めつつ、財政の健全化対策にも取り組んできたところであります。また、公債費負担適正化計画の実行により、実質公債費比率を平成25年度末で15.9%と改善できましたし、公平公正な行政運営の理念のもと取り組み致しました滞納税の縮減対策についても、3年間で5,700万円の滞納税を縮減できましたことから、約束させていただいた施策については、概ね実行できているものと考えているところであります。4年間の行政運営の中で、特に町の機能を維持存続するためには、生産人口の確保が重要なポイントとなり、若い人が地元で働ける環境を整えることが不可欠であるとの考え方から、あらゆる分野において若者が安心して住み、子どもを産み、育てることができる「知内町」の実現を第一に考えて、各種の新規事業に取り組んで参りましたが、事業を計画するにあたっては、知内町独自の循環型社会を構築できるよう、投資したものが地元で還元できるか、さらには新規就労の場を確保することができるか、また、住民負担を極力最小限に止めるための財源対策についても考えてきたところであります。その一例が、新規高卒者等雇用奨励助成事業の制度の創設であり、さらには、役場職員等の新規採用、また、地場材を活用しての公共施設整備や新たな熱源として木質バイオマス・エネルギーの活用により、地域産業の活性化や新規就労の創出が図られ、新規事業に着手できたことにより各企業の活性化や新たに設備投資をする企業が表れたことは、大きな成果であると考えているところであります。さらには、小谷石地区の総合的な地域振興対策の取り組みが、全道・全国からの注目度が高まり、Uターンした地元の若者が起業するなど新しい動きが出てきております。ほかにも新規施策として、中学生までの医療費の無料化等の子育て支援・知内川の復元対策、湯の里浄水場の改修等、いち早く取り組みできた施策において、一定の成果を収められたものと考えますが、知内町の将来を見据えて基本計画を策定致しました「まちづくり交流拠点施設」整備に着手できなかったこと、合宿誘致の受皿づくりとして検討して参りました「克雪多目的体育館」の建設に向けての基本計画策定までに至らなかったことなど、本町の振興発展のために議会の皆様をはじめ、町民皆様の理解のもとに推進しなければならない課題があることから、今後、これらの重要施策の実現と国が今、地方の経済活性化のために雇用創出を後押しする「地域再生支援事業」を積極的に活用させていただいて、知内町独自のまちづくりを進めなければならないという今、考え方をさせていただいているところであります。「元気で豊かな知内町実現」のために、多くの町民の皆様のご支援をいただくことができましたなら、引き続き、町政を担わせていただけるよう、立候補を決意したところでありますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

今の答弁を聞きまして、町長の1期4年ということで、今回は町長にとっては、いろいろな施策があったわけですが、これも町長にとっては4年間で畑になるものを植えて、これからが本当に自分のいろいろな7つの目標の種類のを植えて、その成長をどんどんどんどんやっていくのかなと私は理解しております。ですけれども、この7つの施策の中でもやっぱり町長が言いましたように、やはり重要なもの、それから、もう少し後でいいのかなというものはあると思うので、その辺の総括した課題も私はちょっとわかりづらい部分があるのかなということでございます。それでですね、今回、町長から答弁書ももらいましたけれども、この中で1ページ目にあります施策ですよ、4年間

で361ありますけれども、今回、我々に行政評価もらったのは、今年初めてもらった。その前のものはもらってないものですから、今年の部分だけで私はお話したいと思うんですけども、今回、この行政評価を見ますと、今年は90施策ありますよね。その中で、A評価が63、B評価が23、C評価が4つということで、A・Bを合わせますと、95.6%の目標達成、それから概ね目標と私は理解したんですけども、でも、これもですね、やはり前の23年、24年については、我々は評価的なものははっきり言って出ていないものですから、それは評価しようがないんですけれども、ただ、今年に限っては、これを見ますと、A評価だけでは約70%なんですよね。その部分で、B評価が23%ということは、やはりA評価もそうでしょうけれども、やっぱりそれよりもBとCの部分について、これからの大野町政にとって重要なものでないのかなと思うんですけれども、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、これまで3年間の取り組みの項目について、ここに数字として載せさせていただきました。今、議員おっしゃるとおり、事業評価については、昨年度から決算審査のときに資料を提出させていただいて、今年で2年目になります。そんなことから、23年度の部分については、なかなかA評価、B評価というのはわからないということで今、言われておりますけれども、それはうちが今、私の手元として持っていますので、その辺はあとでもし提出させていただけるのであれば、提出したいというふうに思っています。それで、今のご質問でありますけれども、A評価、B評価をしたものと、それとC評価、D評価したもので、なかなか26年度についても、その辺の要するに評価の状況がわかりづらいというご指摘でありましたけれども、今ですね、まだ26年度途中であります。そんなことから、これは後日きちんと私なりに評価をさせていただいた折にはですね、議員の皆様方にその辺は資料として提出をさせていただければというふうに思っています。ただですね、基本的に今、私が進めさせてもらった大きな施策については、ある程度、手をかけてこれたのかなという自分なりの判断をしています。その中で、C評価、D評価というのは、取り組みをしていますけれども、なかなか要するに方向性が見いだせていないということで、C評価、D評価ということで評価をさせていただいているということで、まず、ご理解をいただければというふうに思います。ですから、もう少し私は行政を進める上でスピード感を持って行政を進めたいということも議員の皆様方、町民の皆様方にお約束をさせていただいて、早く手をかけられるものについては、手をかけるべきだろうという考え方をしています。その中で、今、C評価、D評価をしたものについては、もう少し町民の皆様方、議員の皆様方の意見を聞かせていただいて、方向性を見いだす必要があるということでのC・D評価ということでご理解をいただければというふうに思います。ですから、大きな課題として、今、上げさせてもらったのがまちづくり交流拠点、それから、多目的の体育館の要するに建設については、これは私の1期4年の中では、実現はできていませんでしたけれども、引き続き、これはもし行政を担わせていただければ、大きなうちの将来を見据えての重要施策であろうというふうに私は理解しておりますので、このことについても再度、町民の皆様方にご理解をさせていただく、議員の皆様方にご理解をさせていただく、そういう努力を進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今のこの評価についてはわかりますけれども、ただ、今、うちの町の場合は、第一次産業がメインでありまして、2ページ目の町長の答弁の中にも町の機能維持のためにも生産人口を確保して、町も発展させるということをも、謳っているんですけども、その辺についてもですね、やはりうちの町の部分では、そのためのIターン、Uターンのいろいろな活用もあると思いますけれども、もう少しですね、若い人たちの考えというんですか、それから、うちの町に交流するためとか、私はなかなか今の日本全体でも少子化対策というものがなかなか難しい問題だと、そして、国としても若者を確保するのはいいんでしょうけれども、なかなか若い人が子ども産んで、それから、また生活をしてくれるということは、今の日本の現状を見ますと、人口は増えることはないけれども、減る人口は緩やかな形でやっていきたいというのが国の考えだということはわかるんですけども、ただ、やはりうちの町もですね、そういう中にありましてですね、やっぱり人口というものがこれから大変、重要になってくる部分があると思うんですね。だから、人口増というものはなかなか難しいでしょうけれども、そのためには、自然人口増とか言葉があるようですけども、その中でやっぱり若い人たちにこれからうちの町に魅力あるまちづくりということをこれから私はどんどん出してもらいたいなと思うんですけども、その辺について、まず、もう一度、お伺いしたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の人口減少の関係でありますけれども、今、新聞紙上をにぎわしております、2040年の20歳から39歳の女性の人口が減少しますよということで、半分以上の自治体が存続の危機がありますよという衝撃的な今、新聞報道がされています。そんなことから、前段でも申し上げました。生産人口の確保が重要なポイントであるということは、今、議員からご指摘をいただきましたけれども、私も同じ考え方を持っています。ですから、人口減少を食い止めるためには、若い人が地元に残らなければ、人口減少というのは、止めることができないだろうというふうに思っていますので、先ほども申し上げました。あらゆる分野において、若者が安心して住み、子どもを産み育てる環境が整えられるかということをも、行政を進める上で第一に考えさせてもらっているということで、先ほど答弁をさせていただきました。そんなことから、今、一次産業の部分ということで、今、言っていたいただきましたけれども、私も知内町はやっぱり基幹産業は一次産業であります。農業後継者、漁業後継者をどういうふうに育てていくか、そこで要するにその家庭を如何に持つ人を増やしていけるか、これもですね、今、知内町の将来を見据えた中では、大変、喫緊の課題であるというふうに思っていますので、当然、その辺の後継者、担い手対策の充実、それから、地元で働ける環境を如何に創設できるかどうか、これはですね、私は今、いろいろと新しい事業を展開させていただいていますけれども、これを第一に考えさせていただいているところでありますので、更に今回、定例会で議決をいただきました子どもの支援策についての議案でありますけれども、この辺も当然これから5年間の27年度から31年までの子育ての部分、いろいろと今、有識者の皆様方で検討されるという、計画が組まれるものですから、それをですね、うちは行政としても参考にさせていただいて、北海道の西部四町、大変厳しい状況の中におかれていますので、これをきちんと悲観することなく、何も手をかけなければ、うちも今5千人を割ってしまいましたけれども、20

40年代に3,200人まで人口が減少するという今、推計が出されておりますので、私は何としてもそこに近づけないように若い人方が地元に残っていただける、これをですね、積極的に今、事業展開をしたいというふうに考えております。そんなことから、ほかの自治体でやっているのと同じ要するに施策はだめよと、知内は独自の施策を何とか作りあげようということで今、担当といろいろと協議をさせていただいておりますので、何とかそういう方向を見いだしていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

それはわかりました。町長も先ほど言いました部分で、私もB、Cの部分言いましたけれども、やはりこれからの部分ですね、町長に4年間のこれは総括でほしいという形が出たとわかったんですけども、やはりこれからですね、次期を担いたいということで、町長、今、言いましたものですから、そしたらですね、うちの町としてもこれからの中長期の展望をですね、そういうものもやっぱりこれから2期目に向かっては、私は課題になってくるのかなと思うんです。ただ、目標の部分である程度、成果が出たというのはわかりますけれども、やっぱり私としては、その課題、大きな課題もありますけれども、小さな課題もいろいろとあると思うんですよね、Aの評価の中にも。やっぱりそういう形のものもありますので、これからは中長期の展望ということも私はどんどん描いてやっていかなければだめだなということで、その辺についても何か考えがあるようでしたら、もう一度、お願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

前回の議会でもお話させていただきましたけれども、今、まちづくり総合計画、新たに今、策定をする計画をしております。それは5年ごとの見直しをして、基本的にまちづくりを進める指針となる計画でありますので、その中で、いろいろと町民の皆様方から意見を聞かせていただいて、今、議員がご指摘のように、要するにすぐ手をかけられるもの、中期・長期的なものということもきちんとやっぱり町民の皆様方に示す必要があるのかなというふうに私も思っています。ただですね、今回、安倍政権に代わって、地域再生ということで、いろいろと国からの補助金の活用もありました。ですから、私も1期4年間で掲げさせていただいた施策をできるだけ前倒しすることができるのであれば、全て手を挙げようということで、私は指示をしました。ですから、今、言われるように、もう少し先のことだったのではないかということも25年度の補正でやったり、26年度の当初で計画したりということもあります。ですから、将来的に知内町の将来、町の活性化、知内町の将来を見据えた中で、こういうことも必要だということもきちんとまちづくり総合計画の中に私は掲載させてもらえればというふうに思っています。その中で、前期、そして、中期、そして、長期にわたってどういうまちづくりを進めるかということは、町民の皆様方にきちんと説明をすることも必要だというふうに思っていますので、今、ご指摘をいただいたことについては、きちんと受け止めさせていただいて、今後、対応をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

## ◎ 7 番 (谷口康之)

それはわかりました。2ページ目の方にありますように、こういう形のものを進める中で、町長1人でできるわけではないんですね。やはりそのために書いてありますように、役場職員の新規採用ということで、来年も退職する方はどんどんいますし、役場の職員もそのための戦力として、新しい職員をどんどん採用してもらいたいと思うんですけども、ただ、町長、自己アピールですね、町長が副町長時代にこれを提唱して、この形になったんですけども、ただ、私もこの自己アピールについてはですね、一般の町民の方にとってはですね、あまり評判のいいものではないなということ私、伺った経緯があるんです。というのはですね、やっぱりこの自己アピールというものに関してですね、町民の皆様方の受けるイメージというのは、役場の職員の採用の部分でですね、間違ったイメージが結構定着しているみたいなんです。何と言いますか、町長が野球が好きだということで、結局、野球やってきた子どもたちでなかったら採用してもらえないとかという形でですね、そういう情報が一人歩きして、私もそういう形で問題を投げかけられた経緯があるものですから、それはないよということでお話した経緯があるんですけども、でも、やっぱり一般の町民の方とか、その当事者の子どもさんたちですね、そう言いながら、野球部のやつでなかったらなかなかほかの部活をやっている、野球部の子どもたちが優先的に採ってもらっているみたいだとかという形の言葉が返ってくるので、それから、当事者の子どもさんたちについても、なかなか諦めているのか、受けても受かるわけないんだよなんてそういうことも聞かれるもので、そういう部分でですね、やっぱりせつかくのこういう優秀な子どもさんたちもいると思うんですけども、やっぱり町長の執行方針の中にも公平公正ということが一番最初にこの言葉が出ているものですから、そういう部分についてですね、もう少し子どもたち、そして、一般の町民の方にもわかるような町職員の採用の方法というものをもう一度、考えてもらうようなことはできないのか、その辺、最後になりますけれども、答弁お願い致します。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

## ◎ 町 長 (大野幸孝)

私が導入した自己アピール、これは北海道で私だけなんだろうというふうに思っています。それで、今、町民の皆様方にきっと誤解を与えてしまっているのかとか、どこでそういう形になったのか、議員、調べて見てください。今年も2人採用しました。この採用した2人は野球やれますか、全くそういう人ではないですよ。ですから、私がたまたま野球をやっているから、要するに野球をやらなければ職員にならないということは、これは一切ありません。私が評価の中に全く関わりを持っていません。副町長を今、リーダーとして、そして、教育長として、従来までは課長が評価委員になったんですけども、ある課長から、その個人の一生を決めるのにこちらが要するに評価していいんですかという話がありました。そんなことから、昨年からは要するに外部の方を評価委員として選任させていただいて、そのメンバーで評価をしていただいています。ですから、私のところに上がってくるのは、副町長、教育長、それから、外部の3名、そして、総務課長、6人の評価をして、結果が私のところに上がってきて、私が判を押すだけあります。そんなことから、一切、私がそこに誰が受験しているかということも知らないですし、野球をやっているかということも知らないですし、たまたま上位にランクされた人で採用した人がそういう状況になっているということでご理解をしていただければというふうに思います。ですから、そういう要するに町内会とか、町民の皆様方がそういうことを言っている

ということがあるのであれば、谷口議員にも相談されているということでありますと、私、これから14日からまちづくり懇談会で各町内会に出向かせていただいて、26年度の取組状況を説明させていただきますけれども、その中で、きちんと経過的なもの、私が要するに副町長になって、最初に自己アピールで採用された人が誰なのか、これきちんとですね、誤解を解くためにきちんとその辺は資料として持っていきたいというふうに思っています。ですから、基本的には、野球をやらなければ職員になれないということはこれは全く誤解でありますので、それはまず、きちんと解きたいと思えます。それで、なぜ、この自己アピールを採用したかといいますと、今ですね、役場職員というのは、渡島桧山の共通試験をやるんですよ。学科試験とそれから、要するに作文です。要するに100点満点の50点をクリアすると、第一次合格者です。これが第一希望、知内町役場、第二希望、木古内町役場ということで、本人が願書にその部分を書かれてきます。そんなことから、知内町を第一希望とした人が町村会の試験を受験して、50点をクリアすると、こういう人が知内町で合格しましたということを通じて、それから採用する自治体が面接をして、最終的に結論を出すということです。ただですね、考えてみてください。今、公務員になりたいということで、高校を卒業して、すぐ受験する人と、専門学校に2年間行って、公務員の試験を要するに勉強して受験する人がすごくこの頃多くなりました。そうすると、50点はクリアできるんだらうというふうに私は思っています。ですから、50点をクリアしたから、その人がですね、本当に役場職員として適任者なのかということとはわかりません。そんなことからいうと、自己アピールは3年間、あなたは高校生活をどういう生活を送ってきたかということこれはアピールしてもらいますからわかるんですよ。そんなことから、私は将来的にというか、私は導入したことによって、いい職員を採用できているというふうに今、思っています。そんなことで、これはですね、すぐ評価を町民の皆様方にさせていただけるかというのは少し時間がかかりますけれども、今、自己アピールで採用した職員と町村会の試験で採用した人というのはきちんと私は隠すこともないですし、きちんと町民の皆様方に説明をさせてもらいたいと思えます。その中で、町民の皆様方が役場に来て、職員の対応がどの職員がきちんと対応してくれるかというのは、一目瞭然来てくれればわかると思えますので、そんな形でそういう誤解を持っている町民の皆様方がいるということであれば、私は決して自己アピールというのは、私の考えで採用しているのではありませんということをきちんと説明をさせていただいて、私は将来的にも自己アピールというのはなくする考え方はありません。逆にそっちの方で採用した職員の方が私はきちんと町民の皆様方に対応していただいているというふうに私なりの個人的な今、評価をしているということで、ご理解をいただければというふうに思えます。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に2番、木村一君。

◎ 2 番 (木村 一)

質問事項、『ふるさと納税に係る特典制度の実施について』

平成20年に「ふるさと納税制度」が始まり、我が町も平成20年度は24件の実績がありました。平成24年度には3件と極端に減少しております。

他の自治体の傾向を見ると、寄付者に対して特典として特産品を贈呈している自治体も増えてきていることから、今後ふるさと知内町をPRする観点からも、町を応援して下さる寄付者に対して、感謝の気持ちを形で示していくことが大事ではないかと考えるが、町長の所見を伺います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、ご指摘のふるさと納税の関係でありますけれども、市町村に対する寄付金の内2千円を超える部分の一定額まで、所得税と個人住民税から全額が控除される制度でありまして、町としても制度が始まった平成20年度から、インターネットや広報誌、東京・札幌・函館のふるさと会の総会交流会等で制度を周知してきたところであります。寄付は1口5千円として、平成20年度からこれまで延べ39件、金額にして118万円の寄付が寄せられておりますが、1件あたり最高額は10万円で、平均すると3万円程度となっております。それで、今、議員がご指摘のとおり、年を追うごとに件数が減少しているのはご指摘のとおりであります。ただし、最近ふるさと納税に関する様々な報道があったことによるものなのか、本年9月になって新たに2件、8万円の寄付の申し出を受けているところであります。いただいた寄付金は「教育振興基金」に積み立てて、次世代を担う幼稚園児から高校生・一般・お年寄りまでの文化・スポーツ活動の強化に向けた支援の財源として活用を今、させていただいているところであります。しかし、ふるさと納税制度はあくまで寄付金でありますので、ありがたくご芳志をいただくとしても行政のための財源としての継続性や安定性に欠けることであるとの今まではそんな考え方をしていたところであります。町はこれまで、寄付をいただいた方の同意を得て住所とお名前を公開し、併せてお礼状を送付することに止めてきたところでありますが、寄付者に対し地元の特産品を贈る等の取組によって寄付件数や寄付額が大きく増加している上士幌町等の他町の事例が報道されているところであります。ご指摘のとおり、知内町、ニラやハウレンソウ、トマト、カキ、ホタテ、マコガレイ等の特産品があり、また、北海道新幹線の開業を見据えて、町の食材を活用した新たなお菓子、お土産品等の開発の動きも活発化しておりますので、ふるさと創生事業の一環として新規起業や新規特産品の開発へのチャレンジを支援している今、現状にあります。これは議員ご存じのとおりということだと思えます。このことから、今後はですね、今、議員がご指摘のとおり、礼状だけの送付に加えてですね、今、いろいろと特産品を使ったお土産品を開発を今していますので、是非、その感謝の形をあらわすと共に、ふるさと納税を文化・スポーツの振興のみならず、地元特産品のPRや販売促進につなげる新たな視点に立って前向きに取り組ませていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

平成20年から地方税法の一部改正によって、納税制度が始まりましたけれども、まず、この納税制度始まってから、町長就任してから23年度2件、24年度3件、25年度はゼロ件と、26年度は2件ほどとインターネット、報道でPRされて増えているということですが、いち早くこのふるさと納税に着目して、上士幌町、例に挙げますと、平成26年度で金額2億9千万円、軒並み右肩上がりです上がっていると。それは当然、地域の活性化にも大いに貢献しているという考えで、わが町も本来であれば、こういう国からの制度があるものですから、町の活性化の起爆剤として、考え方としてやっていたら、こういう右肩下がりの現象は起きなかったのではないかとこのように思いますが、その辺、町長の考え、ひとつお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)



町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

私の考え方は、全員協議会のときにも副町長の方からきつと説明をしていただいていると思いますけれども、お土産品があるから、贈るから納税してくださいというのは、なかなか私の考え方としては、そこまで進めようという考え方は実は持っておりませんでした。それです、先般、東京ふるさと会の事務局長さんが、お盆で知内町に帰ってきて、ちょっと懇談する機会がありました。そのときに、町長、ふるさと納税、どういうふうを考えているんだという話をして、いろいろと意見を交換させていただいたときに、なるほどなど。それで今、先ほど言いましたように、いろいろとお土産品の開発も今しているところであります。木村議員も今、知内町産のそば粉を使ってという考え方もありますし、実は9月3日に副町長、今、スリーエスの社長をやってもらっていますけれども、恵庭の企業と正式契約をして、これは10月6日に産業まつりを予定しておりますけれども、そのときに、まさしくうちの産品です。お米はふっくりんこ、知内町産、それからカキは中ノ川、それからホタテも中ノ川、まさしく知内町の産品を使ったお土産品、これは釜飯なんですけれども、急速冷凍をして、家に持って帰って、自分の家で電子レンジで5分か6分、これは電子レンジの性能もありますけれども、そして、解凍して食べるというものであります。これはたまたま恵庭の企業とのつながりを持たせていただいていますので、そこに行って食べて、これはうちの産品使えるなどということで、今、正式に契約して、今定例会の最終日にですね、議員の皆様方に今、試作品として作ったものをお配りするということを計画しているようでもありますので、1回食べてみてください。そんなことを今、計画しているんだという話もしたんです、実は。そして、そば粉も使って、そばも今やるんですよという話をしたら、町長、それはね、これをうまく使って、まず、ふるさと会の皆様方にその辺を周知して、それが要するにクチコミで販路拡大にもつながるんだろうということでの実はアドバイスをいただいたところでもあります。そんなことから、是非ですね、今、ご指摘をいただきました、あらゆる今、自治体でふるさと納税、取り組んでいる情報も私、ネットを調べるとすぐ入りますので、その辺の状況は周知させていただいております。そんなことから、それで、先般、安倍政権も地方活性化の一躍にということで、確定申告を不要にしますよ、それから、控除の上限を2倍にしますよという、これは新聞記事、きつと議員も見ているというふうに思っています。そんなことから、大変、簡素化できて、要するに税を控除できるということであれば、一石二鳥ということの部分があると思いますので、是非ですね、うちの今、産品を積極的にPRできる1つの方法だろうと、それをきちんとある程度、定着できれば、それなりの納税をしていただけるだろうというふうに思っていますので、これは先ほども言いましたけれども、前向きにというか、積極的に対応をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、木村一君。

◎ 2 番 (木村 一)

今、町長から贈答品としていろいろな形で開発して、それをこれから利用するという形で前向きな答弁もいただきましたし、1つ提案として、私の方からも申し上げたいんですけども、ただ、納税してもらって、返す、このやり取りでなくて、もう少し、今、自分の考えとしては、上士幌町、先ほど例を挙げましたけれども、3億円も納税されるということは、視点をちょっと変えてみれば、3億円の一大企業がそこに誕生したという形にも意

味合いとして取れるわけです。財源として3割にのぼるということは、1億円近くの金が収支で残るということ。残りの7割、地域の雇用だとか、様々な活動にそういう発送業務だとか、商品開発だとか、様々な形で地域の活性化がある程度図られるし、また改めてそういうものを例えば贈ることによって、上士幌町をPRするような形で、定住人口が平成25年度で28組増えている。お試し住宅も例えば、25年度までにそういうふうな人が来て、上士幌町を体験してもらって、そして、将来的にはこういうところに住みたいというふうなことで、定住人口が増えていると。そういう取り組みが、私、7月22日から3日間、渡島西部四町で視察に行っていて、大変、勉強になってきた。そのときに上士幌町の町長さんも1時間くらい、自分の施策、1人で熱く語っていたことが印象に残っています。そして、わが町もせっかく町長に小谷石振興対策、北海道道立公園を抱える景勝地あるわけです。矢越アドベンチャークルーズ、それも今、先ほどIターンして帰ってきて、自らの企業精神を持ってやっているし、ただ、贈物を贈るだけでなく、今度、知内町に贈った人に来てもらう、こういう対策もまたひとつ考えていって、例えば、そのアドベンチャークルーズやっている、矢越の民宿でやっている海産物の料理だとか、そういうような優待券だとか、期間限定を付けて、2年なり3年なりでその間に来てもらえれば、例えば、そういうものを送って、そういう人たちが知内町を応援したいんだ、また、こういうものをもたらたらまた帰ってきて、そこに一度行ってみて、そこを見てみたいとか、ほかではやっていない贈物ばかりじゃなくて、そういうような形で今後、取り組むような考えは、どうですか、町長。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどもちょっと谷口議員の質問に対してもお答えさせていただきましたけれども、私はあらゆる分野でそういう活性化につながるもの、それから、若者がそこに定住できる施策というのは、私は第一に考えさせていただいているということを先ほど、答弁させていただいております。ですから、今回のふるさと納税で、うちが今、開発したお土産品を贈ることによって、どういう反響があるのか、そして、今回ですね、これも昨年、手掛けさせていただいた診療所の要するに住宅を改修して、今回、名古屋から夫婦の方が小谷石に来ていただきました。大感激して帰りました。地域の人方が、ある漁師さんが期間中に要するに海へ行って、釣りを体験させてもらって、そして、釣ったもの帰ってきて料理を提供していただいたそうなんです。それはね、感激しますよ、大都会の人方。そこから要するにクチコミで知内町というのはこういう地域なんですよということですね、是非、アピールしていければと。それがですね、今、問題になっている空き家対策にきつとつながっていくんだろうというふうに思っていますので、その辺、広くここだけに要するに送って終わりという話ではなくて、今、木村議員が指摘していただいたもので、あらゆる部分で何とか枝葉を付けて、広げていければというふうに考えていますので、またいろいろとご提案していただければというふうに思います。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

町長からこのふるさと納税について、前向きな姿勢で、知内をPRして、それが枝葉に広がって、そこにまた若者の雇用ができる、もしくは、定住人口が増えていく、また、知内町の活性化にもなっていくというふうに私は理解しています。それによって、先ほど町

長さんから言われた、私もそば、10月に合わせてかんそばを地元の特産品として、商工会に出していきたいと思います。それも是非、お土産として広く活用していただき、知内町の活性化に前向きな姿勢で町長に取り組んでいただきたいと思いますので、私の答弁これで終わりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に1番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

まず、1点目お伺いします。

『町長の任期満了に伴う4年間の総括と課題について』お伺い致します。

町長就任当時「元気のある知内町」、「公正・公平なまちづくり」を目指し、抱負の中で「生き生きとして元気あふれるまちづくり」、「地場産業の振興によるまちづくり」、「新たな雇用創出によるまちづくり」、「子どもの未来に夢と希望のあるまちづくり」、「交流事業の推進によるまちづくり」、「地域特性を生かしたまちづくり」の「6つの施策」を掲げていましたが、そこで次の点についてお伺いします。

1点目として「6つの施策」にかかる達成度と評価についてお伺いします。

2点目として在任期間に積み残した課題をどのように達成させていくのか、2期目に向けての考え方をお尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の町長の任期満了に伴う4年間の総括と課題ということで、7番議員の谷口議員の質問とかぶる点があるかと思いますが、まず、ご理解をいただければと思います。

それで、まず、「6つの施策」の達成度についてということでもありますけれども、先ほどもちょっと申し上げました、平成23年度・24年度・25年度で、A評価をさせていただいたもの、B評価とさせていただいたもの、全てで達成率として90.7%ということで今、捉えさせているところであります。それと、平成25年度の行政施策の実績評価に関してでありますけれども、本日開催の決算審査特別委員会資料として行政評価の実施報告一覧表を提出させていただいておまして、本日の委員会でその状況について説明をさせていただいたところであります。それで、4年間の総括という評価ということでもありますけれども、私自身が評価するというものではなくて、私が町民の皆様方に公約として掲げた各施策の取り組み状況や公平・公正な行政運営をしてきたのかを町民の皆さんが検証して評価いただくものであるというふうに今、理解をしているところであります。

それで、2点目の在任期間に積み残した課題をどのように達成していくのかということでもありますけれども、これまで町政を進めてきて、本町の振興発展のためには、まだ多くの課題があって、議員の皆様をはじめ町民皆様の理解のもとに推進しなければ、「元気で豊かな知内町実現」することができないものというふうに今、考えているところであります。本町が持続的に発展していくために、若者が安心して住み、子どもを産み、育てることができる「知内町」の実現と、これまで町の発展に貢献していただいた高齢者の皆さんが安心して暮らせる環境づくりを第一に考え、谷口議員の一般質問でも話をさせていただきましたけれども、多く町民の皆様のご支援をいただくことができましたなら、引き続き、町政を担わせていただけるよう、立候補を決意しているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

1点目の6つの施策の評価ですけれども、なかなか本人が評価すべきものではないということで、以前、脇本町政にも同じ質問したときにも、脇本前町長も同じような答えをしておりました。ただ、今回、町長から今日の定例会で行政評価実施報告、これがある意味、町長の評価だと思うんですよね、事業への。こういう意味で、ある意味、概ねそれなりの評価がなされているのかなという思いがしております。ただ、この事業の中では、継続もありますし、議会の中で推進して町長がくみ入れて施策を実行したのも多々あります。そういう意味で、また前町長とは取り組み内容もまたがらっと変わった部分というのは多々あるんですけれども、その中で、これから2点目と関連して質問させていただきまされども、大きなもの残りました。まちづくり交流拠点施設整備、それと、克雪型体育館。克雪型体育館については、まだ計画段階ですので、事業費等も伴っておりませんし、ただ、まちづくり交流拠点施設については、25年度のまちづくり懇談会、いろいろ施策を説明しながら歩いた中で、批判もあれば、良しとする、大いに結構だと、新たな雇用が生まれるということでもありますので、それらを実行してほしいという方も中にはいたんだろうとっております。ただ、議会の中で、これは以前、町長と議論させていただいた中で、議員1人でも反対すれば、この施策はやめますという答弁をされました。私は今、この次の2期目に向けて、町長が次期表明した以上、これは私は負の遺産になるのかなという思いが強いです。そういう意味で、これを撤回する気持ちはないか、お伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

まちづくり交流拠点に絞ってのご質問をいただきました。この答弁というか、通告ではその辺までちょっと読み取れませんでしたけれども、今、絞ってお話をさせていただきましたので、私の考え方、答弁させていただきますけれども、基本的に23年にこの基本計画を作らせていただきました。これは議員の皆様方からいろいろと意見をいただいて、私の要するに信念として、要するに可決をさせていただいて、基本計画を作らせていただいています。それで、今、まだ実施をできないというのは、何で実施をできないのかと申し上げますと、いろいろと今、町民の皆様方、観光協会の役員の皆様方、いろいろとその辺、婦人団体の皆様方との話をさせていただいたときに、もう少しやっぱり説明不足なんだろうなというふうに実は思っています。なぜかという、5億5千万円の要するに事業費をかけて、どうして赤字の施設を作るんですかという方もおりましたし、それから5億5千万円も本当にかけて財政負担はどうなるのかということも指摘をさせていただいた部分があります。そんなことから、今、5億5千万円の事業費でありますけれども、北海道なり、林業活性化の補助金を使う、地場材を当然使わせてもらいますので、その中で、財政負担というのは、こういう形になるんですよと、5億5千万円の事業費でありますけれども、住民負担というのは、こんな状況ですよという、要するに財政対策の部分でもありますね、実は途中から資料として皆様方にお配りをして今いるところでもあります。そうすると、この資料を見ると、これで要するに施設が建つんだということも言っている人方もいますし、それから、私は4ポイント、立地場所を決めさせていただきました。そんなことから、やはりその立地場所でいろいろと意見を持っている方が多いんだろうということがですね、実はそのお話しの中で、自分なりに感じ取れたものですから、もう少しその辺は多くの皆様方から意見を聞いて、そして、きちんとした場所の選定までも考え方も示した

中で、もう一度、その辺は提案をしたいというふうに思っております。ですから、今、議員が指摘されているように、負の遺産としてということをお願いしていますが、私は決して、知内町の今、将来をうちの食を使った事業展開というのは、私はやるべきだろうというふうに思っています。ただ、やるべきと思っておりますけれども、まだまだいろいろと課題をクリアしなければ、要するに実施設計まで移っていけないなというふうに思っていますので、それは一貫して多くの皆様方の意見を聞かせていただいて、議員の皆様方からの理解をしていただければ、なかなか前へ進める施設ではないんだろろうというふうには思っていますので、その辺は、丁寧に説明をさせていただいて、不足する資料を再度、うちの方から提案をさせていただいて、説明をさせていただければというふうに思っておりますので、今の時点では、撤回する考え方はございません。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

確かに建設費、町長の言うように5億5千万円ですか、その中で、事業を進めるわけですが、ただ、内容なんです、内容。委託料2, 200万円、毎年、つぎ込みます。これは永遠と続くんです、存続する限り。その中で、営業利益、2年目で190万円、3年目で160万円、だんだん下がっていくんです、営業利益。そのうちまた赤字になれば、赤字補填するんですかという要するに問題も出てくるんです、温泉のように。ですから、ある程度、各団体、要するに町が施設を管理しても、中に入る団体や商店の方々いますので、その方々がどういう考えを持っているのか、まず、その協議、今、なかなか進んでいない状況にあります。これで2期目に向けてそれを実行したいという、先ほどの考えもありましたけれども、果たして、それでいいのかという疑問が付くわけですよ、中身を見た場合。それらを加味しても、まだ施設的なもの、場所的な問題だという考え方で進めていくのか、あと、経営的な内面の営業的なものを加味しながら判断するのか、まだ、進めていくという考え方に変わりありませんか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

その辺はですね、私と西山議員との考え方の違いだというふうに思っています。それで、基本計画です。あくまでも、基本計画。それで、西山議員は最初から2千万円の要するに町からの委託料というのは、如何なものかということずっと指摘をされています。ですから、それは私は全く無視はしていません。そうすると、その2千万円を委託料として払わない方法として、要するに施設整備ができないかということが、当然、それは考えなければならぬことだと私は理解しています。ですから、今、基本計画どおり、2千万円の委託料を払って何としてもその施設をやるんだという考え方は、持っていません。それはお互いにそういう指摘をいただいて、私は私なりにその部分をなくするがために、そして、もう少し規模を要するに5億5千万円の事業費をかけるので、そして、中のメニューも示してあります。その部分をですね、もう少しコンパクトにしたら、要するに事業費も縮減できるし、経営もきっと変えていけるんだろろうということで、もう少しですね、広く考えていただければというふうに思います。ですから、場所だけかという話を今されますけれども、場所の問題もありますし、クリアしなければならない問題として、議員から指摘された町からの委託料が本当にそれが要するに経営をするがために支障になってこないか、それは当然、私は事業を着手するにあたっては、検証をさせていただきたいというふうに

思っています。ですから、今の基本計画どおりですね、何としても2期目にやるんだという考え方は持たないでください。いろいろと今、指摘をもらっていますので、その中で、もう少しコンパクトにできるのであれば、もちろんしなければならない。それから、事業の中での要するに配置計画もありますから、それをですね、もう少しコンパクトにできるのであったら、是非やらなければならない。それから、計画は持ったけれども、これは実行できないものについては、それはやれない話ですから、それを要するにコンパクトにまとめていくということで考えていきたいというふうに思っています。ですから、何としても今、2期目にそれを5億5千万円の事業を計画どおりやるのでという話ではなくて、やるにあたって、町民の皆様方の理解、議会の皆様方の理解を得なければ、私は実施設計まで移行しませんということは議員の皆様方に約束をさせてもらっていますので、それは変わっていません。ですから、理解をしていただくために、努力はさせていただきますということで、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

考えは変わらないようでありますけれども、ただ、これだけにかかわらず、外輪の整備もあるわけですよ、駐車場やら広場的なもの、構想的には。それは500万円の委託料をかけてやったわけですよ。ということになれば、その段階で、要するにこういう書面も出てきたわけですから、要するにその段階でどうだったのか、もう少し議論の価値があったのではないかと、内部的にですよ。我々の提案する前に。ただ、今の町長の言うように、こういう計画で指摘があれば、更にその指摘部分も検証しながら進めるということであれば、それはそれでいいんですけども、ただ、500万円の委託料をかけて、内部調査もかけて、提案した以上は、それなりの事業で進むんだらうなという気持ちで受け止めるわけですよ、町民も要するに説明すればね。ただ、それが今、町長のようにいろいろな要素、不安要素が出てきたので、それらを修正しながら、今後、また事業を新たに提案しますということであればわかりますけれども、まず、一旦、引っ込めていただきたいなと思います。時間もないので、早口でしゃべるなということでもちょっと指摘が来たんですけども、しゃべらないと終わらないような気がしますので、ちょっと加速します。これについては、また後ほど新たな提案があったときに議論をさせていただきたいと思います。ただ、このまちづくり拠点の前にまだやることあるだろうなというのは、一般型ダムの解決もまだしていません。そんな中で、農業の方で、以前、記憶ちょっと間違っているかもしれませんが、2011年の新聞に10億円かけて、集荷場の施設の整備をしたいんだと。新たな場所で施設を建設したいという新聞記事が出ました。そして、最近、あくまでも聞いた話なんですけれども、30億円前後で施設改修をしたいというお話もあります。そういうお話が来る前に、やっぱりあれもこれもかという話なんです、自分にすれば。一般型ダムで農家負担、自分も負担金あります。これが確定すれば。一般型国営ダム。特別型でなくて、一般型。国営ダムですか、失礼致しました。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。国営の総合かんがい事業。ダムはもう町が償還していますから、ダムではないです。幹線用水路。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。国営事業だそうです。申し訳ありません。今、書類持ってきていないので。まず、そういう問題を解決して、はじめて次の農家でもその事業にいくならわかりまけ

れども、負担金が要するにどうなるのか、今、未確定の中で、確定しない中で、農家負担がどのくらいになるのかわかりません。町負担もどのくらい援助するのかわかりません。そうした中で、次の施策として、今、大規模な改修工事をなされようとしているわけですよ。だから、どんどんどんどんこれからというのは、財政的にそれらを受け入れれば、大変になってくるのかなという危惧もあります。まして、小谷石、越波対策、高波対策の事業との連動による自然海水浴場の整備も掲げております。これもある意味、事業として町長の推進ですから、自分も委員長として同行しておりますけれども、それなりの感触を得ているのかどうかわかりませんが、なかなか許可が出ない状況ですけれども、ただ、これに関しても、遊泳ということになれば、誰が事故があったときに責任を負うのかという問題も発生しますし、小谷石自然海岸、国立公園ですよ、国立公園で、イカリカイまで遊泳して助けを求めるといって、援助の中で頻りに救難、救済になっています。そうした環境の中でやるよりは、確かに今、町長がやろうとする、この越波対策を利用した海水浴場の整備というのは確かにいいんだろうと思いますけれども、ただ、北海道で責任を持つのではない、町で責任を持つ話になってくるという、大変、事故の対策等の危険もあるわけですから、それらを加味した中で、財政もかかる。そして、先ほど谷口議員の一般質問出ました。若者が安心して住める環境づくり、これも以前、知内町の一次産業の要するに後継者が安心して暮らせるまちづくりということで、要するに将来、家族を持ちながら、知内町の一次産業の発展に努力していただきたい。そのためには、町長はまず、結婚だという話の中で、自分も賛同しました。その結婚の要するにサポートだとか、今回、新聞に載ったんですけれども、婚活サポート、これは函館の業者さんのホームページを利用してやっていることなんですけれども、やはりそれらをまず、優先していく課題だろうと自分は思っています。まず、一次産業を安定させることが必要になってくるのかなと思っていますので、まず、その箱物等、克雪型も含めてですね、そちらを優先するよりは、それらを優先して解決にあたって、そのあと、町長の思う、まちづくり拠点、考え方を考えた中で提案していただければ、そのときはまた議論の対象になるんだろうなという思いが致します。まだやることいっぱいあるんじゃないかなということなんです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、いろいろご指摘をしていただきました、国営土地改良の問題、それから、施設再編の問題、これはどこからの情報なのかわかりません。30億円のやつが町でやるという話は私は一切していませんし、この前、要するにスタートに乗っただけですよ。それから、10億円のやつというのは、どこからそれ議員がその情報を知り得ているかというのはちょっとわかりません。ですから、基本的には、施設再編は必要だろうと、そういうことで、プロジェクトを立ち上げて、検討をしていただくということですから、そのプロジェクトの考え方を私は積極的にもし、町が支援できるのであればということをおっしゃって、町が今、30億円の事業なんて到底抱えられる話じゃないですし、先般、役員の皆様方が来たときに、これは国補助、今55%を財源対策としていますけれども、これは要するに国が求められる計画になっていませんと、申し訳ないけれども。もっともっと地域の皆様方と要するに説明をして、きちんと方向性を見いだしていかなければ、町事業としては私はやれる状況には、今ありませんという話をしていきますので、それはちょっと議員が今、情報としてもらっているものとちょっと差があるのかなというふうに思っていますので、まず、それをご理解ください。それから、国営の土地改良問題が解決できなけれ

ば、私が今、施策として挙げているものが手を付けられないというのは、それは違うんじゃないですか。私はそう思っています。ですから、私は今、手をかけれるものについては、やりますよと。国営の問題も私は大きな知内町の要するに重点課題でありますよということも期成会でも言わせてもらっています。そのために今、解決、着地点を設けるために期成会なり、そして、特別委員会を作っていただいて、いろいろと今、検討している話ですよ。それがそしたらいつ、それが町の方の財政支援がどのくらい出てくるかというのは、これからの話であります。それを要するに待ってなければ、私が今、掲げさせさせてもらっている重要案件をですね、手をかけられないという話ではないと思います。ですから、課題としては受け止めさせていただいています。ですけれども、その課題解決のためには、もう少し、国営の事業であり、施設再編であり、もう少し時間を要するのではないですかという私なりの考え方があります。ですから、もし、2期目、担わせていただけるのであれば、今の交流拠点、これは2期目できちんと方向性を出したいと思っています。ですから、絶対やるという話ではありません。いろいろと課題があって、やれないということであれば、別な形も考えます。考えたいと思っています。要するに既存の施設の利用もどうなのかということも、今、視野に入れさせてもらっています。そして、将来的に今、知内町の要するに活性化を図るためにどこの場所にそれを建設することによって、つながりが出てくるかということも、これは既にもう議論をさせていただいておりますので、そんなことで、ご理解をしていただければというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

全てストップせということではなくて、要するにその国営改良事業ですね、まだ完了手続終わっていないということの中で、要するにそれがどういう形で町が負担するのかわかりません。ただ、請願的には、8億円、当時の産業課長に聞いたときには、8億円という数字くらいだろうと、おおよその町負担ですけれどもね、そうすることによって、農家軽減負担が4千なんぼまで軽減するんだというお話がありました。そうした問題も解決せずにですよ、そうした問題も決着せずに、新たな野菜の集荷施設という話の中で、当時は10億円だったんです。当時が10億円だったんですけれども、ある情報なんですけれども、30億円弱という話が出ていました。今回、施設整備。そうした大がかりな事業がこれから一番の連携して、継続協議を進めますという、その中身、なかなか見えてこないかもしれませんが、そういう農家からのお話もありました。果たして、それでいいんだろうかという、農家の不安な声もあります。いろいろ問題がある中で、次、そういう大きな事業を確定させるというのはどうなのかなという、そういうことです。ただ、これからというのは、いろいろ一次産業をサポートするためには、まず、生産人口上げなければなりませんし、当然、家族の力も必要になってきます。そういう意味で、結婚を前提にした、若者の安心して暮らせる町を目指しましょう。それがまず、優先課題ではないかということなんです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

なかなかこうでありますよという答弁ができないで、ちょっと迷っているんですけれども、今の集荷場の施設再編は、私がやるということは一切、言っていませんから、それだけご理解ください。そして、町がやるから不安を持っているということも、これも間違



いであります。私が今、事業としてやることに対して、町長がどうしてということ、要するに生産者の皆様方が、不安を持っているということは、これは間違いであります。逆にですよ、逆に今こういうことをやることによって、要するに生産者の皆様方に負担をかけるということで、私はそれはやるべきじゃないと、今の計画であれば。ということをおっしゃっていただいていますから、それはきちんとご理解をしていただければと。それで、今回の中で、まず、今、議員が指摘された国営の関係、それから、要するに施設再編の問題、これについてですね、なかなかかみ合わないんですよ、私の考え方と、議員が指摘している部分については。ですから、その辺はですね、もう少しきちんと整理して、まだまだ私は先になるのかなというふうに思っています。今、町が8億円抱えるとか、それを抱えれば、4千いくらになるというのは、これは誰がそれを説明しているのかわかりませんが、多分、私は副町長のときに4パターンを要するに前町長に示しています。そのきつとシミュレーションの中での考え方をきつとされているのかなというふうには今、想定していますけれども、そういう話合いというのは、まだ期成会とも一切やっていません。これからの問題です。その着地点を設けるために、今、期成会としてどういう方向性を示していただけるかということ、私は今、待っている状況です。その中で、町が担わなければならない部分、そして、受益者の皆様方が負担してもらえらる部分、これがはっきりした中で、私が要するに議会にこの部分は町が責任を持って、要するに抱えさせてもらえらるという状況にまだまだ時間がかかると私は思っていますので、やらないという話ではないですよ、やらないという話ではない。もう少し時間がきつとかかるんだろうというふうに思っていますから、その問題が解決しなければ私が今、要するに掲げさせていただいている施策に手をつけられないというのは、ちょっと考え方は違うんじゃないかなというふうに思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

今、特別委員会を立ち上げて、それぞれ国営の解決に向けて進んでいるわけですよ。そして、最終的に町の負担、受益者の負担というのは確定するわけですよ。その要するに前段として、以前、そういう8億円という話もあったんです。受益者負担をクリアするためには、町の支援が8億円必要だという話もあった。今回、8億円になるか、5億円になるか、3億円になるか、いろいろ4つの提案出ました。過去にそういう議論もしました。それは重々知っています。ただ、それが確定したとき、それを早期解決するのが、町政だったんですよ、立候補して。早期解決する。それがまだ先にかかるということであれば、それはそれでいいですけども、ただ、そういう負担も町が財政負担が出てくる、プラス今、当時、2011年に30億円という施設が、もし、本当であればですよ、その30億円という整備が本当に必要ということになれば、その国営の負担金もある、その新たな施設整備の投資もあるということになれば、町の財政的な投資が大きくなるということですよ。2つのものを町が背負うという格好になるわけです。だから、どちらも背負いきれるのかという話なんです。ですから、早々にまず、国営を解決した中で、どのくらいの負担金が町に出るのか、それをはっきりして、私はやるべきだと思うんです。ただ、これに関しては、日本一のニラを目指して、当時12億円、茨城、高知、当時と変わってなければ、12億円で日本一になるわけですよ。そのためには、今の人力ではなかなか12億円を達成というのは難しいと。そこで、要するにこれから少子高齢化になるわけですから、機械化を含めて施設整備をして、要するに12億円を目指しましょうというのが農家の考

え方なんだろうと思いますけれども、ただ、今後、その達成をするために、その機械投資、果たして、どのくらいなのかわかりません。自分も聞いた話ですから、30億円という提案をしたという話ですからそれはわかりませんが、今後、どれらの負担金があるということですよ。町の応分の負担が。それらを入れるのに、要するにこれも町民の理解が得られるのかという話なんですね。ですから、もう少し整理した中で、根本から整理した中で、町の財政的なもの考えながら、まだ優先課題はあるだろうと、投資するべきものもあるだろうという中で、要するに先行して先ほど若者、いろいろな課題ありますので、それらに先行投資をまず、するべきだということです。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

なかなか着地点を見つけられないような気がします。今、議員が言っているのは、それは町が、私がそれを抱えるんだという考え方でずっとお話をされていますよね。ですから、それを抱えなければならぬんだから、ほかの要するに財源をどうするんだという今、考え方でありましてけれども、でも、それはですね、私は一切、抱えるということはありません。施設再編は。それをきちんと理解してください。それを理解しなければ、かみ合いません。だから、前回来ました。こういう形を今、考えていますよ、そのときに私が言ったのは、今、10億円から2億円プラスですよ、2億円プラスするのに、30億円の投資というのは、如何なものですかという話をしました。だから、それは何も受けるという話は言っていない。だから、今の施設を有効に使う、そして、今、言う高齢化が進むことによって、要するに共選施設を刈取りだけということもありますから、それを連動してやる方法というのはないんですかということです。その中で、プロジェクトを立ち上げるのは、高齢化対策、労働力の軽減対策、担い手育成、そういうもの全体を通して、プロジェクトで検討されていると私は思っているんですよ。ところが、この前来たときは、その部分は一切触れないで、30億円の施設を建てたい。町長、事業主体になってくれということだから、私はそれは事業主体としてはなり得ませんと。うちが今、40億円の予算の中で、30億円の要するに事業を抱えるような今、財政力にありません。ですから、もう少しお互いに検討した中で、良い方向を見いだせませんかということをおっしゃっていますから、それを抱える。それから、国営も町が抱えるから、財政がパンクするから、私が施策しているものに手をかけられないという意見でありますけれども、私はそういう考え方にはありませんので、理解をしていただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

30億円で来たんでしょう。そういう話、設備投資を。それをまず、できないということで突っぱねたと、また再協議だったという話なんでしょう。30億円という数字出たんでしょう。さっき、出ていないという話してた。ですから、それはいいですけども、時間もありませんので。ただ、いろいろな考え方はあるんでしょうけれども、ただ、それが最終的にどの程度の金額に落ち着くのか、報道どおりの10億円前後で収まるのか、それとも、今の30億円を下回った数字、新たな計画を練ってくるのか、それはわかりませんが、ただ、国営の問題もあるということなんですよ、それで、要するに国営に町の財政支援というのはしないんですか。するんでしょう、結果的には。今どうのこうのという話ではないです。先を見据えての話ですからね。それが要するに財政支援をするという

話になれば、その負担と今やろうとしている、集荷センターの設備の支援もあるわけですよ、それらを加味した中で、様子にある程度、考えていかないと、これからまちづくり拠点はやる、克雪型体育館を整備するという話になれば、まだまだ財政出動が大きくなるわけですよ、これを少しずつ抑えながら、新たに縮小しながら進めていくということであれば、それはそれで結構です。ただ、町長が言うように、これの負担があるから、これをやるなどということではないですよ、それらを頭に入れて、町政運営をしなければ先が見えないだろうということなんです。ですから、まだまだ一次産業、これから発展する、ニラは特に発展途上にいるんだろうと思います。漁は残念ながら、いろいろ課題があって、なかなか次の一步を踏み出せないでいます。そうした中で、漁業支援も当然、必要になってくれるでしょうし、それらをきめ細やかな財政支援をしながら、知内町の全体を見回して、これからの町政を考えていただきたいというのが、ひとつの思いです。別にこれの財政負担があるから、これをするなどということではなくて、それを将来、先を見据えながら、これからの町政運営をしていただきたいということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

これは何回も議論を交わしてもなかなか方向性は見えないというふうに思っています。そんなことから、私は将来的な新規事業に取り組む場合については、当然、財政対策を第一に考えさせてもらっています。ですから、それは今、2期目の中で、国営の問題というのは解決できるのか、それから要するに施設再編も2期目の中で着手できるのかというのは、これからの話ですから、まだスタートの段階です、施設再編は。ですから、この前、計画を持ってきた時点では、まだまだまだまだ要するに詰める必要があるなどというふうに思っています。ですから、私は将来的にですよ、将来的に生産者の高齢化が進んで、要するに生産農家が減っていくということも、当然、資料として示していただいていますから、私もその辺は十分、理解をしているところであります。ただですね、もう少しやっぱり財政をきちんと考えてもらわなければならない部分があるのかなということと、71戸の今、生産者がやっていますけれども、一枚岩でないというふうに私は思っているんです。ですから、何もそんなに無理して大きな施設を建てる必要がないんだよという人も中にいます。ただ、将来的に若い人は要するに今10億円から12億円に今、販売額を増やしたいと。それは結構であります。ただ、それはですね、40年かけて要するに10億円を達成して、そういう要するに苦労した人方が多くいるんですよ、その人方のやっぱり意見というのは、私は殺してはだめだというふうに思っていますので、全体の中で、この計画であれば、町も支援できるし、要するに共選料として生産者の皆様方がこの負担であればできるよという、そういう方向を是非、探していただけませんか、町もそこに積極的に参画させてもらいますので、良い方向を見いだしていきませんかということで、前回、別れているということでもあります。ですから、私が全てその30億円を抱える、それがためにこういう今、財政で、そんな多くのもを抱えられないのではという意見でありますけれども、それは違う。私はやらなければならないという考え持っていますけれども、2期目の中で、果たしてそれに手を付けられるのか、それを今、着地点を見つけるために、国営だって今、努力をしていただいていますし、施設再編も全体の大きな知内町の農業を考えた場合に、担い手、労働力の軽減対策、そんなことも全部含めた中で、議論をしていきたいと思いますので、その辺、ご理解をしていただければというふうに思います。それで、今回、たまたまこの通告の中では、その辺まで、国営の問題と施設再編のことで、今、質問

いただいていますから、私の考え方を説明してはいますが、もう一回ですね、何かの機会があって、この問題についてですね、議論をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

まだ確定していない事業での話ですので、なかなか町長の思いがわからないんですけども、ただ、自分としては、確定していないんですけども、事業としては確定していませんけれども、そういう要請がある以上、いずれ上がってくるだろうということで今、話をしていますので、きっと多分、なかなか理解してもらえないんだろうと思います。ただ、まちづくり 1 つの方法として、確かに大きな事業、今、その国営と集荷センターを除いて、拠点だとか、大きな箱物だとか、そういう事業というのは、なるべく控えた方が自分はいいかなという思いでいます。それよりも、先ほどから言うように、一次産業がやはりここは主体でありますので、一次産業の要するに発展のために更に I ターンなり、U ターンなりして、若者が知内町に返ってくるという環境づくり、これが必要になってくる。確かに企業もありますけれども、企業の中身を聞けば、やはり高齢化が多いそうです。厚生年金だとか、共済付けないために。要するに高齢者。ましてや、2 か月働いて、1 か月休みという雇用パターンだそうです。そうして財政負担は企業は切り抜けているわけですよ、そうした中で、若者を使ってくれなんて言ったって、なかなか企業の経営もありますので、そういう中でごり押しもできないだろうし、そういう中で知内町というのは、やっぱり一次産業、特にニラ、ハウレンソウ等ですね、恵まれているわけですから、それらを有効活用しながら、人材をもっともっと若者の集める工夫をする、そのための投資をこれから更に進めていくというのが、自分の課題だと思っています。いろいろ聞きたいことまだあったんです。矢越のアドベンチャーですね、それら義経伝説ありますので、サマーカーニバルで今年なくなりましたけれども、それらをやるためにも、やっぱりもっともっと協議というのは必要なかなと思っています。以上で終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次の質問に移ってください。1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

『幼保一体化と英語教育について』お尋ねします。

前教育長そして現教育長とも教育について幾度と無く議論を重ねてきました。中でも、英語教育については、将来のまちづくりの観点からも「改革を成す」強い意志と将来の姿・夢が必要との思いで、これまで色々な取り組みや話し合いをさせていただきましたが、幼稚園・保育所の一体化した「子ども園」を設立し、外国語に「慣れる」ことから「使える」段階への基礎を作り、最終章として高校での海外への短期留学、教育旅行等を実行していくことが私は重要であると思う。そこで次のことについて伺います。

①幼稚園・保育所の一体化による「子ども園」を設立し、3 歳以上の保育料を無料化にできないか。

②幼・小・中・高の連続性の中において国際語（英語）教育を実施する考えはあるかお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

まず、最初のご質問に対して、私の方から答弁させていただきます。幼稚園・保育所の一体化による「子ども園」の設立、そして、3歳以上の保育料の無料化ができないかということをございますけれども、現在、本町には、民間の知内保育園と町立の幼稚園・保育所の3園があり、入園者数については、知内保育園は今66名、知内幼稚園は46名、湯ノ里保育所は20名であり、それぞれの特色を生かして運営しているところであります。それで、「子ども園」の設立については、本町における年間出生者数が30名前後と少子化が進行する中であって、幼児保育・教育のあり方について、庁舎内検討会を開催して、その内容について8月5日に議員の皆様方に全員協議会で説明をさせていただいているところであります。また、9月9日に知内保育園の理事者と町内での出生者数の推移や幼児保育・教育の実情、認定子ども園についての考え方など率直に意見交換をしたところでもあります。今後にあっても、国が進める総合子ども園創設の動向等を注視しながら、必要に応じて情報交換や意見交換を図り、しかるべき時期に方向性を見いだして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、保育料の無料化については、現在、知内保育園、それから湯ノ里保育所及び広域保育所の保育料は、町の独自施策として、国の基準の4割から6割軽減を講じておりまして、軽減額は平成25年度においては、3歳から5歳で752万3千円になっております。ちなみに、0歳から5歳までの軽減額は1,092万4千円ということでもあります。これは従来から町の独自施策として、保育料の軽減を取ってきておりますので、まず、その辺は議員もご承知のことというふうに思っております。本町では、子育て支援の施策として、これまで今、申し上げました保育料の独自軽減をはじめとして各種施策を講じてきているところでありまして、保育料の無料化については、町単独で実施する場合には、今でも1千万円以上の額を投入していることから、更に財政負担も伴うことから、今、保育料の無料化について、国の動向を見極めさせていただいております。これは先般の新聞等でもありますけれども、今、国が5歳児を対象にして無料化にという動きもありますので、その辺、連動をさせていただきながら対応をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。それで、私の考え方としては、今、子育て支援、いろいろやらせてもらっています。そのほかに今日、知内町子ども・子育て会議条例の制定をしていただいて、これから平成27年から31年度までの5か年計画、支援事業の計画の策定も今されるということになっていきますので、その中で、その部分もきっと意見として出てくるのかなということを想定しています。そんなことから、更に今、子育て支援充実が図られればというふうに思っておりますので、この部分については、その状況を見極めながら、国の状況を見極め、そして、その支援計画の策定の内容を見極めながら判断をさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

2点目の幼・小・中・高の連続性の中において国際語（英語）教育を実施する考えについて、お答え致します。

平成26年2月に文部科学省で「英語教育のあり方に関する有識者会議」が設置されました。今週までですから、間もなくだと思うのですが、審議のとりまとめを行う計画であります。その会議において検討事項として「英語教育に関する現状の成果と課題」「小中高を通じた英語教育の目標・内容及び評価」「小学校における英語教育のあり方」「今後の

英語教育における教材のあり方」「今後の英語教育における指導体制のあり方」の5点が課題として示されています。この有識者会議では、現行の英語教育の成果と課題として次のことが指摘されています。小学校の課題では、「小学校高学年は、抽象的な思考が高まる段階であるにも関わらず、体系的に学習を積んでいないがために、学習内容に飽き足らない児童が見られること」「中学校での指導を意識した指導が不十分であること」が示されています。また、中学・高校においては「文法解説や訳読が中心の指導や、相手の意向を理解して自分の考えをわかりやすく伝えるといった活動が不十分な面が一部に見られる」「中学校において、小学校の外国語活動を踏まえた指導が不十分である」との指摘されています。

そこで、これらは現在の有識者会議の会議なのですが、本町、知内町においては、平成21年度より「知内町英語教育推進協議会」を設置し、各学校種間の実践活動を通じて課題を解決するとともに指導者としての力量向上に向けた取り組みを充実させています。先の有識者会議で指摘されているような課題に対し、早くから適切な調査活動と対策が取られてきています。例えば、小学校3校の共通カリキュラムや中学校入学時のスタートカリキュラムなど、日々の実践活動に裏打ちされた取り組み成果には敬意を表しています。また、高校での海外研修旅行などに関連し、小中学校での異文化の間に立ち相互に理解する活動の導入や学校教育を補完する仕組みの検討などを進め、体系的な外国語教育の創造に向けた検討を今、進めています。

ご指摘の幼児期における外国語活動については、先の有識者会議における検討事項に準じて検討しなくてはならないと考えています。早期化によって英語が上達するためには、体系的なカリキュラムが必要であること、ゲームやクイズで言葉に慣れ親しむことの連続ならきっと飽きてしまうだろうと思っています。幼児期と小学校低学年で活動やねらいに変化をもたせることも必要である。また、外国語は導入や習い始めの時期の動機付けが難しく、教える側に熟練が求められることから、低年齢化を進めるのなら、対応できる教員の養成や配置が求められています。現在、文部科学省において小学校中学年3・4年生で週1・2回、高学年で週3回程度の授業を行うことが検討されています。その過程において、小学校低学年から外国語活動を取り入れている学校での成果・課題が議論されることから、その推移を十分見守りながら、知内町における幼児期の外国語活動を検討していきたいと思っています。具体的には、幼保と小学校の連携活動において検証できるものと考えています。以上です。

## ◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

## ◎ 1番（西山和夫）

前半の方でお尋ね致します。国の動向を見ながらということ、国の方で5歳以上、幼稚園、保育所の無償化に取り組むということなんですけれども、ただ、なぜこれを提案したかという、幼保一体型にすることによって、もし、無償化に向けて取り組むとすればですね、財源的なものが軽減できるだろうということなんです。先ほどの国の基準あります。国2分の1、道4分の1、町4分の1ですか、その国の基準の部分の一部を町が負担するという、25年度の実績で、知内町の保育所で950万円くらい、これに対して、国の基準が1,767万円ですね、その差額が要するに町で支援しているということで、各段階ありますので、段階によってちょっと査定方法も違うということで、それぞれあるんですけれども、最終的には、町長言われるように、2千万円くらいの財政負担になるのかなという気が致します。それでも、その幼保一体化にすれば、幼稚園の授業料、

月額9,800円だそうですので、それであとの保育的な要素、朝早くだとか、2時以降だとか、幼稚園以外の部分ですね、幼稚園型ですから、それが要するに保育料として多少の金額がかかってくるのかなという気が致しますけれども、それによって、今まで保育教育しか一次産業、我々は共稼ぎですので、保育所しかできなかった人間が、要するに教育を受けられる場があるわけですね。そのことによって、財政も応分の負担がもし、無償化ができるとすれば、その方が我々も助かるわけですし、まして、月額幼稚園負担でいいわけですから、保育料が。そういう意味で軽減されるということで、幼保一体型にして、無償化、これは以前の議会でも質問させていただいた問題であります。というのが、幼稚園の最初に聞いた質問の流れなんですけれども、町長、改めてお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほどちょっと申し上げました。9月9日に知内保育園の理事長さんと面談をさせていただいています。私、入っていませんけれども、副町長と担当課長が行って、いろいろとお話をさせていただいています。それで、今、1番議員さんの指摘、もっともだというふうに思っています。ただ、これはですね、町独自で認定子ども園をやるから、要するにやってくださいと。要するに経営をどこに任せるか、その辺もあります。そして、今、うちが抱えている教員の人方をどうするか、保育所で抱えている、保育所の皆様方をどうするかということの課題もあります。それと理事長の話で言いますと、今、知内町と木古内町にも保育所を開設しています。それで、今、果たして、将来的に木古内と知内に保育園を継続していけるかどうかということも何か理事長自体の考え方があるそうであります。それで、木古内の方から全くその辺の打診もないので、まだ結論としては出し切れていないと。ただ、将来的な見通しで、子どもの数がどんどんどんどん減っていく中で、果たして、2町に経営をできるのかどうか、そして、できなければ、1つにまとめるという方法がどうなのか、いろいろとまだ課題があるということみたいであります。ですから、今、言われるようなことは当然、理解はしますけれども、もう少し状況を見極めさせてもらって、一番良い着地点はどこなのかということをごすね、是非、積極的に協議をさせていただければというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

ただ、前回、全員協議会の中で、副町長から知内町における幼児保育・教育についてということで説明がございました。以上のことからということで、最後の方なんですけれども、3施設を早急に統合しなければならないという合理的な理由は希薄であるということ、これ読めば、町長も答弁していたけれども、やらないということではないんだろうと思いますけれども、なかなか前に進み難い発言なんだろうなど。要するに進むのか、進まないのか、我々、受ける側からすれば、やる気があるのか、ないのかという、そういう感覚になるような言葉なんだろうと思います。ただ、今、言うように、財政負担、無償化を進める上、まして、これから今、議論します、幼・小・中・高ですね、一体型の英語教育、ある程度、それらの方向性をやるには、やっぱり民がいいのか、官がいいのかわかりませんが、それはこれからの議論になるんだと思いますけれども、ある程度、財政的なものもありますので、町が関わっていかざるを得ないのかなという気がしますので、それらを加味しながら、これから議論を進めていただければありがたいなと思います。2番と

いうよりも、目的はこれなんですけれども、幼・小・中・高、認定子ども園にして、ある程度、英語教育ができないのか、幼稚園からも英語教育ができないのかというお話で、選ばれる学校づくりということで、以前、教育長とも随分、議論をさせていただきましたけれども、なかなか教育長の方から前向きな答弁が得られないということでございました。それで、北海道でもどこかあるのかなということで見ていたら、英語を使える寿都の子を目指すということで、寿都でもうやっているんですよね、いろいろ幼児期から。それで、どの程度の英語教育しているのかわかりませんが、それぞれの段階がありますので、徹底的に英語付けにするのか、いろいろ考えの中でやっているんだろうと思いますけれども、ただ、いろいろ自分なりのまとめなんですけれども、英語というのは、やっぱり耳で慣れるということが第一前提、それも幼児の段階から慣れるということが必要なのかなという気がします。日本語脳、英語脳ということで、随分、日本語に慣れた脳というのは、やっぱり随分、英語の聴き取りが難しいそうです。英語脳になるということで書いた記事があるんですけれども、それというのは、音の周波数やリズムが全く異なるということなんです、英語の場合。それで、日本語に慣れ親しんだ頭の中で、なかなか英語を受け入れる力がないということで、それらを解消するためにも、幼稚園からそういう英語を聞くことによって、英語脳にも対応できるような脳づくりですか、そういう形にして、将来、英会話が堪能になるということでもあります。事例なんですけれども、鈴木克義さんという常葉学園短期大学の先生なんですけれども、その人も英語教育どうなのかなという疑問を持ったそうです。ただ、一般的に言われている日本語、これがどう変わっていくのか、自分でも不安な気持ちでいたそうですけれども、たまたま加藤学園という学園があって、そこにいろいろ視察に行き、最終的にはですよ、娘を入れたそうです。結果的には娘に感謝されたそうです。その学園に入って、英語を勉強して。そういう事例もありますので、決して悪い方向だけにいくという考えでもないし、まして、その加藤学園というのは、普通クラスと英語漬けにするクラス分かれています。それで、国語の学力どうなのかという、その英語漬けにしたクラスの方が、国語的な学力、また、読解力、いろいろ書いていたんですけれども、それらに優れているということなので、決して、英語漬けにすることが負の考え方ではないような気がするんですけれども、改めて教育長にお考えをお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

先ほどの私の答弁の中で、最初の方に文部科学省の英語教育のあり方に関する有識者会議のことを実は置いたのは、国としても、小学校英語の早期開始ということで、5年生・6年生で週1回程度行ったわけです。この検証を今、進めているわけで、当然、その過程の中において、研究開発校として知内町もそれに手を挙げて、3年生・4年生から進めていました。もちろん、全国的には、小学校の1年生から行っているところがあります。本町のまず、課題だけで申し上げますと、小学校3・4年生からスタートしたときに、小学校3年・4年・5年・6年、この4年間でやる教材に先生方もものすごく苦労しました。正直に最初の頃で言いますと、従来、5・6年で行っている内容を3・4年で行って、要するに4年間で同じ内容を2回繰り返すことからスタートしました。そうしていくことの中で、子どもたちにどういった変化が現れたかということ、先ほどの有識者会議でもあったように、ゲームばかりやっていて、または、ごっこ遊びばかりしていて、面白くないと、飽きるという感覚が生まれてきます。よって、今、国ではこのことを検証しようとしているわ



けですから、少なくとも小学校中学年、3年・4年・5年・6年の今までの研究開発校の成果などを踏まえながら、どういうカリキュラムを組んでいく中で、この外国語の力を延ばしていけるのかという考え方に立っています。よって、今、一足飛びにそれを幼児教育まで下ろしていった場合に、幼児教育となった場合、公教育として行う場合ですから責任を持たなければなりませんし、例えば、私立の幼稚園で、私の幼稚園は外国語活動を行いますよ、ALTの先生が1人いますよという状況で、その園の中だけで行うのはいいんですけども、公教育で行う場合には、どの子ども対象になりますので、ある程度の責任を持った方向を検討しなくてははいけません。よって、小学校の今、有識者会議で行われる小学校における反省点を基にしながら、低学年においてどういう活動が必要なのかをまず、十分に検討していく必要があるだろう、そこをひとつ解き明かさないと、その下の年齢層に持っていくのが、非常に難しくなります。ただ、おっしゃっている内容が、例えば、週に1回でも、月に1回でも、ALTが幼稚園なら幼稚園、保育園なら保育園にあって、20分か30分語ればいいんじゃないかだけのことであれば、それは社会教育の分野でも何かでも作ればできるんですけども、教育としてのレベルを考えて、それを積み上げていくとなった場合には、もっともっとやっぱり慎重な検討が必要だと思っています。終わりの方に、幼稚園・保育園と小学校の連携と書いているんですが、今、幼稚園と小学校の連携活動について、かなり詳しくプログラム作りも進められております。その過程において、ALTの活用だとか、それから、幼稚園の先生方も入っていただいて、英語推進協議会の開催だとか、研修活動だとか、指導者の方の養成も考えながら進めていくことは、これはできるでしょうと。そこをどちらにしても可能な範囲として取り組んでいけるだろうと思っています。それから、もうひとつお話をさせてください。今まで日本の教育の中で、学校教育の中で、英語教育を行って、なぜ、英語力が付かなかったのかなんです。答え簡単だと思います。使う機会がないからなんです。先立て香港の日本人学校に行った先生ともお話をしてみたときに、自分の子どもたちを連れて行って、すぐ使えるようになるというんです。ということは、香港ですから、広東語も入るし、英語も入るんですけども、外で子どもたち遊ぶ場合には、現地の子供たちはみんな英語でやり取りする。使う場所があると、子どもは必死になって使っていけるといいます。よって、だとすれば、特に幼児期における、それから、小学生の低学年における教育活動を行っている場合、使える場をどうするかなんです。単なるサンキューとか、プリーズとかいうだけのまねっこごっこでは、また小学校に上がったときに飽きてしまうものですから、そのあたりのカリキュラムの連続性と方向性というのはやっぱり十分、時間をかけて、練りながら検討したプログラム作りを進めていきたいなと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

教材どうのこうのということではなく、最後の方なんですよ、自分の求めたいのは。要するに使う環境がなければ、当然ある程度の知識があってもどんどん忘れます。まして、勉強していない我々が使う場所があったからといって、どの程度の英語力が身に付くのかという保証もございません。ただ、先ほど言うように、その英語の聞き取る耳のそれらを養うために使う場所、幼稚園の時代から使う場所の選定をしていただきたいということなんです。決して英語漬けにせとは言いません。これはなかなか一気にそこまで持っていくのは難しいだろうと思いますので、やっぱり段階的に踏んで、最終的には英語漬けにしながら、小学校では授業の休み時間に公用語として英語も飛び交う、そして、中学生になる

と当然、文法も入ってくるわけですよ、ある程度、教材を抜きにした、幼・小の時期にそういう英語の聞き取る力、話す、コミュニケーションの力を養うというのが、1つの自分の考えでありますので、決して教材でどうのこうのという話でもありませんし、週1回、2回やって果たしてどうなのか、私はなかなか身に付かないのかなという、今、自分も小学生いますけれども、うんとうなるところが多々ありますので、できれば、その自分の理想とすれば、幼・小の中で、多少の英会話、日常会話はできるような、そういうスタイルのカリキュラムというか、そういう環境づくりをした中で、最終的に高校で海外での短期留学でしたか、教育旅行等を実行するという、それが最終章として自分の考えにあるわけですけれども、そういう段階で海外を経験すれば、子どもたちの受け取り方も全然違って来るだろうと思います。今まで、海外、ふるさと創生資金の中で、高校生、中学生行かせてもらって、多々あったのが、他の国から来ている子どもたちは、英語がペラペラだというお話を聞いて、その子にちょっと尋ねたことがあるんですけども、やはり堪能だということになれば、臆せず自らどんどんどんどん会話に入っていけるということなんです、しゃべれるから、話せるから。なかなか片言語であれば、そういう場に溶け込むというのは時間がかかったという話の中で、是非、将来的には、英語を何とか身に付けたいというお話を聞きました。まず、それらいろいろ課題はあるでしょうけれども、まして、幼からやるためには、認定子ども園の中で、ある程度、町政が絡んでいかないとできないこともありますので、単独で民間という、できれば、共同で何とかそういう認定子ども園を運営しながら、そうした子どもたちを育てながら、先ほど寿都の例題ありましたけれども、英語を使える寿都の子じゃないけれども、やはり知内でもそういう子どもを何とか目指して、1つの英語を道具として使いこなす子どもたちが増えることをまして、今日、前座で町長とお話したときに、観光協会の中で、海外からの受入れ、英語ができていれば、国際語ですよ、英語というのはね、英語が1つできていれば、中国語でも、ほかのロシア語でも、いろいろまた勉強する機会というのは、自信があるわけですから機会が増えてくるんだろうと思うんですよ。ですから、英語、なぜ、我々が中学校、高校と英語習ってもできないか、確かに使う環境がないから、その以前に勉強嫌いですよ、もうあの文法から入る自体が私はですよ、文法から入る自体がちょっと危惧していたところなので、そういう文法を抜きに、幼から小までの教育、そして、文法的なものは中高である程度、土台を積んでからその文法に入れば、日本語だって同じじゃないですか、しゃべってから日本語でしょう。その流れの中で、英語というのも考えていいのかなと、教育の素人ですけども、そういう考えの中でやっているところはどんどんどんどんやっているわけですよ。是非、知内町も後れを取らないように、ある程度、教育長、事務屋から卒業して、多少、政治の部分も出していただければ、ありがたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

なかなか答えづらいところもあるんですけども、ただ、はっきりさせて言いたいのは、教育活動ですから、この子たちの将来にやっぱり責任は持たなくてははいけませんし、今、議員さんおっしゃるように、小学校の低学年や幼少期から外国語活用を身に付けたとして、その将来にもやっぱり責任は持たなくてははいけませんし、そういう意味からして、教育活動そのものを進めていく中では、やっぱりある程度の広い視野で分析もしながらしていかなければならないだろうと。回りくどい言い方になるんですけども、自分自身としては、この有識者会議の結論がひとつの大きな指針になります。ここに先ほどお示した5点の課

題というのは、どこの学校でも、どこの団体でもみんな課題になっているということです。最終的には指導者に行き着く面もあると思うんですが、単なるイベントとして終わらないで、教育活動としてやっていくのであれば、やっぱりそれらの課題について、きちんとした方向性を見いだして、ある程度の裏打ちも取りながら、進めていかなければいけません。ひとつの単独の町で結論を求めても、ちょっと恐ろしい気はします。よって、国というひとつ広い機関の中で、いろいろな同じ年齢層にしても、母数が1千、2千とか、3千とか、大きな数の中で得られた結論というのは、やっぱり持って進めていかないと、一步違ってしまったときにはその取り返しが見つからないということだけは覚悟しています。よって、これらのことを含みながら、やらないと言っているのではありません。小学校の低学年で、どんな活動が一番ベストなのか、そして、それを中学年はどうつなげていくのか、だったら、幼稚園段階や保育園段階で、こんな活動ならできますよねとか、こんなことならどうだろうねという考え方はいくらかでもこの英推協の中に反映することもできますし、先生方のご意見もいただくことができますので、そういう意味では、検討していく材料として今、胸の中に刻ませていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

なかなか事務屋から抜けないような、石橋を叩いてというような感じの答弁でありましたけれども、やはりこれから教育長の再任もあるわけで、町長言っていたように、これからというのは、教育長トップなんです。これから、来年以降は。新たな時期になれば、教育委員長じゃないんですよ、もう事務長じゃないんですよ、教育委員会の。教育委員会のトップですよ、今度。それを我々、今、再認するかしないかなんですよ。やっぱりある程度、政治家になってもらいたくて、これからどう判断するか悩むところなんですけれども、それらを加味したときにですね、今の事務的な要素であれば、教育長、知内町の教育長には自分の考えの中には合いません。もう少しやっぱり枝を持って、物事を最初にやるということは不安ですよ、不安だらけです。確かに教育長言うように、恐ろしい結果生まれるのかもしれない。ただ、何年もやっている事例があるわけでしょう、日本国中で。それらの事例の検証もしてみてくださいよ。そうした中で、教育長が最終的にゴーサインを出すという、そういう結論をしていただきたいなと思っています。やはりこれからの英語教育、レベルアップを図って、最終的に中学校なり、高校の海外派遣、大事な大事な町の財政ですよ、ふるさと創生事業これからも使うわけです。方向性は変えても。その中で、子どもたちが気持ちよく海外に行くためには、やはりある程度、そういうレベルアップを図るためにも、私は幼・小・中の連続性の中での教育というのは、必要だと考えています。もう一度、再任も含めてありますので。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。ちょっと質問者に。そういう再任云々という、ある意味では、強制的な内容にもなりますので、発言には注意してください。

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

何て答えていいか、僕も迷うんですけれども、教育、政治じゃないと思います。僕のやっているのも政治じゃないと思います。子ども将来に明るい希望を持たせることは、これはみんな同じだと思います。それを政治という言葉でくくるかどうかというのは、僕はちょっと理解できないんですけれども、少なからず、小・中・高と今の段階ですよ、今の平

成26年度の段階で、小・中・高とつながりは、うちの町にはほかの町に恥じないだけの形でできてきました。これはほかの町と比べてもしっかりした形でできてきています。これをですね、今、ご指摘のように、もう一段階下げて、幼稚園に行くためには、小学生の低学年の段階をどうするかをまず、解明しなければだめだと思います。ですから、少なからず、小・中・高の小学校の先生方が6年間の学校教育の中で、この外国語教育に対するどういう意識を持って、どんなふうに育てていくかをやっぱり見取っていかなくてはいけないと思います。その課程で、幼稚園や保育園との協議というのは生まれてくると思うので、今ここで即答して、私はこうやらせませすとかということは、ちょっと言えないと思うんです。ただ、これからの時代は、確かにご指摘のとおり、外国語、特に英語というのは、国際公用語として大いにやっぱり広く使われるようになると思います。それと同時に、外国の文化を理解をするということ非常に大事になります。それで、先ほどから高等学校や中学校のお話も出ているんですけども、少しそこだけ添えさせていただいて答弁させていただきます。高等学校での海外研修旅行等々を含めまして、時間をいただいて今、中学校での内容について検討していました。特に中学校では、教育大学函館校の協力も得ながら、違う文化にどういうふうに接しながら、その中で自分たちがどんな考えを持つかということで、まず、1点目確定しているのが、留学生年間20名ほど世界中から来ていますので、この留学生の皆さんとどういう交流会を進めていくかということで、今、試行的にこの秋から行っていきたくと思いますが、具体的には、来年度まで計画立てて進めていきたくと思います。そういう段階を今、踏んでいきますので、その留学生の交流会も小学校の方にも派遣しながら積み立てていきますので、もうちょっと考えていく材料がやっぱり必要だと思います。よって、事務的だといわれればそうかもしれませんが、しかし、子どもたちの将来や言葉とか文化に責任を持つ立場としたら、やっぱり石橋ではないですけども、確実に歩みを取っていった方が私は自分としては正しいと思うし、その方が学校教育としても、幼児教育としても賛同も得られるし、動いたときには一本の柱につながると思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほどは不適切な発言あったことをまず、お詫びします。

それで、一応、以前にですね、土曜授業の再開ということで、いろいろ議論させていただいたときにも、ゆとり教育の検証がまだされていないということで、なかなか前向きな答弁が出てきませんでした。ゆとり教育、検証されたんですか。今あちこちでやっていますよ。教育長のような、要するにある程度、そういう考えをクリアして前に進まなければならないタイプとある程度、ゆとり教育が検証されていないにも関わらず、やっぱり教育長としての判断、教育委員会としての判断もあるわけですよ、土曜授業の再開というのは。北斗も含めて。やっぱりそれぞれいろいろな確かに疑問、解決課題クリアにしなければ、鮮明にしなければだめな課題、まして、幼から責任を負うわけですから、それらに影響を与えないようにするためにはどうすべきか、これを考えるのは当然ですよ。考えるのは当然ですけども、ただ、そういう事例も多くなっています。北海道でも多分。多分ですよ、どの程度あるのかわかりません。ただ、自分の調べたところでは、3か所出てきました。だんだんそういう輪が広がってきたときに、選ばれる学校づくりということで、それも選ばれなくなるんですよ、知内町が。そういう中で、まちづくりという意味合いでもそれらを含めて、やはりやっていくべきなのかなという、自分的な教育長から言わせれ

ば勝手な思いなのかもしれません。検証もせずに、そういう発言でやれやれというのは、そういう思いかもしれませんが、ただ、もう少し本当に重ねてお願いします。もう一度、改めていろいろな日本中、全国のそういう資料集めながら、もう一度、自分なりに検証して、自分なりにですよ、教育長、教育長の中で検証して、まず、もう一度、答弁していただければありがたいなと期待しております。ただ、今すぐに解答返ってくるものではありませんけれども、私は是非、町長と連携して、来年度以降というのは制度改正で、町長の権限もある程度、強くなりました。ある意味、教育関係者からは首長の権限が強くなりすぎてどうなのかという議論もあります。ただ、同じ町政運営をしていく中で、やはりお互いが政治家のやりとりをしながら良い方向に進めていくという判断を自分は期待しております。事務屋と話をしても、これからというのはなかなか大変なんだろうと思いますけれども、これから今、4月以降、教育長というのは制度改正の中でトップになりますので、それらも含めながら今後の対応を考えていただき、知内町の発展のために尽力していただければありがたいなと思っております。

最後にもう一度振出しに戻りますけれども、町長にお尋ねします。いろいろ民間との議論、これから加速していくんだらうと信じていますけれども、今、議論したように、いろいろな思い自分にはあります。そうした中で幼保一体型の認定子ども園を整備すべきだという認識もありますので、それらを含めて、改めて町長の最後の答弁して終わりにさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

認定子ども園の関係については、私は一貫して、時期が来ればきちんと判断をさせていただきます。相手があることであります。町が事業を進めるのであったら私の判断でできます。ただ、今、民間の要するに経営者がおります、町で要するに経営している幼稚園があります。これをどういうふうに着地点を設けるのかというのは、議論を重ねる、それから、さっき言ったように、やっぱり相手の要するに民間の理事長さんの考え方もあります。その辺は今回、私は副町長時代にも1回理事長に会わせてもらって話をしていますので、これは継続して、一切、それはかかりませんということではなくて、今、現状の出生者数、30人しか今、残念ながら出生者数を数えることができません。更に木古内町というのは、それ以上にまだ厳しい状況であります。そんなこともあるので、民間の経営者としての考え方、将来を見据えた考え方、そこで行政がどんな要するに連携を取っていくか、これは積極的に協議をさせていただいて、良い方向を見いだしていければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

最後に8番、吉田峰一君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

8番、吉田でございます。

質問事項でございますけれども、『狩猟者不足対策について』でございます。

町内において年間、数頭の鹿、熊等を捕獲しているが、狩猟免許を取得している人が高齢化などの理由により不足し、今後の鳥獣害対策に不安を募らせるところである。そこで、町も狩猟人口を増やす必要があることから、町の担当職員をはじめとし、各関係機関の職員に免許を取得してもらい狩猟者不足の解消を図ることを提案したいが、町長の所見を伺います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

狩猟者不足の対策についてということで、ご質問をいただきました。狩猟許可取得者の減少や高齢化の問題は全国的な課題となっておりまして、当町だけの課題ではありません。そんなことから、当町における狩猟免許取得者の現状は、今ワナの資格保持者が19名、この方々の平均年齢は57.1才、また、銃器の資格保持者が8名おりまして、この方々も平均年齢は68.8才ということで高齢化が進んでいるところであります。そんなことから、今、高齢化の状況はご指摘のとおりであります。シカの駆除については、これまでは猟銃による捕獲を中心として活動してきましたが、いろいろな課題があることから、捕獲活動にかかる負担が軽減されるほか効率的に捕獲できるよう昨年度、囲いワナを導入して、今年秋からの本格運用を予定しているところであります。この囲いワナを設置しているところは、上雷地区にもう既に猟友会の皆様方の協力をいただいて、設置済みであります。今、ならしと言いますか、エサを与えながら、シカを呼び寄せているという今、状況であります。これから雪が降ると、当然エサがなくなりますから、当然そこでエサを与えておりますから、そこにシカが集まると。そこで一網打尽にという考え方を今しているところでありますので、まず、そのことについてご理解をいただければと思います。

それから、今年の7月2日に副町長を会長とする知内と福島地域エゾシカ被害対策会議を設置を致しました。渡島総合振興局の皆様方にも参加をしていただいて、両町の猟友会の皆様方も出席していただいて、お互いに連携を図ろうということでありまして、いろいろとシカの捕獲についての研修を進めさせていただいたところであります。そんなことから、町としましては、このような狩猟許可取得者の減少や高齢化に対応して、多様な捕獲方法を今、推進しながら鳥獣害対策を実施しているところでありますので、このことについてもご理解をいただければと思います。

それで今、吉田議員からご指摘されました狩猟者不足解消に関してでありますけれども、なかなか将来にわたって持続的に鳥獣害対策を実施する上では重要であるんですけども、銃器を所有するという大きな責任を伴うことから、町の担当職員が銃を持って対応するというのはなかなかやっぱり負担も大きいですし、厳しいだろうというふうに私なりに考えているところであります。そのために町の担当職員や関係機関の職員というように限定して考えるのではなくてですね、鳥獣害対策の重要性を十分理解した上で、町民が狩猟許可を取得できるように、町や猟友会が連携して鳥獣対策の現状や活動状況、そして、狩猟免許の資格取得などに関する情報提供などの取り組みをしながら、引き続きその対策を考えていきたいというふうに今、考えているところであります。それで、前にも議論がありましたけれども、許可取得におきまして、結構、費用が重なるということがあるものですから、その辺での障害があるのか、それと、銃を取得することによっての負担というのはどんな形が出てくるのか、その辺もですね、十分、今、協議をさせていただければというふうに今、考えているところであります。そんなことから、なかなか議員が指摘のように、町職員が許可を取って銃を取得するというのは、なかなか厳しいというふうに今、私なりに考えさせていただいておりますので、町内の方々が要するに取得しやすい体制というのは、どういう形で町が支援していくべきなのか、もう少しきちんとした情報交換をさせていただければというふうに思っているところであります。それで、先ほどもちょっと言いました。今のシカの部分については、囲いワナの試みをしていますので、もし、それが有効的に活用できるのであれば、囲いワナを各地域に設置をするということもひとつあ

ると思いますし、それから、今、先ほど言いました、知内と福島地域のエゾシカ対策会議、これはですね、従来ですね、取得の要件があるんです。知事許可と町長許可というのがあるんです。ですから、ここは狩猟許可書については、知事許可で10月1日から1月31日までであって、これは許可証をもらった人方は、全道一円銃を持って要するに銃を撃てるということでありまして、ただ、有害駆除の部分については、これはヒグマを除くものがありますけれども、これは町長の許可で、許可証を出せるんです。ただし、この許可証は町内の在住の狩猟免許を取得している人に限るということでありまして、先ほども言いました。狩猟免許を持っている人は町内で8名おりますので、その人にしか出せない。そして、許可区域は知内町のみということになります。ですから、先ほどこれは知内町だけの課題ではありません。福島もそうでありまして、松前もそうでありまして、知内もそうであり、木古内もそうでありまして。ですから、そういう地域、その住民でなければ許可が出ない、そして、区域だけで要するに許可が出ないという形ではなくて、お互いに知内町の狩猟許可を持った人が、福島町に行って銃を要するに撃てる、福島の人が木古内に来て撃てるという、そういう連携をですね、何とか組めないのかということ、これはですね、先ほどの対策協議会の中にもう既に渡島総合振興局の方に提案をさせていただいて、前向きに検討をしていただけたということになっておりますので、是非、その辺でご理解をいただければというふうに思います。それともう1つ、小谷石地区というのは、越冬地として今、小谷石と岩部地区がですね、要するにシカが集まるということでありまして、まず、小谷石地区にくくりワナによる捕獲をできないのか、それから、岩部地区については、銃を用いて一斉捕獲、これはモバイルリングという要するに手法だそうですね。銃を持った人がジープに乗って、林道を走って一斉に要するに駆除をするという方法、これもですね、今、対策協議会の中で検討されておりますので、今、その状況をきちんと検証した中で、今後、対策を練っていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、吉田君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

確かに町長お話をされていることは理解できる場所があります。ただ、何年か前に町が助成をして、狩猟者免許取得をさせたという例があります。ちょっと記憶が違えば申し訳ないんですけども、そのような記憶があるので、そのときも何人かの狩猟者、狩猟免許を取ったという形になっておりますけれども、それから徐々にその人方が高齢化されていて、今、狩猟に従事できなくなっているんだということでありまして、是非、その辺を一般町民からの狩猟免許についての所持は無理だとは言えません。ただ、いろいろな先ほど町長がお話をしてくれました狩猟税だとか、いろいろ銃の弾というんですか、その費用だとかもろもろあります。その辺の負担も多いと思いますので、もし、その辺の連携的にする情報等の提供もあるんですけども、まず、その辺がどうも連携だけの話がどんどん進んでいって、実際に狩猟者の不足がどんどん増加していくという傾向が見えつつあります。ですから僕はこんな状況で、是非、町の職員として、狩猟免許を取得していただいて、緊急時に出てもらおう、もしくは、猟友会との連携を取りながら情報を提供してやってもらおうということ考えていきたいと思っております。また、お尋ねしますけれども、現在、町の職員としてで狩猟免許を持っている方はおられるのでしょうか。うわさに聞くと、町長が以前に持っていたという話もありますので、その辺も町長も今は狩猟をできないだろうと思うんですけども、いろいろな経費もろもろ、所持する経費負担が相当ある

と思うんですけれども、その辺についての町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

以前に吉田議員が指摘した、町が助成してという部分については、農家の皆様方がワナの部分です。狩猟ではなくて、銃を持つのではなくて、ワナです。ワナの部分でその取得に対して町が助成したということがありますので、まず、その辺、確認させていただきます。それと、今やっているのは、銃8名の要するに銃を持った方々がいますけれども、その保険料です。万が一、事故があった場合にということで、これは毎年、予算を見てもらえればわかるんですけれども、猟友会に対して補助金を出しているということでご理解をいただければと思います。それと今、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、なかなかです、勤務をしながら銃を抱えるというのは大変であります。これは私も今、指摘されたように、一時は持ったことがあります。ところがですね、毎回、毎回更新の要するに講習会、それから万が一、全国で銃の事故があったら、要するに検査ですよ。これがですね、要するに銃の管理というのが大変、負担になるということがありますので、なかなか新規でその辺を要するに取得するというのが出てこないというのが現実だろうと思っています。ですから、私はですね、今回、北海道全体での今そういう課題をあるんです。そんなことから、ここの要するにシカとかクマだけでなく、要するに海の海獣です。トドとか、アザラシの部分、これはもう既に被害の相当ある首長さん方が協議会を立ち上げてどうするかと、ハンターをどういうふうにするに養成していくかという、これですね、町単独ではなくて、全国で今、そんな取り組みをしているということでもありますので、この辺、もう少し時間をいただければというふうに思っています。それで、先ほどもちょっと申し上げました。取得するための要するに講習料なり、許可証の交付を受けるために、相当金額が入りますので、これを要するに町が要請すると、果たしてそういう狩猟者が増えてくるのか、銃を持つ人が増えてくるのか、この辺も先ほど言いました8名の今、猟友会の方々がいます。その辺、知内町だけではなくて、木古内と知内町の猟友会ということで、1つになっていますので、組織として、この辺の話題を提供させていただいて、良い方向に進められればというふうに考えていますので、もう少し時間をいただければというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、吉田君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

確かに町長の言うとおりでございますけれども、ただ、一番、今、狩猟者が高齢化されたのがまず、第1点の問題。それから費用がかかるというのが大きな狩猟を持っている人の方の保持している方のハンターの負担になると思うんですよ。是非、その辺をできれば、逆に町がある程度の負担を考えていただければなとこう思うわけでございますけれども、その辺について、お尋ねしまして、私の最後の質問と致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほども説明させていただいておりますけれども、いろいろと今、猟友会の人方と情報交換をさせていただきます。それで今、議員が指摘していただいたもので、負担になって



なかなか新しい人が出てこないんですよということであれば、町がそこに対してですね、どんな支援ができるか、これは積極的に情報交換をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

これで一般質問を終わります。

---

● 散会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

傍聴者の皆さんには、長時間にわたり夜分遅くまで傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。議会はナイター議会、サンデー議会だけでなく、いつでも本会議が開かれているときは傍聴することができます。只今、第3回の定例会開催中でありまして、明日は平成25年度の決算審査特別委員会が9時半より開催されております。時間がありませんでしたら、是非ともそれも傍聴していただければ、大変ありがたいと思っております。今後とも、議会に対して皆さんの変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どうも大変ご苦勞様でした。どうもありがとうございました。

（ 散会 午後 8時56分 ）